

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年5月15日

【会社名】 株式会社ECI

【英訳名】 ECI, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小野 稔

【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市幸区堀川町580-16川崎テックセンタービル1F

【電話番号】 044-201-8461 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役経営管理部長 角 政樹

【最寄りの連絡場所】 神奈川県川崎市幸区堀川町580-16川崎テックセンタービル1F

【電話番号】 044-201-8461 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役経営管理部長 角 政樹

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 6,013,800円  
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額  
1,410,513,660円  
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】（第14回新株予約権証券）

## (1)【募集の条件】

発行数	514個（新株予約権1個につき313株）
発行価額の総額	6,013,800円
発行価格	新株予約権1個につき11,700円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成24年5月31日（木）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ECI 経営管理部 神奈川県川崎市幸区堀川町580-16 川崎テックセンタービル1F
割当日	平成24年5月31日（木）
払込期日	平成24年5月31日（木）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 六本木支店

(注) 1. 第14回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の募集の条件については、平成24年5月15日（火）開催の取締役会決議によるものであります。

2. 平成24年5月15日（火）開催の取締役会決議を経て、本有価証券届出書の効力発生後、平成24年5月31日（木）までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約（発行する際の条件を事前に取り決めたもの）」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。しかしながら、割当予定先は、当社の財務内容が悪化していることを十分承知しており、また、がん治療薬ECI301の臨床試験を米国NCIにおいて既に開始していることに注目していることなどから、本新株予約権を引受ける意思を表明（引受意向証明書を提出）しております。

3. 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

5. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的 となる株式の種類	株式会社ECI 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数の定めはない。
新株予約権の目的 となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式160,882株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は新株予約権1個313株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使 時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、8,730円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数1株あたりの時価}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項(2)号 から までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該} \\ (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{期間内に交付された当社普} \\ \text{通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

	<p>(4) その他</p> <p>行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>1,410,513,660円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p>
	<p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>

新株予約権の行使期間	平成24年5月31日から平成25年5月30日 (但し、平成25年5月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日) までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社ECI 経営管理部 神奈川県川崎市幸区堀川町580-16川崎テックセンタービル1F 2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 六本木支店
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項 (残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法273条第2項及び第274条第3項) の規定に従って、当取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権1個当たり金11,700円の価額で残存する本新株予約権の一部又は全部を取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,410,513,660	82,524,993	1,327,988,667

(注) 1. 上記払込金額の総額は、発行価額の総額（6,013,800円）に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（1,404,499,860円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の主なものは、新株予約権の公正価値算定費用（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町、代表取締役 能勢元）として1,500,000円、東京フィナンシャル・アドバイザーズより紹介を受け、依頼を決定致しました有価証券届出書等及び開示資料にかかる作成及び作成された書類が金融商品取引法及び関連諸法令に準拠しているかどうかのレビュー支援業務の費用（株式会社ビッグヒット、東京都世田谷区太子堂、代表取締役 星野智之）として2,500,000円、調査費用（株式会社日本商工リサーチ、住所：大阪市北区天神橋、代表者：大竹弘一）として300,000円、当社と財務アドバイザー契約を締結している株式会社ディスカバリー（東京都世田谷区宮坂、代表取締役 鈴木 清）に対して当社が債務超過を解消するためのファイナンスの計画を立案し、当社に対して適宜に提案していただくとともに、当社と割当予定先の間立って、当社と割当予定先がスムーズに諸手続が進むように連絡を取り合い、ファイナンス計画がうまくいくための折衝などに対するフィナンシャル・フィーとして70,224,993円（本新株予約権の行使に比例し当該行使額の5%がフィナンシャル・フィーとなっております。）、第三者特別委員会委託費用として3,000,000円、登記費用として5,000,000円であります。

4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合には、上記差引手取り概算額は減少いたします。

5. 当社においての取得条項は、平成24年5月末日までに権利行使されなかった新株予約権について、その後権利行使が一向に行われず、その後別の有利な資金調達が行われた場合に、発動することを想定しておりますが、仮に計画どおりに新株予約権の行使が進まない場合、上記金額の減少が生じることとなるため、上記金額の減少が生じた場合につきましては「運転資金364百万円」を減少させる予定です（未払金等及び事業にかかる創薬ツールの開発＆製造等に充てる資金を確保することが重要と考えたため、運転資金から減少させます）。なお、それ以上の減少が生じた場合は「創薬ツールの開発＆製造等」、「未払金等」の順番で減少させる予定ですが、減少した程度によっては当社の事業運営に支障をきたすとともに、未払金等の一掃を達成できない可能性があり、支払先によっては強制執行が実行されるおそれがあります。

6. 計画通りに本新株予約権の行使がなされない場合は、資金使途の内容及び支出予定時期の見直しを図るとともに、別の資金調達方法を検討いたします。

### (2)【手取金の使途】

#### 1. 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
(a) 未払金等	594,335,000	平成24年5月～平成24年6月
(b) 研究開発費（ECI301関連）	150,000,000	平成24年6月～平成25年5月
(c) 研究開発費（その他）	69,000,000	平成24年6月～平成25年5月
(d) 創薬ツールの開発＆製造等	150,000,000	平成24年6月～平成25年5月
(e) 運転資金	364,653,667	平成24年6月～平成25年5月

(注1) 差引手取概算額1,327百万円につきましては、実際に支出するまで、当社の銀行口座にて管理いたします。

(注2) 計画通りに本新株予約権の行使がなされない場合は、資金使途の内容及び支出予定時期の見直しを図るとともに、別の資金調達方法を検討いたします。

#### (a) 未払金等

未払金等は、下記の通り、平成24年4月末日現在の未払金勘定の残高及び未払金勘定以外の支払遅延があります。平成24年4月末日現在の未払金等の残高は594百万円です。「第3第三者割当の場合の特記事項1割当予定先の状況a 割当予定先の概要C 割当予定先の選定理由（1）当該資金調達の目的及び理由（C）住友不動産に対する未払金等の解消について」に記載の「未払金等の

内訳表」にも記載してありますが、主な内訳は住友不動産51百万円、社会保険料47百万円、従業員給料101百万円、共同研究先への当社負担分の研究費81百万円、監査報酬23百万円などがあります。住友不動産については、このほかに当初70百万円を平成23年6月末までに、21百万円を平成23年8月末までに和解金を支払えなかったことから、ここに記載の51百万円とは別に、85百万円の違約金の支払いを求められる可能性があります(和解条項では、当社は住友不動産に対して平成23年6月末までに70百万円、平成23年8月末までに21百万円支払うこととなっており、それができなかったことから、和解条項通りに支払っていただければ免除されることになっていた85百万円の違約金の支払を請求される可能性があります。当社は和解金の残金51百万円の支払の交渉をする中で、当該違約金の支払いを免除していただく方向で交渉する計画です。当該違約金85百万円は、「未払金等の内訳表」上では「その他150,244千円」に含まれています。)

未払金勘定以外の支払遅延に関しては未払法人税等27百万円、源泉所得税・住民税預り金34百万円、労働保険料3百万円などがあります。

これら支払いが遅延している未払金や諸税金等に関しては、差引手取概算額を原資として平成24年6月15日までに全額支払致します。

#### (b) 研究開発費(ECI301関連)

米国国立がん研究所(NCI)<sup>\*1</sup>で実施しているがん治療薬ECI301の治験支援機関、ECI301安定性試験、ECI301追加生産などに充当します。

当社が開発したがん治療薬ECI301は動物実験において、末期がんに対応する腫瘍のあるマウス(ハツカネズミ)に対して放射線と併用したところ、その半数が完全に腫瘍が消滅し残りの半数の8割で腫瘍が縮小、さらに副作用がなく、転移がんにも顕著な効果がみられました。平成21年4月、こうした結果を高く評価した米国国立衛生研究所(NIH)<sup>\*2</sup>の傘下である国立加齢研究所(NIA)より連邦予算にて放射線とECI301の併用による臨床試験の実施引受の申し出があり臨床試験契約を締結、米国食品医薬品局(FDA)<sup>\*3</sup>、治験審査委員会(IRB)の承認を経て、臨床試験を開始しました。しかしながら、限定された治験ボランティア数、NIA内での人事異動などが重なって計画通り進みませんでした。こうした状況下、平成23年1月にかねてから前臨床データを高く評価していたNCIの臨床試験責任医師であるDr. Deborah Citrinより自らの研究室において臨床試験を実施したいとの申し出がありました。そこでNCIと改めて臨床試験契約を締結し、平成23年8月にFDA、同年9月にIRBの認可を得て臨床試験を開始しました(NIHホームページ<http://clinicaltrials.gov>に「ECI301 and Radiation for Advanced or Metastatic Cancer(進行/転移がんに対するECI301と放射線)」として掲載)。実際の患者の募集は平成24年に入ってから実施していますが、臨床試験責任医師によれば、第1相(Phase One)臨床試験(毒性確認、がんの場合は対象者ががん患者であるため併せて効果も確認)が1~2年かかる見通しです。第2相において有効性が十分示されれば、がん新薬の特例として第3相を省略し、新薬承認申請(NDA)を提出することが出来る可能性が生じます。こうした中、平成25年5月末日までにECI301の追加生産(5,000万円~1億円)、既存薬の有効期間を延長するための安定性試験(5百万円~10百万円)、臨床試験支援機関に対する業務委託費(200万円~300万円)、及びその他諸経費(翻訳費用等10百万円)のR&D費用が必要になります。

\*1

米国国立がん研究所(NCI: National Cancer Institute): 米国国立衛生研究所(NIH)の傘下にあり、NCIは、がんの原因、予防、診断と治療に関連した研究、トレーニング、健康情報普及の活動である国立がんプログラムをコーディネートして、がん患者と患者の家族の支援を行っています。NCIはメリーランド州のベセスダとフレデリックに1937年に設立されました。

\*2

米国国立衛生研究所(NIH: National Institutes of Health): 1887年に設立された世界最大の医学研究機関です(研究員・職員=約18,000人、2007年度予算=約3兆2,000万円)。その傘下には、今回ECI301の臨床試験を実施しているNCI(国立癌研究所)の外、NIA(国立加齢研究所)、NIAID(国立アレルギー・感染症研究所)など27の研究所や研究センターが所属しています。

\*3

米国食品医薬品局(FDA: U.S. Food and Drug Administration): 日本の厚生労働省に当たるHHS( Department of Health and Human Services = 保健社会福祉省)に属するアメリカの政府機関です。新薬の申請はここを通して行われることになります。消費者が通常の生活を行うに当たって接する機会のある食品や医薬品などについて、その許可や違反品の取締りなどの行政を専門的に行っています。

#### (c) 研究開発費(その他)

FROUNTプロジェクト(体内で起きる炎症の悪化に重要な役割を果たすマクロファージ中のたんぱく質であるFROUNTの機能を阻害することで、動脈硬化、慢性関節リウマチ、アレルギー疾患などの炎症疾患に対し既存薬と比較して副作用の極めて少ない薬剤を開発することを目指した創薬研究プロジェクト)を行っています。それに伴う研究開発費は60百万円です。

また、日本科学技術振興協会(JST)に対するFROUNTプロジェクト開発支援金返済分の約定返済額が平成25年5月末までに9百万円ありますので、これを返済する予定です。

#### (d) 創薬ツールの開発&製造等

当社が開発した細胞動態分析装置(TAXIScan)は細胞の走化性(特定の化学物質の濃度勾配に対して細胞が方向性を持った行動を起こす現象)をリアルタイムで観察することが可能であり、新薬の開発目的向けにバイオ関連の研究機関からの一定の需要があります。しかしながら、研究機関向けの市場規模は限られているため、バイオマーカー探索機能を向上させて病院や診療所のCOPD(慢性閉塞性肺疾患)などの診断が可能な医療診療機器への転用を目指しており、こうした研究開発費が必要となっております。また現在4台受注/仮受注している細胞動態分析装置の高級機種である蛍光細胞動態解析装置(TAXIXcan-FL)の組立・製造および関連消耗部品(ディスク、半導体チップなど)の調達資金も必要となり、これらの費用に対して充当致します。

#### (e) 運転資金

当社が経常的に必要な毎月の運転資金は、現在人件費1,400万円、事務所家賃140万円、監査報酬245万円、業務委託費500万円な



ど合わせて約3,000万円となっており、年間では3億6,000万円に達します。今回(a)～(d)に充当した残りの金額を平成25年5月期の運転資金に充当致します。

また、Brillance Hedge Fund及びBrillance Multi Strategy Fundが保有する第13回新株予約権の未行使分である1億3,200万円についても、当社としては、今後も行使が行われると想定しており、行使によって得た資金は運転資金に追加で充当致します。

平成24年5月15日に締結する総数引受契約書の取得条項に基づき、当社においての取得条項は、平成24年5月末日までに権利行使されなかった新株予約権について、その後権利行使が一向に行われず、その後別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定しておりますが、仮に計画どおりに新株予約権の行使が進まない場合、「運転資金（364百万円）」充当額を減少させる予定です（未払金等及び事業にかかる開発&創薬ツールの製造等に充てる資金を確保することが重要と考えたため、運転資金から減少させます）。

## 2. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権の発行は、新株予約権の行使による資本の増強により、債務超過（平成24年2月29日時点における債務超過額は849百万円）を解消し、株券上場廃止基準第2条の2第1項第4号（債務超過）に定める上場廃止を回避するとともに、和解金の支払をはじめ支払が遅延している未払金等の残高を一掃し、持続的な企業価値の向上を実現するためのものであると考えております。なお、当該資金調達を行わなかった場合、以下のリスクが顕在化し、当社事業に関する影響が更に悪化すると考えております。

1. 平成24年5月末日までに債務超過を回避しない限り、当社株式は上場廃止となることから、取引先の当社に対する信用力の評価は極めて厳しいものとなり、取引拒絶等のリスクが顕在化し、倒産に至るリスク
2. 支払が遅延している未払金等の残高を一掃することができず、取引業者等との取引が円滑に進まず、今後の当社の事業活動の遂行に支障が生じるリスク、更には訴訟等を提起されるリスク
3. 受注済み創薬ツールの納品が納期に間に合わず、顧客からの信用を失うリスク

以上のリスクについて検討した結果、短期及び中長期的な課題解決のため、債務超過を解消し、上場廃止を回避することが最重要と考えております。現在の未払金等は、取引先、従業員、公租公課の支払いという事業資金の未払であり、まずはこれらを解消することで、取引の継続、雇用の維持、企業としての責務が果たせるようになることから、短期的及び中長期的に収益性及び企業価値の向上に繋がるものと考えております。

また、当社は、平成24年4月16日付「平成24年5月期第3四半期報告書」にて開示いたしましたように、依然として営業キャッシュフローのマイナスや、多額の未払金等の財務上の問題が継続しており、平成24年2月末日現在で849百万円の債務超過の状況であり、非常に脆弱な財務基盤に陥っております。

本新株予約権の行使により、債務超過の解消に向け、株主資本の強化をすることができます。また、債務超過の解消により、株券上場廃止基準第2条の2第1項第4号（債務超過）に規定される、平成24年5月期末における上場廃止の規定に抵触しないこととなることなどからも、本ファイナンスは必要であると考えております。

また、当社の財政面での安定性を確保するために、当該規模の資金調達が望ましいと考えており、当社の本格的な業績の回復には時間を要する状況であるため、公募増資や金融機関借入の実施は難しい状況であることを鑑みると、本スキームによる資金調達は、債務超過の解消による上場廃止に対する懸念を払拭し、当社の現状の株価に織り込まれていると考える倒産リスクを低減させること、財務面での安定をはかることによって、当社が、がん治療薬ECI301の開発に継続して資金投下を行うことが可能となるため、研究開発が進展し、当社の企業価値を高めることが可能となること、により既存株主の皆様が保有している株式の経済的価値を向上させるものであると判断しております。

従って、今般の資金調達は必要不可欠であり、その資金使途は合理的であると判断しております。

## 3. 新株予約権の行使時期について

当社といたしましては、割当先との面談により、本新株予約権の行使は、仮に株価が権利行使価額を下回っている状況下であったとしても、平成24年5月末日に、割当予定先に、割当てた新株予約権の数の70%程度となる数の権利行使を行うこと確約書を割当予定先より受領しており、早期での資本増強が可能となることを見込んでおります。

なお、割当予定先との間で行った、平成24年5月末日に権利行使を行うこと確約書にて定める本新株予約権の行使個数を、割当予定先に割当てた個数の70%程度とした理由といたしましては、まず、割当予定先から、平成24年5月末日における債務超過額を解消するに足る金額の払い込みを行うことの内諾を得た一方で、割当予定先には、割当てた新株予約権の一部を、割当予定先の判断で、権利行使を行うこととしたいという意向があったためです。

その中で、当社としては、本新株予約権の権利行使を前提としない場合における平成24年5月末日の債務超過額を試算したところ、本新株予約権の発行価額の総額6百万円に加え、行使価額の総額1,404百万円の70%にあたる983百万円との合計である989百万円の資本増強が可能となれば、債務超過の解消がほぼ確実となると判断したためです。

当社と致しましては、本新株予約権の全てを平成24年5月末日に権利行使を行うことを依頼いたしましたが、新株予約権の一部をその後も保有したいという意向もあり、割当予定先との協議の結果、以上のとおりとなりました。

また、割当予定先との面談において、平成24年5月末日までに債務超過が解消されない場合、上場廃止となることを伝えた上で、今回の交渉を行っており、割当予定先からも債務超過を回避するべく、権利行使を行うことに最善を尽くす旨、伺っております。

しかしながら、当社の想定通り円滑に行進が進まない場合は、支出予定時期等に変更が生じる可能性があり、更に、平成24年5月末日までに債務超過が解消されない場合には、名古屋証券取引所の規定に基づき、上場廃止となることとなります。

なお、当社が見込んでいる当該新株予約権の行使が進まない場合における資金繰りについては、支出予定時期等の変更についての協議を進めると同時に、他の方法による資金調達を検討いたしますが、平成24年5月末日までの時間的猶予は少ないことから、上場廃止となる可能性が高いこととなります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### a 割当予定先の概要

a. 割当予定先の概要	名称	岩佐 実次（平成24年5月15日現在第6位の株主）
	所在地	東京都新宿区
	職業の内容	株式会社リソー教育 代表取締役会長

b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	5,479株
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注）1. 割当予定先の概要は、本有価証券届出書提出日（平成24年5月15日）現在におけるものです。

##### c 割当予定先の選定理由

###### （1）当該資金調達目的及び理由

当社の前期（平成23年5月期）連結決算は、売上高148百万円、営業損失578百万円、経常損失578百万円、当期純損失788百万円となり、前期末（平成23年5月31日）現在で593百万円の債務超過に陥ったことから同日付で上場廃止の猶予期間に入っており、当期末（平成24年5月末日）までに債務超過が解消されない場合、株券上場廃止基準第2条の第1項第4号（債務超過）に基づき、当社株式は上場廃止となります。

当社は上場廃止を回避するために、まずは債務超過額を減額する目的で、平成23年12月2日総額3億円の第13回新株予約権を発行しましたが、これまでのところ新株予約権の権利行使は当初企図した程順調には進んでいないのが実情です。従いまして、今般の資金調達目的は、第一に、自己資本の充実を図り債務超過を解消して上場を維持することであり、合わせて資金難から平成24年4月末日現在で5億円超まで積上がった未払金等を一括し、さらに、今後計画している研究開発及び創薬ツールの開発&製造等に要する資金を調達することにあります。

当社及び当社連結子会社である株式会社セルテ（以下、「当社グループ」という。）が属する医療品業界及びこれを取り巻くビジネス環境は、各国において医療品承認要件の厳格化など、新薬開発のハードルが高くなっていることに加え、昨今の景気の低迷から依然として非常に厳しい状況が続いております。当社グループは、創薬及び創薬関連事業、創薬ツール供給事業の2つを主力事業として事業を展開しており、ライセンスアウトを含む業務提携契約に基づく治験薬の販売をはじめとして、現在までに新規顧客の開拓などに尽力してまいりました。

こうした中、平成23年3月15日に中国の天津天士力製薬株式会社（以下、「天士力社」という。）とがん治療薬ECI301（以下、「ECI301」という。）のライセンスアウトを含む業務提携基本契約を締結し、平成23年3月31日には韓国の柳韓洋行（以下、「柳韓社」という。）とECI301ライセンス契約を締結するなど、新たに製薬企業との提携を進めてまいりました。

こうした取り組みを行ってきたものの、平成24年5月期第3四半期の連結累計期間の業績は売上高59百万円、営業損失279百万円、経常損失309百万円、四半期純損失294百万円となり、平成24年2月末日現在の債務超過も849百万円まで増加し、企業業績だけによる当期末（平成24年5月末日）までの債務超過の解消は殆ど不可能な情勢であります。

当社は、平成23年5月期を含めた直近3ヵ年において連続して企業業績が期初計画を大きく下回ることとなったことを受け、その責任を明確化すると同時に当社グループの業績の長期低迷に歯止めをかけるため、平成23年8月10日付で、代表取締役社長であった鈴木幹雄が代表権を返上し、取締役であった小野稔が新たな代表取締役社長に選任され、新しい経営体制の下で、新たなスタートを切りました。新体制下、今後の経営方針及び経営戦略などについて早急に見直す必要に迫られ、後述の通り、天士

力社との一時金の早期入金交渉をはじめ、新たな資金調達を模索しましたが、会計監査人であった監査法人元和より、会社法に基づく監査において、当社の継続企業の前提である支払期日の過ぎた債務の支払い、日米欧の大手製薬会社との ECI301 ライセンスアウトのグローバル契約の交渉、内外投資家との資金調達の交渉について、適正な監査意見を表明するための合理的な基礎を得ることできず、監査意見の表明をしない旨の監査報告を受領することとなりました。そのため、平成23年8月31日付に公表した「平成23年5月期有価証券報告書の提出遅延及び当社株式の監理銘柄（確認中）への指定の見込みに関するお知らせ」のとおり、平成23年5月期有価証券報告書について金融商品取引法第24条第1項に定める提出期限までに提出できない状態となり、平成23年8月31日、監理銘柄（確認中）に指定されました。

これを受けてエクイティ・ファイナンス（新株予約権）による資金調達を実現するために、引受候補先との協議・交渉を開始致しました。また、平成23年9月13日付で会計監査人を監査法人元和から阪神公認会計士共同事務所に变更しました。なお、引受先候補との協議・交渉中においても当社は監査法人元和と今後の監査の方向性について協議を重ねてまいりましたが、継続企業の前提の問題の協議が早期に解決しないというリスクを回避するために、平成23年9月13日に公表した「会計監査人の異動及び一時的会計監査人の選任に関するお知らせ」のとおり、当社より監査法人元和に対して監査契約解除の申入れを行い、その結果監査契約を合意解除しております。これを受け当社監査役会は、阪神公認会計士共同事務所の小谷陽亮及び山中雄太の両氏を一時的会計監査人に選任し、両氏と新たに監査契約を締結いたしました。阪神公認会計士共同事務所の小谷陽亮及び山中雄太の両氏からは、監査法人元和より会社法に基づく監査における監査意見の表明をしない旨の監査報告を受領した日以後の、引受候補先との協議・交渉の内容及びその結果の検討を含めた十分な監査手続の結果、平成23年5月期有価証券報告書における無限定適正意見の監査報告書を受領しております。

これらにより、平成23年9月30日付で平成23年5月期有価証券報告書の提出をすることができました。この結果、当社株式の監理銘柄（確認中）の指定が解除されましたが、平成23年5月末日において債務超過の状態に陥ったことから同日付で上場廃止の猶予期間に入っており、平成24年5月末日時点までに債務超過が解消されない場合には当社株式は上場廃止となることは先に記した通りであります。上場廃止となれば、取引先の当社に対する信用は極めて厳しいものとなり、取引拒絶等のリスクが顕在化し倒産に至る可能性があります。また、既存株主にとっても上場廃止は最大の株主利益の毀損であります。

当社としては、まず手始めに債務超過を減少させるため、第13回新株予約権（平成23年12月2日発行）によるファイナンスを実施しました。これによる調達資金と天士力社からの契約一時金ならびに柳韓社からの治験薬代と合わせた資金を原資として、住友不動産株式会社（以下、「住友不動産」という。）に対する滞納家賃を中心とした未払金などを優先して削減する計画でした。しかしながら、新株予約権の行使が当社の想定おりのペースで進まず、さらに第13回新株予約権発行時点で見込んでいた平成23年12月までの天士力社および柳韓社からの入金も行われず、その後も入金はありません。

なお、当社グループの資金繰りにおける状況は、以下のとおりであります。

#### （A）天士力社からの一時金の入金は困難

当初、平成23年3月の契約時点において天士力社は、入金条件として、研究室レベルでのECI301の産生発現があればよい、との意思を伝えてきておりました。しかしながら、以後多くの追加要求がなされております。その内容及び顛末については、平成23年12月30日付「中国天士力社と韓国柳韓社からの一時金入金見通し等について」、平成24年1月13日付「平成24年5月期第2四半期決算短信」及び平成24年4月16日付「平成24年5月期第3四半期決算短信」において開示しておりますが、その要旨は以下のとおりであります。

#### 1. 平成23年4月 SOW（作業手順書：技術移転の実施手順を記したもの）の策定の依頼

天士力社より、入金条件として、SOWの締結を依頼してきました。当社はSOWの草案を作成、天士力社に送付し、両社は作業スケジュールの策定を開始いたしました。

#### 2. 平成23年5月SOWにかかる基本合意

上記1のSOWに関しまして、協議の上、平成23年5月に基本合意を行いました。

#### 3. 平成23年8月 SOW（作業手順書）の締結

上記2の合意後、さらに平成23年8月において、SOW（作業手順書）を締結しております。当該契約の内容は、入金条件としては実験室レベルでのデモ検証でよいが、入金条件とは別に、その後において工場レベルでの検証を天士力社が行うこととする

ものであります。

#### 4. 平成23年8月 付随支払予定書の締結依頼

天士力社は、入金条件として、中国当局（中国知的財産管理庁および商工管理庁）による技術移転の承認を要する旨の約定を求めてきました。協議の上、当社は当該依頼を受け入れ、付随支払予定書を締結いたしました。

#### 5. 平成23年9月 天士力社からの中国当局による承認が得られないとの連絡

天士力社から、中国当局の承認を得るためには、技術移転に関する特許及び生物製剤情報が必要なこと等から、平成23年9月末までに一時金の支払を行うことができない旨の連絡がありました。

#### 6. 平成23年12月 天士力社からの中国当局による承認のための書類が不備であるとの連絡

天士力社から、以下にかかる書類が不足しているため、中国当局の承認が降りず、入金できないとの連絡がありました。ECI301の特許共同申請者である東京大学教授の特許使用権の譲渡についての同意書 技術移転で必要となるECI301を産生するバイオテクノロジーの基幹技術である宿主細胞および発現ベクターの特許権保有先からの特許使用の承認 中国におけるバイオ製剤（タンパク質など生物材料から作る物質）の規制に対応するための輸入手続

#### 7. 平成24年1月 上記6 の充足

上記6の につき、平成24年1月において、東京大学教授より、同意書を手入いたしました。また につき、平成24年1月1日において、宿主細胞および発現ベクターの特許権保有先からの特許使用の承認は、今後ECI301を製造する時に必要となるものであり、技術移転に関して必要とされるものではないことが、天士力社からの報告により判明いたしました。

#### 8. 平成24年1月 ECI301の特許使用権の譲渡を入金条件とする旨の依頼

中国当局からの要請であるとの理由から、ECI301の特許使用権の譲渡手続完了を新たに支払条件とする旨、依頼してきました。当該譲渡手続につきましては、必要な資金の不足、及び人材特に中国語での文書作成に精通する人材が不足していること等により、ほとんど進捗しておりません。

天士力社との契約にかかる現在の状況および今後の方針は、以下のとおりであります。

業績予想の修正及びECI301ライセンスアウトに関する状況等に関するお知らせ（平成24年4月16日開示）における開示以降、状況に変化はありません。天士力社の契約履行に対する基本姿勢は変わっておらず、必要な手続についても明らかになってはいるものの、当社としては、入金までにさらに時間がかかることが予想されます。

当社におきましても、天士力社の求める入金条件を充足すべく努力を行っております。しかしながら、当初の契約時点において伝えられていなかった入金条件についてもこれを充たしたにもかかわらず、今後、天士力社から、新たな入金条件を要求される可能性があるとも考えております。そのため、天士力社との契約の解除の可能性を検討することも視野に入れる必要があるとも考えております。一方で、株主利益を図ることが最重要であることから、天士力社との契約解除を行う場合には、契約を継続する場合以上の経済的利益を獲得する必要があると考えており、その点を最重要課題として認識しつつ、新たな取引先を開拓することも視野に入れ、最も合理的な方針を策定して参る予定です。

#### （B）柳韓社からの一時金の入金時期は不明

当社は、平成23年3月31日に柳韓社とECI301ライセンス契約を締結し、一時金として46,000千円で平成23年5月13日にヒト用ECI301治験薬の所有権の移転を行いました。対価の決済時期については、平成23年7月14日に、一時金の半額については平成23年12月末までに、残り半額については平成24年6月末までに支払うという内容で合意しました。そのため、当社は、既に実質的な役務提供は完了し、対価も成立していると認識し、平成23年5月期に46,000千円の売上計上を行いました。

しかし、平成24年5月期になってから、当該債権の早期回収可能性が難しい状況となっております。

当社は、平成23年12月に債権の回収のために柳韓社と協議を行いましたが、特許権の譲渡について当社の資金不足で必要な書類の入手が遅れていること、治験申請については、米国での治験状況を考慮しながら進めているため、慎重に行われていること、治験薬の安定性試験の追加を行う必要があること、がネックになっており、柳韓社から送金の手続きがまだ行われていません。

本来であれば、平成23年12月末までに特許権の譲渡の手続の完了及び安定性試験の実施を行う必要があったのですが、当社の

資金不足のため、これらの手続が出来ませんでした。

また、当社は平成24年1月に債権の回収のために柳韓社と協議を行いました。その際先方は、一時金を支払うためには韓国における治験申請の承認を受ける必要があると主張してきましたが、韓国FDAの治験事前申請に対する承認もまだ下りていません。その理由について柳韓社へ確認の要請をしておりますが、現段階では明確な回答が得られておりません。

当社としては債権の早期回収を行うために、本新株予約権の発行による資金調達により、資金不足を解消することが先決であり、その上で韓国における治験申請の承認を受けた上で、一時金の支払いを受ける予定です。

なお、平成24年5月期第2四半期において、柳韓社に対する売掛金を貸倒懸念債権として認定し、債権金額46,000千円の50%（23,000千円）について、貸倒引当金計上を計上しております。

#### （C）住友不動産に対する未払金等の解消について

住友不動産に対する未払金等の解消につきましては、先方に対して天士力社および柳韓社からの入金が困難な情勢になったこと、第13回新株予約権の行使状況、さらには今後の新たなライセンス契約あるいはファイナンスの実施見通しについて説明しております。また、第13回新株予約権の行使が行われた際に合わせて6回、合計24,700千円の支払いをしており、平成24年4月末日現在の残高は51,786千円となっています。今後の支払計画については、当社から明確な支払計画が提示できない状況にあるため、まだ具体的な協議に応じてはおりませんが、今回のファイナンスにより平成24年6月末日までに全額支払う旨を伝える予定です。

なお和解条項では、当社は住友不動産に対して平成23年6月末までに70百万円、平成23年8月末までに21百万円支払うこととなっており、それができなかったことから、和解条項通りに支払っていれば免除されることになっていた85百万円の違約金の支払いを請求される可能性があります。当社は残金51百万円の支払の交渉をする中で、当該違約金の支払を免除していただく方向で交渉する計画です（当該違約金85百万円は、「未払金等の内訳表」上では「その他150,244千円」に含まれています）。

#### （D）住友不動産以外の支払先に対する未払金等の支払について

住友不動産以外では、社会保険料、従業員給与、共同研究先への当社負担分の研究費、証券代行費用、監査報酬、CRO業者（臨床試験関連業務の補助代行業者）、IRコンサルティング費用など65社あり、総額約594百万円の未払金等がございます。

（単位：千円）

未払金等の内訳	平成23年12月末日残高	平成24年4月末日現在残高
住友不動産	72,286	51,786
社会保険料	51,657	47,956
従業員給料	82,456	101,811
役員報酬	28,223	40,509
共同研究先への当社負担分の研究費	66,878	81,300
証券代行費用	7,724	5,102
監査報酬	27,074	23,293
CRO業者（臨床試験関連業務の補助代行業者）	9,772	9,875
特許事務所	5,845	5,039
役職員立替経費未払い	11,419	10,641
IRコンサルティング費用	5,003	2,779
未払法人税等	27,000	27,000
源泉所得税・住民税預り金	34,000	34,000
労働保険料	3,000	3,000
その他	158,780	150,244
未払金等残高合計	591,117	594,335

#### （2）当該資金調達の方法を選択した理由について

当社は、天士力社業務提携や柳韓社業務提携などの契約に基づく一時金の入金が、当社の資金不足により、必要な手続が進捗していないために期日どおり行われなかったことなどに起因して、直近の4ヶ月間（平成23年12月末日～平成24年4月末日）でも支

払期日の過ぎた未払金等の残高が増加いたしました。

支払遅延が発生したことに伴い、当社グループの信用力が低下するとともに更に資金繰りが逼迫し、このまま当社が資金調達を行わなければ手許資金が尽き、円滑な事業活動もできなくなり、引いては会社の存続が危ぶまれる恐れもあることから、喫緊で必要とする資金を調達すべく、資金調達先を模索し、債務超過を解消することを目的として、直接金融の方法にて検討に入りました。

検討を進める中、債務超過状態であることを考えると、上場維持のためには間接金融による資金調達は選択不可能な選択肢であり、資金調達コストやその手続きに要する時間も限られ現実に切迫している状況を回避することが最優先、かつ必要不可欠であることから既存株主の皆様の株式の希薄化リスクに配慮しつつも、第三者割当てのエクイティファイナンスによる資金調達を主眼に検討せざるを得ないとの判断に至りました。こうした状況下、当面の未払金等の削減を目的に、平成23年12月2日に3億円の第13回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行しました。

しかしながら資金繰りの根本的解決には至らず、今回改めて以下の背景を踏まえて14億円の新株予約権を発行することに致しました。

なお、第13回新株予約権は割当予定先の投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Managementより、権利方針として、一度に多額の権利行使を行うことはせず、株価が権利行使価額を上回っている状況下において、その都度権利行使を行うとうかがっていることから、即日全額行使は最初から期待できない状況にありました。このため、Brilliance Hedge Fund、及びBrilliance Multi Strategy Fundの未行使分で今後の権利行使により調達した資金は運転資金に充当する一方、債務超過の解消、ECI301その他の研究開発費、創薬ツール開発製造費用を確保するために14億円の必要金額を設定致しました。

#### （新株予約権14億円による資金調達の選択理由）

1. 第13回新株予約権の発行によるファイナンス（調達資金3億円程度）では、平成24年2月末日現在の当社の債務超過額である8億円超の解消は難しく、また、調達金額も3億円程度では、予定していた中国と韓国からの一時金の入金が困難な状況下、未払金等の一括は難しいため、さらに、予定していた中国と韓国からの一時金の入金が困難な状況であり、会社の存在が危ぶまれること。
2. 今回は、半年以上前から投資対象として検討を進めてきた事情から新株予約権を選択したものの、引受先は当社が平成24年5月31日に債務超過を解消しない限り上場廃止になることを承知しており、割当てた新株予約権の数の70%を目処とする数の権利行使がなされることの確約書を受領していること。

今回の資金調達の第一の目的は債務超過の即時解消ですので、銀行などからの借入はこの目的からはずれるため対象外となり、新株による第三者割当て増資がこの目的には最も合致した資金調達の方法となります。なお、今回の資金調達方法が、新株予約権となった理由として、平成23年8月より、山内孝文氏を通じて、（山内氏はその後、今回のフィナンシャルアドバイザーである株式会社ディスカパリーの取締役役に就任）債務超過の解消を前提として進めていた資金調達の交渉・協議の中で、当社としては、即時に債務超過の解消が可能となる新株式での増資を望んでおりましたが、割当予定先である岩佐氏から、平成24年5月末日における債務超過額を解消するに足る金額の払い込みを行うことの確約書を受領した一方で、割当てた新株予約権の一部を、割当予定先である岩佐氏の判断で、権利行使を行うこととしたいという意向があったためです。そのため、本新株予約権における平成24年5月末日に権利行使を行うことを確約した個数を、割当予定先に割当てた個数の70%を目処とし、未行使分の新株予約権を、割当予定先の意向に応じ、割当予定先の判断で、権利行使を行うこととしたものです。

なお、本新株予約権の権利行使については、割当予定先から割当額の70%目処に初日に権利行使する旨の行使確約書を引受先から受領しておりますが、平成24年5月末日に実際に権利行使が行われる本新株予約権の数については現時点では確定しておりません。当社としては、できれば全額の行使を依頼しておりますが、割当予定先の意向もあることから、実際の権利行使数は、未確定です。

今回のファイナンスに関し、既に平成24年5月末日に行使が確約されている総額14億円の70%を新株式、残りの30%を新株予約権とせずに、全てを新株予約権とする理由といたしましては、平成23年8月以降、当社が山内氏に資金調達の相談行っていた頃より、新株式と併せ、新株予約権のスキームで選定見込先の検討を行っており、当時より今回の割当予定先である岩佐氏に対しても、新株予約権の引受けに関する打診を行ってまいりました。

その後、本新株予約権の割当に関する協議、交渉の過程においても、割当予定先の岩佐氏からは、既に山内氏より新株予約権



のスキームにて話を伺っているため、これまでの協議、交渉の結果のとおり、新株予約権での引受けて御願いたいという話を受けたため、割当予定先の意向を踏まえ、今回のファイナンスの発行を全て新株予約権としております。

なお、当社としては、本新株予約権の権利行使を前提としない場合における平成24年5月末日の債務超過額を試算したところ、本新株予約権の発行価額の総額6百万円に加え、行使価額の総額1,404百万円の70%にあたる983百万円との合計である989百万円の資本増強が可能となれば、債務超過の解消を見込めると判断し決定いたしました。

これらの内容などを比較検討及び総合的に勘案した上で、「(1)当該資金調達目的及び理由」に記載した当社の現状を踏まえ、一気に本新株予約権の割当個数の70%を目処に行使を実行して頂くことにより平成24年5月末日までに債務超過を回避することが可能であることから、全て新株予約権の発行による資金調達を選択する結論に至りました。

上記のとおり今回の新株予約権の第三者割当増資では、発行される新株予約権の70%を目処に平成24年5月末日までに権利行使されることから、既存の株主様にとって株式価値の希薄化が生じることとなります。しかしながら、当該増資に伴って債務超過を解消し、上場廃止が回避されることで、当社株主利益の毀損を抑止されるものと認識しております。

当社が前回Brilliance Hedge Fund、及びBrilliance Multi Strategy Fundに割り当てた第13回新株予約権には、新株予約権者の先買権が付されております。これは、新株予約権発行総数150個に対して75個以上存する限り当社が株式、新株予約権、新株予約権付社債を発行する場合は、第13回新株予約権の予約権者は、他の引受人に先んじて同じ条件で優先的に引受をすることが出来る権利です。しかし、平成24年5月2日に残存個数が66個になったため、先買権は喪失しております。

本新株予約権の発行にあたり、本新株予約権の割当予定先に先買権を付与しない予定です。

なお、第13回新株予約権の保有および行使状況は以下のとおりであり、平成24年5月2日現在未行使個数は66個(1億3,200万円)となっております。

割当/保有先	割当/保有個数	譲受個数	譲渡個数	行使個数	未行使個数
Brilliance Hedge Fund	75	0	30	7	38
Brilliance Multi Strategy Fund	75	0	30	17	28
渡邊定雄	0	60	0	60	0
合計	150	60	60	84	66

第13回新株予約権のBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundの行使、並びに譲渡(譲受)の状況は以下の通りです。

#### 第13回新株予約権のBrilliance Hedge Fundの譲渡及び行使の状況

平成23年12月15日：10個譲渡  
 平成24年2月17日：1個行使 (440株 200万円)  
 平成24年2月22日：20個譲渡  
 平成23年4月12日：1個行使 (410株 200万円)  
 平成24年4月13日：5個行使 (2,050株 1,000万円)

#### 第13回新株予約権のBrilliance Multi Strategy Fundの譲渡及び行使の状況

平成23年12月15日：10個譲渡  
 平成24年2月17日：1個行使 (440株 200万円)  
 平成24年2月22日：20個譲渡  
 平成23年4月12日：1個行使 (410株 200万円)  
 平成24年4月13日：15個行使 (6,150株 3,000万円)

#### 第13回新株予約権の渡邊氏のBrilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundからの譲受及び行使

平成23年12月15日：20個譲受  
 平成23年12月16日：20個行使 (8,700株 4,000万円)  
 平成24年2月22日：40個譲受  
 平成24年3月21日：15個行使 (5,655株 3,000万円)  
 平成24年4月06日：5個行使 (1,850株 1,000万円)  
 平成24年4月26日：10個行使 (3,220株 2,000万円)  
 平成24年5月2日：10個行使 (2,740株 2,000万円)

(Brilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundの引受理由および発行新株の保有状況)

Brilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundは、当社の財務内容が悪化していることを十分承知した上で、がん治療薬ECI301の臨床試験が米国NCIにおいて開始されたことに注目していることなどから、本新株予約権を引受ける意思を表明しております。新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。Brilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundは平成24年4月13日までに合計新株予約権24個（Brilliance Hedge Fund 7個、Brilliance Multi Strategy Fund 17個）の行使によって9,900株（Brilliance Hedge Fund 2,900株、Brilliance Multi Strategy Fund 7,000株）を取得しております。

（Brilliance Hedge Fund及びBrilliance Multi Strategy Fundから渡邊氏への譲渡状況）

渡邊氏はかねてから財務コンサルタントである山内氏の薦めに応じる形で当社への投資を検討しておりました。平成23年12月に新株による第三者割当増資で、適時開示及び有価証券通知書の提出で行うことができる1億円弱の投資をすることを検討いたしました。通算規定により、有価証券届出書による開示が求められるということが判明し、有価証券届出書を作成する工数を鑑みて、当該増資は見送ることとなりました。

そこで山内氏は知人でルナージア・インベストメント株式会社の代表取締役である南谷猛氏を介して知り合ったBrilliance Capital Management Pte. Ltd山田社長に第13回新株予約権譲渡を持ちかけ、山田社長はこれに応じました。

この結果、渡邊氏はBrilliance Capital Managementの2つのファンドから平成23年12月15日に20個、平成24年2月22日に40個の譲渡を受け、平成24年5月2日までに全額行使しております（平成23年12月16日＝20個、平成24年3月21日＝15個、平成24年4月6日＝5個、平成24年4月26日＝10個、平成24年5月2日＝10個）。

第13回新株予約権行使金額1億6,800万円の使途は以下の通りです。

#### 第13回新株予約権行使資金の使途

支払内容	支払金額（円）
住友不動産	24,500,000
社会保険料(年金事務所)	20,750,000
従業員給料	15,250,836
証券代行費用	11,042,050
監査報酬	14,250,000
CRO業者（臨床試験関連業務の補助代行業者）	5,252,750
役職員立替経費未払い	500,000
本社事務所家賃	7,464,834
IRコンサルティング費用	6,125,000
ECI301（治験薬）関連費用	2,424,177
ファイナンス手数料（発行費用）	31,909,500
引越費用	6,982,204
創薬ツール製造関連費用	1,915,891
役員からの借入金返済	8,264,000
未払法人税等	1,789,798
その他	9,578,960
合計	168,000,000

\*行使金額 1億6,800万円（平成23年12月16日～平成24年5月2日）

Brilliance Capital Management（2ファンド） 24個行使 4,800万円

渡邊 定雄 60個行使 1億2,000万円

#### （3）割当予定先の選定理由

当社は、今回の新株予約権の割当先の選定にあたり、今後の事業計画に基づき、上場維持を前提としたスキームを用いること、当社の事業内容をご理解して頂いたうえで実行すること、債務超過が解消出来る規模で平成24年5月末日までに権利行使を実行すること、割当予定先等が特定団体等と一切のかかわりがないことの確認ができることを条件に、複数の投資家の中から当社の事業方針及び今後の事業展開について賛同頂ける先を探してまいりました。

こうした状況の中で、当社専務取締役経営管理部長角政樹（以下「ECI担当役員」）は、友人である元三菱東京UFJ銀行の為替ディーラ から当社を支援して頂ける山内文孝氏を紹介して頂きました。

山内氏からは当社支援の一環として平成23年8月に阪神公認会計士共同事務所をご紹介頂いております。また、その後ファイナンス引受先の選別に尽力頂き、平成23年12月に渡邊氏（第13回新株予約権の譲渡先）をご紹介頂きました。

平成24年4月、引受候補先の一人として、当社が現在米国国立がん研究所（National Cancer Institute）において臨床試験を実施しているがん治療薬ECI301の進行かつ転移がんに対する革新的な可能性について注目され、保有資産を活用してがんの撲滅という崇高な理想が現実化されることを強く望んでおられる岩佐実次氏を紹介頂き、山内氏が所属する財務アドバイザー会社

である株式会社ディスカバリーを通して、引受に関する交渉、協議を行い、最終的に岩佐実次氏に新株予約権を引受けて頂くことになりました。

岩佐氏は当社に投資する前提として、ECI301の実用化の可能性がある程度見込まれることが条件と考慮しておりましたが、ECI担当役員が平成24年4月9日～15日に米国に出張した後、新株予約権で得た資金を活用して臨床試験コンサルタント(IA S I A)の協力を得る形で、ワシントンDC周辺の協力病院より患者を集めるなど、臨床試験支援体制を強化していることや、平成23年9月にNIHのホームページ(clinicaltrials.gov)掲載のECI301臨床試験(臨床試験責任医師Dr. Deborah Citrin)の内容について説明したところ、当社への投資を最終的に了承されました。

そして山内氏からの要請により、今回の引受予定先との話しが進行する過程で協力者と共に平成24年4月に設立した財務アドバイザー会社である株式会社ディスカバリー(住所:東京都世田谷区宮坂、代表者:代表取締役社長鈴木清、担当窓口:取締役山内孝文、業務内容:医療関連企業に対する業務および財務のコンサルティング)にて、フィナンシャル・アドバイザー契約を締結して欲しいとの意向があり、実務支援報酬等の金額についても協議した上で、当社は今回の新株予約権のフィナンシャル・アドバイザー契約を締結することと致しました。株式会社ディスカバリーは、平成24年4月に設立された企業であり、当社とこれまで取引はありません。

また、これと同時に当社は、本投資案件を仲介してくれた株式会社ディスカバリーが、暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「特定団体等」という。)とのつながりがないことを口頭で説明を受け、かつ、当社としても第三者調査機関(株式会社日本商工リサーチ(住所:大阪市北区天神橋四丁目12番24号、代表者:大竹弘一))による調査を行い、特定団体等とのつながりがないことの確認を行いました。

なお、岩佐実次氏は、平成24年4月27日に市場外の相対取引で5,479株を、岩佐氏と同じく本新株予約権の割当予定人である渡邊定雄氏より譲り受けております。

本割当は、日本証券業協会会員である証券会社のあっせんを受けて行われたものではありません。

(注)株式会社ディスカバリーの概要は以下のとおりです。

社名:株式会社ディスカバリー

代表者:代表取締役 鈴木 清

役員構成:代表取締役 鈴木 清

取締役 山内 孝文

取締役 大屋 廣茂

監査役 小城 正克

主要株主:鈴木 清(保有比率100%)

岩佐 実次氏

岩佐氏は、株式会社リソー教育の創業者であり、現在同社の代表取締役会長を務めております。株式会社リソー教育は、「生徒の個性・個人差は千差万別。その個人差に的確に対応できる教育こそが本物の教育であり、理想の教育である。」という理念のもとに、トーマス(=TOMAS)を直営方式で運営しており、また、(株)日本エデュネット、(株)名門会、(株)伸芽会、(株)リソー教育企画の4つの子会社を含めたリソー教育グループとしてのスケールメリットを最大限に生かし、『人間総合生活情報サービス』を展開しており、東京証券取引所に上場している企業です。

(本新株予約権の特徴)

1. 本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

行使停止要請条項

本新株予約権には行使停止要請条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により行使停止要請が可能です。

本新株予約権者に10取引日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができます。

行使停止要請可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能となります。

行使停止要請可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はありません。

行使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことができます。

当社は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止要請期間の満了日前に行使停止要請の解除が可能です。

なお、行使停止要請条項は、平成24年5月末日までに権利行使されなかった新株予約権について、その後権利行使が一向に行われず、本新株予約権に比べ、より有利な資金調達方法・相手との具体的な交渉が開始された場合に発動することを想定しておりますが、当社としては、基本的には、その後別のある有利な資金調達が実行できた場合以外においては、当該取得行使停止要請を発動することを想定しておりません。

取得条項 (当社の要請による取得)

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です (当社の要請による取得)。

本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めたときは、本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。

発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。

なお、取得条項は、その後別のある有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定しておりますが、当社としては、基本的には、別のある有利な資金調達が実行できた場合以外においては、当該取得条項を発動することを想定しておりません。

譲渡制限条項

本新株予約権には以下の譲渡制限条項が規定されており、次の要領となっております。

本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

本新株予約権の総数引受契約により、割当予定先は本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社が割当予定先との間で締結する総数引受契約には、下記の内容の条項が含まれております。

割当予定先は、発行価額の割り当てられた総額金6,013,800円 (以下、「割当発行価額総額」という。) を、本新株予約権の払込金として、当社の指定する払込取扱場所に、平成24年5月31日の払込期日に払い込むものとする。なお、当社が払込金受領後、事情の如何を問わず本新株予約権が割当日に割当予定先に割り当てられなかった場合、当社は割当発行価額総額の全額を速やかに割当予定先に返還するものとする。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

引受人は、本新株予約権の行使により交付される発行会社普通株式を、売却する場合、金融商品取引所における発行会社普

通株式の市場動向を勘案しながら売却する方針である。

また、引受人は本新株予約権の行使により交付された発行会社普通株式により発行会社の支配株主になることや経営に關与する意思はない

4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第1項第31号に規定される発行会社である当社の特別利害関係者と買受人である割当先との間で、本契約の締結に起因又は関連して、空売りを目的とした発行会社である当社普通株式の貸借契約を行わないものとする。

5. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

6. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式の行使請求書に必要な事項を記載したうえ、これを「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄1. 新株予約権の行使請求の受付場所に提出するものとし、

本新株予約権を行使する場合には、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて、「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとし、

7. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1) 行使請求に必要な書類の全部が「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄1. 新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2) 当該本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額が「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

8. 本新株予約権の行使制限

当社は本新株予約権者に対し、10取引日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間(以下、「行使禁止期間」という。)を指定することができます。ただし、行使禁止期間として指定可能な期間は割当日から平成25年5月20日までとします。

前号にかかわらず、当社が「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に基づく取得条項を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができます(なお、金融商品取引所の定める有価証券上場規程、同施行規則等のルールの中での対応を行います)。

9. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとし、

10. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)およびその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付します。

11. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される1株当たりの財産の価額

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び総数引受契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の発行価額を決定している。本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額は「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定めるとおりとする。

12. その他

会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じ

る。

「(2)新株予約権の内容等」については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。  
その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

d 割り当てようとする株式 (新株予約権) の数

岩佐 実次 160,882株 (514個)

e 株券等の保有方針

当社は、本新株予約権の割当予定先に対し、新株予約権の行使の結果、交付を受けることとなる当社株式に関して、中長期保有についての確約頂くことをお願いいたしました。これを受けて、岩佐氏は、今回の投資は、中長期的に保有するということ、また当社の運営が適切に行われている限り、岩佐氏及び岩佐氏の関係者が、取締役に参加することなどにより、経営に対して直接経営には関与しない旨口頭で回答がありました。よって、新株予約権の行使の結果、交付を受けることとなる当社株式に関して、行使後すぐに譲渡する意思のないことを口頭で確約しております。

また、本新株予約権についても、譲渡する意思のないことを口頭で確約しております。

なお、割当予定先による本新株予約権の譲渡の際には事前に当社取締役会の承認が必要である旨定めております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在につきまして、本新株予約権の権利行使にかかる資金確保に関し、支障がない旨の確認書を受領するとともに、平成24年4月19日現在の銀行口座の残高証明、及び預金通帳の写しを受領しており、自己資金である旨を伺っております。

また、本新株予約権の発行について、割当予定先より、総数引受契約書にて、払込日に払い込む旨の合意をする予定であることから当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先におきましては、割当予定先が反社会勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、割当予定先が反社会勢力の影響を受けているか否かについて、当社は第三者の信用調査機関である株式会社日本商工リサーチ (住所：大阪市北区天神橋四丁目12番24号、代表者：大竹弘一) に調査を依頼いたしました。

株式会社日本商工リサーチによる、過去20年間の主要記事におけるデータベース検索により、反社会的勢力との関連が無いかについて調査を行った結果、岩佐氏が反社会勢力とのつながりがあるとの事実は認められませんでした。また、当社としてもインターネット検索サイトを利用し、岩佐氏、及び岩佐氏が代表取締役を務める法人名等についてキーワード検索を行うことにより収集した情報の中から、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより、反社会的勢力との関わりを調査いたしました。その結果、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものが検出されませんでした。

上記のことから、割当予定先におきましては、反社会勢力との取引関係及び資本関係を一切有しておらず、割当予定先が、「暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体 (以下、「特定団体等」という。) である事実はないと考えております。

上記のとおり、割当予定先が特定団体等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠

本新株予約権の発行価額(1個あたり11,700円)は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する企業会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。なお、新株予約権の発行価額は、アドバイザー会社からの紹介による第三者機関(商号:東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、住所:東京都千代田区永田町一丁目11番28号相互永田町ビルディング2階)に算定を依頼した上で決定しております。

本新株予約権の行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日(平成24年5月14

日)の当社普通株式の普通取引の終値の90%に設定されております。本新株予約権の価値算定においては、1.取得条項、2.本新株予約権の行使による希薄化がシミュレーション(算定過程)で組み込まれております。このような諸条件を価値算定に反映させる事が最も適当であるのがモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法であり、算定方法の選択は妥当であると考えます。

モンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、資金調達を主要目的としたエクイティ・ファイナンスが達成される限度で公正な価額であると判断した発行価額を、本新株予約権の1個当たりの払込金額としていることから、発行価額及び行使価額は適正かつ妥当であり、有利発行には該当しないものと判断しております。

第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、本新株予約権が任意取得条項等を含むことを考慮し、リスク中立測度下での株価過程シミュレーションモデルによりペイオフの期待値をオプション料とするモンテカルロ・シミュレーションを採用し、平成24年5月14日を評価日として、本新株予約権の行使価額(8,730円)や行使期間(1年)に基づき、株価(9,700円)、ボラティリティ(123.62%)、無リスク金利(0.10%)、配当率(0.00%)など評価日現在における合理的な予測と判断により仮定をおき、これらを用いて最も合理的と考えられる評価方法によって本新株予約権1個当たりの公正価値評価額を11,640.157円と算定しております。

第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による算定は、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じており、また、同社が算定手法として採用したモンテカルロ・シミュレーションは、リスク中立測度のもとで株価経路を複数回発生させ、その株価経路に依存して算出されるペイオフの現在価値の平均値をとり、それをオプション価格とするものであり、ファイナンス分野においてオプション価格を算出する手法として確立されているものであると同時に、上記の適用指針第5項の要件を満たした手法でもあります。かかる手法による評価において利用されている変数(算定基準日の当社株価(9,700円)、権利行使価額(8,730円)、ボラティリティ(123.62%)、権利行使期間(1年)、無リスク金利(0.10%)及び配当率(0.00%))の設定、行使により取得した株式の売却にかかる株式の流動性に関する仮定、本新株予約権の発行条件及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の総数引受契約に定められた諸条件を考慮(希薄化率及び当社の任意取得条項を加味)、本新株予約権による資金調達よりも代替資金調達コストが安価となれば、当社が株主価値の最大化のために任意取得条項を発動することが合理的であるとして当社の株価がその場合行使価額に代替資金調達コストである57.905%(信用スプレッド53.68%を含む)を加えた額を超過した場合には当社が任意取得条項を発動するものとする当社の任意取得条項の発動タイミングの仮定、その他算定評価の過程において恣意を窺わせる特段の事情が認められないことから、当社は、同社の算定評価結果は合理的なものであると判断しております。

なお、本新株予約権には、当社による取得条項が付されております。当社による取得条項があることは、割当先にとっては、上限行使価額を大きく超える株価上昇に伴い、新株予約権の価値が大きく上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。

よって、当社による取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。

なお、本新株予約権につきましては、平成24年5月31日までに、発行する新株予約権の70%の数を目処に、行使することを確認しておりますので、当該行使の想定に基づき、当初に予約権の70%相当を行使するという条件を加味し、査定を实

施しております。

当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しており、割当決議日前営業日の終値を基準として概算したところでは、取得条項がない場合、当社からの取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が46,265円程度高く評価されております。

また、本新株予約権の行使価額(8,730円)を、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日(平成24年5月14日)の当社普通株式の普通取引の終値(9,700円)の90%に設定したのは、当社の現状、特に当社の直近の財政状態、特に平成24年4月16日に提出いたしました平成24年5月期第3四半期報告書の提出日以降の影響を織り込んだ、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日の株価が、当社の現状の企業価値を反映していると判断いたしました。

なお、参考となりますが、行使価額の当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均8,391.58円に対する乖離率は、4.03%のプレミアム、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均6,784.92円に対する乖離率は、28.67%のプレミアム、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均6,290.33円に対する乖離率は、38.78%のプレミアムとなっております。

上記算定根拠より算出された本新株予約権1個につき11,640.157円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしている当社の考えから、時価相当であると判断しております。

また、東京フィナンシャル・アドバイザーズからの説明によると、発行時点における新株予約権の公正な価値(現在の株価、権利行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額(オプション価額))と取締役会において決定された払込金額とを比較し、後者が前者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当するものと解されております。

これをもって、当社は、有利発行に該当するか否かの基準とするべきと考えており、本新株予約権の払込金額が、上記のとおり、当社が合理的であると判断する東京フィナンシャル・アドバイザーズの算定評価による本新株予約権1個当たりの公正価値評価額(11,640.157円)を上回る金額の1個当たり11,700円であることから、当社は、本新株予約権の発行価額が、有利発行には該当しないものと判断しております。

以上により、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

これらの目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、今回の資金調達にかかる取締役会においての取締役全員の賛成により本新株予約権の発行を決議いたしました。

なお、当社監査役会は、有利発行が問題となった、公開物に掲載された事例を分析することを通じて本新株予約権の有利発行該当性の判断の視点を定めることとし、いずれの事例でも、発行時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された新株予約権の払込金額とを比較し、後者が前者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当すると判断され、且つ、この場合における「新株予約権の公正な価値」が、現在の株価、権利行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額(オプション価額)をいうとされていることに鑑み、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社を起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額を上回る金額として決定されていることから、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないとの結論を導いております。

## (2) 発行条件の合理性に関する考え方

今回の第三者割当による新株予約権について当社の平成24年5月15日現在の発行済株式総数247,965株を母数とした場合、行使価額による発行株式数160,882株の希薄化率は64.88%、となっており、本新株予約権の発行に伴う権利行使により、結果として大規模な当社普通株式の1株あたりの株式価値及び持分割合が希薄化することとなります。



また、当社は平成23年12月2日に、行使価額修正条項付第13回新株予約権の発行を行っており、これまで権利行使された新株予約権84個の目的となる議決権の数は32,065株であり、本新株予約権の行使価額の修正条項により、残存する本新株予約権が下限行使価額で権利行使された場合には、最大で36,234株となります。今般の新株予約権の発行が短期間に資金調達を複数回実施するため、希薄化率の算出方法においては一体としてみなされることとなります。今回の第三者割当による第14回新株予約権の行使により発行される株式に係る議決権の数160,882株、及び平成23年12月2日の第13回新株予約権の既行使株数、及び第13回新株予約権の残り66個総てが下限行使価額(3,639円)で権利行使された場合の議決権の合計数68,299個を合計した数である229,181株は、平成23年12月2日のファイナンス以前の議決権の数215,900個における106.15%となることから、既存株式の大幅な希薄化が生じることとなります。

今般の新株予約権の発行により、株式市場動向によっては需要供給バランスが大幅に変動し、株式価値に影響を及ぼす可能性があり、一定の希薄化が生じますが、本新株予約権の発行は上場廃止の回避を前提としたものであります。

当社は現時点で14億円程度の資金調達の決議を行うことの妥当性について本新株予約権の発行による資金調達が、上場廃止を回避できること、未払金の支払いが可能となること、及び当面の運転資金を確保できることから、今般の第三者割当増資にかかる資金調達の決議は妥当性があるものと判断しており、今般の14億円のファイナンスを実施することが当社事業を維持させることに必要不可欠であると考えております。

このような考えのもと、平成24年5月15日開催の当社取締役会では、本新株予約権の発行について十分に討議検討を行い、出席取締役全員の賛成により決議されたものであり、当該規模の希薄化によるファイナンスを実施することについて、合理的なものであると当社取締役会は判断しております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

今回の第三者割当による新株予約権の行使により発行される株式に係る議決権の数は160,882個であり、平成24年5月15日現在の当社の総株主の議決権の数である247,965個の64.88%に相当します。

また、当社は平成23年12月2日に、行使価額修正条項付第13回新株予約権の発行を行っており、本新株予約権の行使価額の修正条項により、これまで権利行使された新株予約権84個の目的となる議決権の数は32,065個であり、これに加え、残存する本新株予約権が下限行使価額で権利行使にされた場合には、最大36,234個の議決権が付与されることとなります。

今般の新株予約権の発行が短期間に資金調達を複数回実施するため、希薄化率の算出方法においては一体としてみなされることになるため、今回の第三者割当による第14回新株予約権の行使により発行される株式に係る議決権の数160,882個、及び平成23年12月2日の第13回新株予約権の既行使株数、及び第13回新株予約権の残り66個総てが下限行使価額(3,639円)で権利行使された場合の議決権の合計数68,299個を合計した数である229,181個は、平成23年12月2日のファイナンス以前の議決権の数215,900個の106.15%となることから、大規模な第三者割当増資に該当いたします。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の 所有株式 数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
岩佐 実次	東京都新宿区	5,479	2.21	166,361	40.69
金澤（常任代理人 鈴木幹雄）	955-16, DAECHI - DONG, KANGNAM - KU, SEOUL, KOREA (神奈川県川崎市中原区)	23,950	9.66	23,950	5.86
中国ベンチャー投 資株式会社	東京都中央区日本橋茅場町2-4-5	15,860	6.40	15,860	3.88
渡邊 定雄	東京都板橋区	12,261	4.94	12,261	3.00
金ヶ崎 士朗	東京都目黒区	8,360	3.37	8,360	2.04
東洋システム株式会 社	東京都立川市柴崎町2-3-17	6,215	2.51	6,215	1.52
ファイナンス アン ド テクノロジー インターナショナル インク (常任代理人 鈴木幹 雄)	955-16, DAECHI - DONG, GANGNAM - KU, SEOUL, KOREA (神奈川県川崎市中原区)	4,600	1.86	4,600	1.13
有限会社オオエイ商 事	東京都杉並区上井草4-15-19	4,112	1.66	4,112	1.01
飯田 哲郎	東京都福生市	3,871	1.56	3,871	0.95
南開工業株式会社	神奈川県南足柄市儘下350	3,730	1.50	3,730	0.91
新井 計男	埼玉県川越市	3,264	1.32	3,264	0.80
鈴木 幹雄	神奈川県川崎市中原区	2,276	0.92	2,276	0.56
合計	-	93,978	37.90	254,860	62.34

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成23年11月30日時点の株主名簿に記載された数値を基準に、第13回新株予約権の権利行使、及び大株主からの報告に基づく持分の変動を加味した数値を記載しております。

2. 平成23年12月2日に発行した第13回新株予約権の行使により増加した株式は32,065株、更に今後最大で36,234株増加する可能性があります。また、今般の第14回新株予約権が総て権利行使されると160,882株増加します。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は少数第3位を四捨五入しております。

4. 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当先にて保有されます。行使期間は平成24年5月30日から平成25年5月29日までとなっております。

5. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、今回発行される本新株予約権が全て行使された場合における数値となります。なお、今回の割当先以外の株主（新株式発行前からの株主）の議決権数に対する所有議決権数の割合については、大株主からの報告に基づく持分の変動を除き、平成24年11月30日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由および当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

今回の第三者割当による新株予約権の発行により調達した資金（差引手取1,327百万円）は、未払金等の支払へ約594百万円、研究開発費（ECI301、その他）へ約219百万円、創薬ツールの開発&製造等へ約150百万円、運転資金として約362百万円充当することから、当社の事業を円滑に推進させるために必要な資金及び使途となっております。また、新株予約権以外に想定される資金調達方法は、1.借入・社債（CB含む）のデット・ファイナンスか2.新株式発行によるエクイティ・ファイナンスが想定されますが、1.は債務超過解消目的からはずれ、2.について当社の現在の財務状況および必要な資金を鑑みると最初から資金調達方法として話を持ちかけた場合には資金の出し手はならず、また役員借入で賄える範囲ではありませんでした。このような状況から新株予約権の発行による資金調達が、最も適当であると考えました。

今回発行する新株予約権の権利行使期間は平成25年5月30日までの1年間となっております。先方との割当時の協議により、平成24年5月末日に本新株予約権を発行する数の70%を目処に行使され、一部は割当予定先の判断により行使されるものと想定しております。また、本新株予約権に付されている行使停止要請条項は、平成24年5月末日までに行使されなかった本新株予約権に対し、その後権利行使が一向に行われず、その後別の有利な資金調達が実行できた場合に、本新株予約権に比べ、より有利な資金調達方法・相手との具体的な交渉が開始された場合に発動することを想定しているとともに、別の有利な資金調達が実行できた場合には、当社が取得条項を発動することを想定しております。

今回の第三者割当により新株予約権が一気に行使された場合、結果として当社普通株式の1株あたりの株式価値及び持分割合が希薄化することとなります。しかし、当社取締役会の判断として、今回の資金調達は、債務超過を解消して上場廃止を回避するとともに、併せて未払金等を一扫して資金繰りが改善できること、米国NCIで実施しているがん治療薬ECI301の臨床試験を順調に促進できる事、受注済み創薬ツールの納品が納期に間に合わず顧客からの信用を失うリスクが解消され、かつ、医療機器への改良を通じて事業基盤を安定させることができることを目的とするものであり、これに伴って財務基盤も強化されることから短期的及び中期的においては当社の企業価値向上に寄与するものであるものと判断致しました。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

今回の第三者割当による新株予約権の行使により発行される株式に係る議決権の数は160,882個であり、平成24年5月15日現在の当社の総株主の議決権の数である247,965個の64.88%に相当します。また、当社は平成23年12月2日に、行使価額修正条項付新株予約権の発行を行っており、これまで権利行使された新株予約権84個の目的となる議決権の数は32,065個であり、これに加え、本新株予約権の行使価額の修正条項により、本新株予約権の残存個数が下限行使価額で権利行使にされた場合には、最大36,234個の議決権が付与されることとなります。

今般の新株予約権の発行が短期間に資金調達を複数回実施するため、希薄化率の算出方法においては一体としてみなされることになるため、今回の第三者割当による新株予約権の行使により発行される株式に係る議決権の数160,882個、及び平成23年12月2日の新株予約権の既に行使株数、及び下限行使価額により権利行使された場合による議決権の合計数68,299個を合計した数である229,181個は、平成23年12月2日のファイナンス以前の議決権の数215,900個における106.15%となることから、25%以上の希薄化が生じるため、大規模な第三者割当増資に該当することとなります。

25%以上の希薄化が生じるため、株式会社名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第34条に定める「経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手」あるいは「当該割当に係る株主総会決議などによる株主総会決議などによる株主の意思確認」を要します。今回のファイナンスは債務超過を解消して上場廃止を回避するために不可欠であることから当該割当の緊急性が極めて高いこと、臨時株主総会を開催して株主の意思確認を行うには時間的余裕がない事、また上場廃止を回避することは株主共通の利益につながることから、経営陣から完全に独立した者として外部の弁護士（弁護士法人古澤法律事務所の樫木良一）、公認会計士（吉田・森本公認会計士事務所の森本晃一）、社外監査役（藤田忍）の3名から構成される第三者特別委員会を設置して客観的な意見を求めました。

特別委員会は、第三者割当方式の新株予約権発行による資金調達は、債務超過を解消して上場廃止を回避するとともに、併せて未払金等を一掃して逼迫した資金繰りを解消するために必要不可欠なものであるとの意見を表明しております。また、公正性を期すために取得した外部専門家からの価値算定書を考慮した上で決定していることなど、今回の第三者割当による新株予約権発行にかかる希薄化率、発行価額、割当先の選定、資金使途（発行価額や行使価額の相当性を含め）などを勘案の上、その必要性及び他の資金調達との比較における相当性の観点から妥当であるとの意見を平成24年5月15日に表明しております。

なお、特別委員会は、「資金使途の合理性」、「割当先の合理性」、「割当先の保有方針及び行使制限措置」、「割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」、「株券貸借に関する契約」、「発行条件等の合理性」、「発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」を勘案し、本新株予約権の発行が必要且つ相当であるとの結論を導いております。

なお、第三者特別委員会は、以下の結論を導いております。

1. 以下を勘案し、本新株予約権の発行の必要性があると判断しております。
  - (1) 財務状況の悪化による上場廃止基準抵触の恐れ
  - (2) 対象会社の各事業における財務体質の強化、事業運営の改善の必要性
  - (3) 他の資金調達手段の可能性
  - (4) 緊急性
2. 以下を勘案し、本新株予約権の発行の相当性があると判断しております。
  - (1) 使途の合理性
  - (2) 割当先の合理性
  - (3) 割当先の保有方針及び行使制限措置
  - (4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容
  - (5) 発行条件等の合理性
  - (6) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠
  - (7) 株主総会決議を経ない点について

### 3. 結論

以上により、平成24年5月15日開催の対象会社取締役会において決議される予定の第三者割当による第14回新株予約権の発行は、必要かつ相当なものであると認められます。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月		平成19年5月	平成20年5月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月
売上高	(千円)	164,487	252,113	310,584	327,465	148,976
経常損失	(千円)	1,286,260	1,182,238	1,286,823	749,875	578,031
当期純損失	(千円)	1,455,037	1,378,611	1,979,419	780,721	788,290
包括利益	(千円)					788,290
純資産額	(千円)	2,583,369	1,715,112	444,700	124,464	593,626
総資産額	(千円)	2,936,727	1,998,052	681,408	400,098	149,705
1株当たり純資産額	(円)	21,885.54	10,956.38	2,273.43	550.70	2,785.27
1株当たり当期純損失金額	(円)	12,395.97	11,131.61	11,881.49	3,861.03	3,667.30
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)					
自己資本比率	(%)	88.0	85.8	64.9	29.2	401.7
自己資本利益率	(%)					
株価収益率	(倍)	1.7	2.7	3.1	8.3	3.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	986,874	1,520,315	1,199,062	584,618	204,782
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	654,976	41,451	39,609	7,125	33
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	20,352	425,580	689,633	474,108	137,824
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	1,769,735	661,640	186,818	68,956	2,080
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	53 (15)	43 (7)	43 (2)	37 (4)	23 (2)

(注) 1 売上高について第8期、第10期、第11期及び第12期には、消費税等は含まれておりません。第9期は連結子会社(株)セルテ)において、消費税等を含めております。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第8期、第9期、第10期、第11期及び第12期は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

3 第8期、第9期、第10期、第11期及び第12期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成19年5月	平成20年5月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月
売上高 (千円)	153,039	225,133	180,060	129,172	142,404
経常損失 (千円)	1,090,204	1,026,223	1,250,037	754,383	568,382
当期純損失 (千円)	1,769,301	1,483,955	1,912,702	760,289	765,351
資本金 (千円)	1,895,400	2,150,655	2,503,831	2,731,544	2,766,644
発行済株式総数 (株)	118,040	156,540	194,440	212,000	215,900
純資産額 (千円)	2,583,369	1,609,768	406,074	106,269	588,881
総資産額 (千円)	2,931,985	1,889,829	636,247	378,927	149,761
1株当たり純資産額 (円)	21,885.54	10,283.43	2,074.78	464.88	2,763.30
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	( )	( )	( )	( )	( )
1株当たり当期純損失 金額 (円)	15,073.29	11,982.21	11,481.01	3,759.99	3,560.59
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)					
自己資本比率 (%)	88.1	85.2	63.4	26.0	398.36
自己資本利益率 (%)					
株価収益率 (倍)	1.4	2.5	3.2	8.5	3.8
配当性向 (%)					
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	45 (9)	40 (6)	41 (2)	34 (4)	21 (2)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第8期、第9期、第10期、第11期及び第12期は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

3 第8期、第9期、第10期、第11期及び第12期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

## 2 【沿革】

年月	事項
平成11年6月	癌およびアレルギーなどに対する新薬の開発を目的として、株式会社エフェクター細胞研究所（現株式会社ECI）を東京都港区に設立
平成11年9月	本社を東京都目黒区に移転、東京大学先端科学技術研究センター（以下「先端研」）玉井克哉教授との共同研究により先端研内での研究活動を始動 松島綱治教授（東京大学医学研究科）、前田浩教授（熊本大学医学部）、斧康雄教授（帝京大学医学部）などとの共同研究体制を構築
平成13年7月	TAXIScan™テクノロジーに関する基盤発明を特許出願
平成14年2月	細胞走化性制御法に関する基盤発明を共同で特許出願（動脈硬化等に関する新規創薬ターゲット）
平成14年10月	樹状細胞を用いた癌免疫療法の発明を共同で特許出願
平成14年10月	独立行政法人産業技術総合研究所と共同研究開始（バイオインフォマティクスによる創薬ターゲット遺伝子の探索）
平成14年11月	株式会社日立ハイテクノロジーズを通じAutomatic TAXIScan™ Systemを使用した細胞走化性研究受託サービス開始
平成15年5月	EZ-TAXIScan™（簡易型細胞走化性測定装置）を平田機工株式会社と共同で開発
平成15年8月	肝臓細胞の分化誘導に関する基盤発明を特許出願
平成15年11月	事業拡大のため、東京都目黒区駒場一丁目に本社を移転
平成16年4月	ファイナンス アンド テクノロジー インターナショナル及び株式会社メドレックスと樹状細胞を用いた癌免疫療法の研究に関する契約を締結
平成16年8月	TAXIScan™画像解析法についての特許出願
平成17年3月	名古屋証券取引所セントレックスに株式を上場
平成17年12月	マレーシア政府系企業「Edgewood社(InnoBioグループ)」との「技術移転及びライセンス契約」ならびに「ジョイントベンチャー契約」を締結
平成18年3月	AstraZeneca社(英)とTAXIScan™を使用し診断方法を確立するための共同研究契約を締結 ハイスループットのAutomatic TAXIScan™ System(高度集積型細胞走化性測定装置)を平田機工株式会社と共同で開発 株式取得により、株式会社メディスサイエンス(現連結子会社(株)セルテ)を完全子会社化
平成18年9月	本社(目黒区駒場一丁目)を渋谷区へ移転
平成19年1月	GEヘルスケア バイオサイエンス株式会社(以下GEHC社)との包括的業務提携を締結
平成19年2月	新型EZ-TAXIScan™を発表
平成19年9月	本社(渋谷区)を青葉台ラボ(目黒区)へ移転
平成20年2月	アステラス製薬株式会社との細胞内タンパク質「フロント」の阻害を目的とした新規医薬品の創製に関する共同研究契約を締結
平成20年2月	「癌治療薬ECI301」の抗癌作用に関する論文を米国癌学会誌にて発表
平成20年4月	米国国立加齢研究所(NIA)とDNA癌ワクチンに関する共同研究契約を締結
平成20年8月	株式会社ECIへ商号変更
平成21年2月	米国国立加齢研究所(NIA)との癌治療薬ECI301の治験(臨床試験)契約締結
平成21年6月	米国食品医薬品局(FDA)による癌治療薬ECI301のIND申請承認
平成22年3月	天津天士力健康医薬器械有限公司とのTAXIScan-FL独占販売契約締結
平成22年4月	中稷実業投資有限公司との癌治療薬ECI301に関するライセンスアウト契約締結
平成23年3月	韓国、柳韓洋行社と癌治療薬ECI301のライセンスアウト契約を締結
平成23年3月	中国、天津天士力製薬会社有限公司と癌治療薬ECI301のライセンスアウト契約を締結
平成23年6月	社団法人再生医療を考える会と共同研究契約を締結
平成23年9月	本社(目黒区)及び研究施設(目黒区)を神奈川県川崎市へ移転
平成23年9月	米国国立ガンセンター(NCI)においてECI301の臨床試験を開始
平成24年4月	日本国内においてECI301の臨床研究を開始

## 3 【事業の内容】

当企業集団(以下、「当社グループ」)は、当社及び連結子会社1社により構成されております。また、事業別には主に医薬品の研究・開発を行う創薬及び創薬関連事業、バイオ/ヘルスケア関連製品の販売等を行う創薬ツール供給事業、健康食品卸売事業を行っております。

当社グループの事業内容及び当該事業における位置づけは次のとおりです。

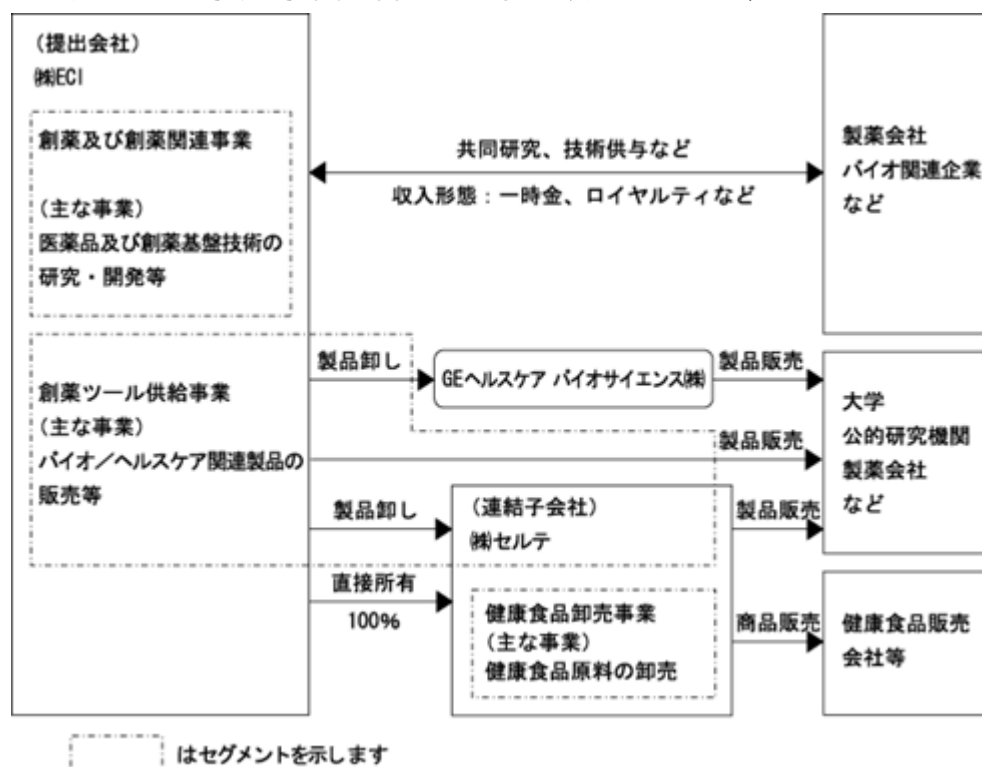
創薬及び創薬関連事業…(株)ECI

創薬ツール供給事業……(株)ECI、(株)セルテ

健康食品卸売事業………(株)セルテ

## &lt; 事業系統図 &gt;

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりです。



創薬及び創薬関連事業：製薬会社、バイオ関連企業との共同研究や技術供与（現在、中国の天士力社および韓国の柳韓社と契約を行なった段階ですが、米国での治験状況を見ながら、欧米の大手製薬企業とも近々本格交渉を開始する予定）により、契約一時金、ロイヤリティー収入等を得る事業を展開。

創薬ツール供給事業：バイオ/ヘルスケア関連製品（細胞測定装置等）を国内外の大学・研究所、製薬会社等に販売する事業であり、子会社（株セルテ）を通してTAXIScan-FLを国内外販売しております。GEヘルスケアバイオサイエンス社と業務提携して国内でCYTORECONを販売し、GEヘルスケアバイオサイエンス社の関連会社（GE Medical Systems Hong Kong Limited 及び GE Healthcare Bio-Sciences Ltd）とも業務提携契約により、中国、香港、台湾、マカオ、韓国へのCYTORECON及びEZ-TAXIScanの販売を行っております。



## 4 【関係会社の状況】

## (1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(株)セルテ	東京都目黒区	240,000	創薬ツール供給事業 健康食品卸売事業	100.0	資金の貸付 建物の転貸借 販売業務代行 役員の兼任 3名

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。  
2 特定子会社に該当しております。  
3 (株)セルテについては、債務超過会社であり債務超過額は 791,106千円であります。  
4 (株)セルテについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりま  
す。

主要な損益の情報等	(1) 売上高	27,311千円
	(2) 経常損失	23,518千円
	(3) 当期純損失	23,808千円
	(4) 純資産額	791,106千円
	(5) 総資産額	1,693千円

## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

平成24年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
創薬及び創薬関連事業	5(1)
創薬ツール供給事業	2(-)
健康食品卸売事業	-(-)
全社(共通)	4(-)
合計	11(1)

- (注) 1 従業員数は就業人員数を記載であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しています。  
2 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している者でありま  
す。  
3 平成23年5月1日より、従業員数が12名減少しております。その主な理由は自己都合により退職したことによるものです。  
4 なお、従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を  
含む。)であり、臨時雇用者(パートタイム労働者及び派遣社員)は含んでおりません。  
3 健康食品卸売事業のうち、主な事業であった健康食品原料の卸売からは当期中に撤退しております。

## (2) 提出会社の状況

平成24年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
10(1)	39	7.5	5,845,752

- (注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しています。  
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

## (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係について特に記載すべき事項はありません。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

##### 概況

平成23年5月期連結会計年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

当連結会計年度における世界経済は、先進国では失業率の高止まりの傾向がみられましたが各国における経済対策や金融緩和の継続と、中国、インド、ブラジル等、新興国の内需の好調から世界経済は緩やかながら回復を続けました。日本経済も、アジア向けなどの輸出の回復と省エネ家電やエコカー購入促進策等の景気対策にも支えられ、企業収益の改善等、景気の一部に持ち直しの動きも見られましたが、雇用・所得環境に関しましては依然として厳しい状況が続く中で、平成23年3月11日に東日本大震災に見舞われ甚大な被害を被りました。復興への取り組みは長期化が予想され、先行き一段と不透明な状況となっております。

医薬品業界におきましては、各国において医療制度の抜本的見直しの動きが見られるなかで、研究開発費の高騰、医薬品承認要件の厳格化など、新薬開発のハードルはますます高くなり、業界を取り巻く環境はいっそう厳しさを増しております。

このような状況下、当社グループの当連結会計年度の売上高は148,976千円 (前年同期と比べ178,489千円減収) となりました。営業損失は578,265千円 (前年同期と比べ125,073千円の損失の減少)、経常損失は578,031千円 (前年同期と比べ171,844千円の損失の減少) となりました。当期純損失は788,290千円 (前年同期と比べ7,569千円の損失の増加) となりました。

平成24年5月期第3四半期連結累計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日)

当社グループは、創薬及び創薬関連事業ならびに創薬ツール供給事業において事業を展開しております。当第3四半期連結累計期間における売上高は59,826千円、営業損失は279,737千円、経常損失は309,596千円、四半期純損失は294,771千円となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

平成23年5月期連結会計年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

##### 創薬及び創薬関連事業

韓国、柳韓洋行社とのライセンスアウトを含む契約に基づく治験薬の販売などにより売上高66,047千円を計上しました。営業損失は266,492千円となりました。

##### 創薬ツール供給事業

包括的業務提携契約先で当社の機器の販売代理店であるG Eヘルスケアバイオサイエンス株式会社 (以下GEHC社) 等への売上高79,424千円を計上しました。営業損失は46,631千円となりました。

##### 健康食品卸売事業

子会社の(株)セルテにおける健康食品卸売事業等において売上高3,503千円を計上しました。営業利益は418千円となりました。

平成24年5月期第3四半期連結累計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日)

##### 創薬及び創薬関連事業

社団法人再生医療を考える会とのCPC培養設備一式の売却により売上高35,000千円を計上しました。営業損失は113,537千円となりました。

#### 創業ツール供給事業

包括的業務提携契約先で当社の機器の販売代理店である G E ヘルスケア・ジャパン株式会社 (以下GEHC社) 等に対して売上高24,826千円を計上しました。営業利益は6,914千円となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間から、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当第1四半期連結会計期間から前第3四半期連結累計期間に記載していた健康食品卸売事業からは前連結会計年度中に撤退しております。

当該変更に伴う当第3四半期連結累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響はありません。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は2,080千円となり、前連結会計年度末に比べ66,876千円減少しました。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は204,782千円(前年同期と比べ379,835千円の減少)となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失786,790千円、未払金の増加363,406千円、敷金・保証金の減少66,178千円、棚卸資産の減少41,218千円、減価償却費36,923千円などによるものです。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は33千円(前年同期と比べ7,091千円の減少)となりました。これは、有形固定資産の取得による支出117千円と敷金・保証金の返還による収入83千円によるものです。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は137,824千円(前年同期と比べ336,284千円の減少)となりました。これは主に、株式の発行による収入69,924千円と短期借入金の借入による収入124,150千円、短期借入金の返済による支出56,000千円によるものです。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

## (1) 生産実績

該当する事項はありません。

## (2) 受注状況

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)			
	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高 (千円)	前年同期比(%)
創薬及び創薬関連事業	62,000	300.5		
創薬ツール供給事業	79,424	25.9		
健康食品卸売事業	3,503	95.9		
合計	144,928	30.2		

## (3) 販売実績

当連結会計年度(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日)の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
創薬及び創薬関連事業	66,047	159.2	35,000
創薬ツール供給事業	79,424	25.9	24,826
健康食品卸売事業	3,503	98.2	
合計	148,976	54.5	59,826

(注) 当連結会計年度(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日)の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	当連結会計年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
柳韓洋行社	62,000	41.6		
岩井化学薬品(株)	23,500	15.8		
G E ヘルスケア・ジャパン(株)	21,288	14.3	9,994	16.7
再生医療を考える会			35,000	58.5

### 3 【対処すべき課題】

当社グループは経営目標である創薬実現のために、下記の項目を対処すべき課題として認識しております。

創薬及び再生医療へ向けた研究開発の進展

事業化がスタートしている癌治療薬ECI301開発プロジェクト(a)、科学技術振興機構 (JST) から5年間に亘って研究開発費の支援を受けて開発を進め、創薬シーズの確立を達成したフロント(FRONT)創薬開発プロジェクト等(b)、主要な創薬プロジェクトの開発を一層推進し開発ステージの着実な進展を図っています。

#### (a) 癌治療薬ECI301開発プロジェクト

癌治療薬ECI301は、癌を攻撃する免疫細胞を癌炎症部位へ引きつける作用のあるタンパク質 (MIP-1 ) から製造したバイオ医薬品です。放射線療法との併用によって、癌増殖抑制効果だけでなく転移抑制効果を示すことから、顕著な延命効果のあること、他の制癌剤に認められない非放射線照射部位の癌に対する縮小効果 (アブスコパル効果) があること、投与方法によってはほぼ半数が完全寛解に至ることなどが、既に動物実験にて明らかになっております。これらの成果を第11回国際癌転移学会(平成18年9月)及び第44回日本癌治療学会(平成18年10月、iPos賞受賞)、第100回米国癌学会(平成19年4月)にて学会発表を行いました。又、免疫賦活タンパク製剤ECI301の抗癌作用についての論文 (東京大学医学系研究科分子予防医学教室ならびに東大病院放射線科との共同研究) が、米国の権威ある癌学会誌であります Clinical Cancer Research(平成20年2月) に掲載されました。動物実験で示されているユニークな治療効果が、新しい癌治療薬として極めて有望であると国内外より高い評価を得ております。アブスコパル効果は、臨床的にはごくまれに見られる現象として知られていますが、ECI301を使用した動物実験では、実施した総ての実験において常に誘導されることが明らかになっております。癌死の原因であります癌遠隔転移の治療に有効と期待され、金沢大学医学部との共同研究で癌遠隔転移に関するECI301の抑制作用が確認されております。

癌治療薬ECI301の実用化においては、遺伝子組み換え法による医薬品レベル (GMPに準拠する原薬製造) の製造過程の検討を経て、平成20年9月22日、臨床試験に向けての治験薬の大量製造に成功しました。平成20年11月4日には英国の安全性評価受託会社において実施中の各種動物を用いた毒性(前臨床)試験が終了しました。平成21年5月8日に米国食品医薬品局(FDA) に対して調査新薬 (IND) 申請を行い、平成21年6月10日に正式に承認され、現在、米国国立研究所 (NIA) で非小細胞肺癌の患者を対象として第 相臨床試験が進められています。なお、当該相臨床試験におけるデータ収集や薬効確認の時期が当初の想定より大幅に遅れていますことから、臨床試験のスピードアップを図る方策に関して、現在、米国国立衛生研究所、及びその他の関係者と協議中です。当社は当該臨床試験のIND holder であり治験薬剤の供給は行っていますが、政府主導による臨床試験のスポンサーは米国国立衛生研究所 (NIH) です。したがって、当社は臨床試験の状況は把握していますが、米国の政府機関であるNIHの許可なしには、その進捗状況について一切公表できず、プロトコル (治験手順) に関する日程等の内容の公表につきましても、NIHの臨床規定に基づき、正式な通知があるまでは差控えるよう要請されております。当社としましては、正式な通知を受領次第、公表させて頂くとともに、今後につきましてもECI301の投与結果が出次第、慎重に入手データを分析し、公表させて頂く予定です。

平成22年2月4日には、厚生労働大臣からECI301のカルタヘナ申請の承認確認が受理され、これにより、日本国内でも臨床試験の実施が可能になりました。また、従来ECI301は主に放射線治療との併用による抗がん剤として開発が進められてきましたが、平成22年8月15日、当社と共同研究を行っていた金沢大学医学部恒常性制御学講座 (金子周一教授) から米国癌学会の学術誌 (Cancer Research 70号 6556-6565頁) に、ラジオ波とECI301の併用による動物実験で、ラジオ波焼灼部位の腫瘍退縮のみならず、他の部位に移植した腫瘍の退縮効果 (アブスコパル効果) が得られたことが発表されました。当社研究所内の動物実験でも、放射線治療との併用ではなく、他の特定の物質とECI301の併用することにより、副作用がなく、顕著な抗がん作用が得られる事が明らかになっており、当社は平成22年8月19日に日本の特許庁に対して、ECI301と当該他の特定の物質との組成物つき特許出願 (出願番号: 2010-183651、出願名称: 医薬組成物ならびにそれをを用いた癌の治療方法) をいたしました。

(b) フロント (FROUNT) 創薬開発プロジェクト

フロント創薬開発プロジェクトは、動脈硬化や慢性関節リウマチなどの難治性炎症疾患に対する副作用の少ない抗炎症薬を開発するプロジェクトです。フロントは、東大医学系研究科と共同で世界に先駆けて発見した細胞内タンパク質(Nature Immunology誌に平成17年発表)で、体内に起きる炎症の悪化に重要な役割を果たしています。フロントの機能を阻害しておくことで細胞が炎症局所へ移動しなくなることが確認されています。そのためフロント分子の阻害剤は、病気の根本的な原因を断つことが出来る画期的な医薬品になる可能性があります。

「創薬に最適な標的分子フロント」に関しまして、日本では平成19年12月に特許が成立していましたが、平成22年2月に米国特許商標庁 (USPTO) より特許査定が受理され、米国でも当社の特許が成立しております。

当社は、炎症に関わるマクロファージ細胞内フロント蛋白質を標的とする抗炎症薬開発プロジェクトの一環として、平成17年3月から5年間に亘って独立行政法人科学技術振興機構 (JST) から総額約2億円の研究費の支援を受け、「ケモカイン受容体CCR2 特異的阻害物質」の研究開発を進めてまいりました。研究開発費の支援は平成22年3月に終了しましたが、本研究課題5年間の研究開発成果につきまして、平成22年8月23日、JSTから「成功」認定を受けました。

安定的収益事業の確立

安定的収益事業は、主にTAXIScanテクノロジーを活用した大手製薬会社との共同研究事業(a)、創薬ツール供給事業(b)、の二つを柱として確立し事業の軌道化を図りたいと考えております。

(a)については、事業開発部を中心に、アステラス製薬との共同研究契約、(株)ロレアル社との受託研究契約など、国内外の大手製薬会社に対して共同研究の積極的な提案営業を行っております。

(b)については、平成19年1月にGEHC社と、包括的業務提携契約を締結して以来、GEHC社が当社の簡易型細胞動態解析装置EZ-TAXIScan及び細胞自動計測装置CYTORECONを販売しています。CYTORECONに関しましては、平成19年12月にGE Medical Systems Hong Kong Limited 及びGE Healthcare Bio-Sciences Ltd.と業務提携契約を締結し、販売エリアを中国、台湾、香港、マカオ及び韓国に拡大しております。平成21年1月には、新製品である蛍光細胞動態解析装置TAXIScan-FLを投入し、内外の大学や研究所向けに積極的な販売活動を行っております。平成22年3月には、天津天士力健康医薬器械有限公司(中国の大手製薬会社である天津天士力集团有限公司の子会社)と、当社が同社に対して、中国における蛍光細胞動態解析装置TAXIScan-FLの独占販売権を供与する契約を締結いたしました。今後、同社との提携関係を他の装置にまで拡大し、一段の拡販を目指してまいります。

新たなSEEDS(種)の発掘

平成20年5月米国国立加齢研究所 (NIA)と抗AIDS薬等の新規開発に関する共同研究契約を締結しました。これは、今までとはまったく異なるコンセプトであるHIVの遺伝子発現を制御することによりHIVの感染と増殖を阻害し、単剤でも有効な薬剤の開発を目的としております。さらにこの技術融合により、炎症やアレルギー疾患を対象とした新規治療薬の開発等も期待されます。さらに平成21年4月には同じくNIAとアルツハイマー型認知症に対するワクチンの共同開発研究契約を締結しました。NIAで研究している治療ワクチンは、通常のものとは異なり高齢の患者に対しても効果を発揮することが期待されているもので、いくつかの前臨床を経て、今後治験(臨床試験)に結びつくことが予想されます。当社はNIAとの共同開発において、臨床試験に必要なGMPレベル(医薬品および医薬部外品の製造および品質の管理基準を満たす水準)の治療ワクチンの開発・製造を当社が開発したシステムを使って行い、NIAに供給する予定です。

以上の他、当社は抗体医薬等の分野においても、新たなSEEDS(種)発掘に注力して参ります。

海外展開

当社グループのプロジェクトはいずれもユニークで独創性が高く、ビジネスマーケットは全世界的な広がりがあると確信しております。ジェトロ(日本貿易振興機構)との連携、海外バイオイベントへの積極的な参加等により当社の技術と製品を世界にアピールしています。又、海外への積極的な展開に必要な組織体制の整備や研究者を含めた人材の確保に努めております。今後も、グローバル企業としての発展を図って参ります。

#### コーポレート・ガバナンスの強化

ECIグループコンプライアンスポリシーの制定、コンプライアンス・リスク管理委員会ならびに内部監査室の設立、各種規定の見直し、業務フローの整備、リスクの把握と対策の実施、内部監査の定期的かつ有効な実施などにより、内部統制システムの強化を図ります。

同時に、株主様をはじめとするステークホルダーに対し、迅速かつ適切な情報開示を行います。

#### 管理部門体制の強化

事業の拡大に合わせて、事業化へ向けた各プロジェクト管理や予算統制等の内部統制が機能する組織体制と、株主様に対する責任であるディスクロージャー体制をより一層強化して参ります。平成20年4月1日から本格施行された内部統制に対応するため、社内に内部監査室とコンプライアンス・リスク管理委員会を設置して活動を行っております。

#### 継続企業の前提の疑義の解消

「7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 B継続企業の前提に関する重要事象を解消又は改善する対応策」に記載のとおり当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しており、事業資金の調達、売上増加及び経費削減の各施策を推進することで、当該疑義の早期解消を重要な課題として取り組んでおります。



## 株式会社の支配に関する基本方針

### 基本方針の内容

当社は、細胞機能解析に基づくユニークかつオリジナリティーある創薬活動により人々の健康と医療への貢献を目指しており、これが当社の存在意義であり企業経営の根幹であると認識しております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は当社の企業価値の源泉を理解し、企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者であることが必要と考えております。

支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えており、当社株式の大量買付がなされる場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付けの中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくなく、このような買い付けを行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような大量買付けに対しては必要かつ相当な対抗をする必要があると考えております。

### 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は前記の経営理念に基づき、重点施策として(A)癌治療薬(ECI301)の臨床試験によるグローバル企業とのライセンス契約の締結、(B)当社のテクノロジーを生かした機器販売力の強化、(C)共同研究受託の促進、(D)新たなSEEDS(種)の育成に取り組んでおります。

とりわけ、最重要課題である癌治療薬(ECI301)については、開発ステージの進行に沿った形でライセンス契約交渉の結果が中期的業績に大きな影響を与えるものであります。

### 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組み

当社は平成21年7月21日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定するとともに、これに照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の基本方針の決定が支配されることにより当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されることを防止するため、当社株式の大量取得行為に関する買収防衛策(以下「本プラン」という。)を導入いたしました。なお、本プランについては平成21年8月31日開催の定時株主総会において承認されております。

本プランの適用対象は、(A)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、(B)当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の所有割合及びその特別関係者(原則として金融商品取引法第27条の2第7項に定義された者をいう。)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付であります。

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はそれらの提案が行われる場合に、これら買付等を行う者に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての計画や代替案等を提示したり、買付者との交渉等を行っていくための手続を定めるものであります。買付者等には本プランに係る手続を遵守していただき、当社取締役会が新株予約権の無償割当(当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件等を付するものであります。)の実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

本プランにおいては、原則として、新株予約権の無償割当の実施、不実施等の判断についての取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した企業経営等に関する専門知識を有する者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主に対して適時に情報開示を行うことにより透明性を確保いたします。

### 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断とその理由

(A)本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が株主に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主のために大量買付者と協議・交渉等を行ったりすることを可能にすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、上記の基本方針に沿うものであります。

(B)次の理由から、この取組みは当社の株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

・本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための

買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足していること。

- ・本プランは平成21年8月31日開催の定時株主総会で承認されており、本プランの有効期間(3年間)の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の株主意思の確認がなされた場合、取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合にはその時点で廃止されることとなっていること。
- ・本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主のために本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に判断を行う機関として独立委員会を設置すること。
- ・本プランは、独立委員会の勧告等、合理的かつ客観的の要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保していること。
- ・買付者が出現した場合、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を受けることができ、これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性が担保される仕組みとなっていること。
- ・本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により廃止することができるものと設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではないこと。

#### 4 【事業等のリスク】

本有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券届出書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

##### (1) 当業界における事業環境リスク

当社グループの属するバイオ・製薬業界では、研究開発投資の効率化や新規化合物の特許取得に向け、グローバルスケールで企業間競争が激化しております。企業間競争の激化による業界再編が、当社と提携先との関係に大きな影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 当業界における規制リスク

当業界は、技術の改良／開発が急速に進んでいるため、政策的な対応とのギャップが生じている事業分野の一つと言えます。政策的な対応の遅れにより、研究成果を事業化することが困難となった場合、この間に投資を行ってきた研究開発において機会損失が生じる可能性があります。この結果、当社の事業戦略や業績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) 技術革新による当社の技術および製品の陳腐化リスク

当社が進めている走化性研究に基づく細胞レベルでの創薬アプローチは、生きているヒトの細胞を使つてのスクリーニング法(薬剤探索の方法)であり、遺伝子レベルやタンパク質などの分子レベルでのスクリーニング法と比較し、生体としての機能発現に最も近く、生命現象を直接反映することが特徴です。創薬アプローチに関する研究領域は技術の進歩が著しいため、競合他社が優位性の高い技術を開発することにより、当社の研究成果が陳腐化する可能性があります。このような陳腐化リスクが顕在化した場合、当社グループの事業戦略や業績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

##### (4) 競合品の開発による競争力の低減リスク

当社は、局所放射線による治療効果を強化するという新しいコンセプトによる癌治療用タンパク製剤(バイオ医薬品)をはじめ様々な研究プロジェクトを進めておりますが、潜在的な競合会社が当社よりも効能が高く、安価な医薬品等を開発した場合、経済的な合理性などの相対的な競争力低下を余儀なくされることで収益が見込めず、開発を中止する可能性があります。この結果、当社の事業戦略や業績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

##### (5) 創薬プロジェクトの前臨床試験・臨床試験等における開発リスク

医薬品開発は認可申請の手続きを経る必要があります。開発品が医薬品として認可を受けるには多くのステップを経る必要があります。最終的に製造販売の認可を受けることができる製品はごくわずかです。当社が創薬プロジェクトとして進めている開発品が、前臨床試験／臨床試験等において、安全性や有効性が確認できないことにより開発を遅延または中止せざるを得なくなった場合、当該プロジェクトへの投資資金を回収できなくなる可能性があります。

##### (6) その他研究開発プロジェクトにおける開発リスク

当社では、創薬プロジェクト以外にも様々な研究開発プロジェクトを進めております。しかしながら、結果的に期待された研究成果が得られなかった場合、あるいは市場のニーズを満たす製品を開発できなかった場合には、当該プロジェクトへの投資資金を回収できなくなる可能性があります。

(7) 製造物責任に関するリスク

製造物責任法(以下「PL法」)が対象とする製造物は「製造又は加工された動産」とされています。当社は新薬の開発を最終目的とする以上、医薬品の製造に係わるため、当社が開発に関与した医薬品もPL法の対象となります。当社は医薬品の開発過程において副作用の少ない医薬品の開発を目指しておりますが、将来、当社が開発に係わった医薬品の欠陥により副作用等による損害賠償責任が発生した際には、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

(8) 研究開発に必要な資金を確保できないリスク

医薬品開発における研究開発費を確保する手段として、短期的な収益基盤を確保するため創薬ツール供給事業を行っておりますが、現時点においては研究開発費を賄えるほど十分な収益を生み出せる事業には成長しておりません。従って、研究開発の進捗により資金需要が発生した場合には、市場調達を含め資金調達の手段を検討して参ります。しかしながら、市場における需給環境の悪化等により機動的な資金調達が行えなかった場合、当社の財政状態及び事業計画に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 製薬会社等との共同研究開発に関する契約締結の遅延リスク

当業界における契約交渉では相当に時間を要することが多々あります。不確定要素が多く何らかの要因により契約締結に遅延が生じた場合、当社の単年度業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 開発/販売に関する第三者との戦略的提携が進まないリスク

当社は、保有するスクリーニング技術により新規化合物が見出された場合、それ以降の開発/販売についてはライセンスにより、外部リソースを活用していく方針です。しかしながら、開発/販売に関して、経済的合理性や競争上の制限により第三者との戦略的提携を図れなかった場合、当社の事業戦略や業績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(11) 知的財産に関するリスク

( ) 知的財産に関する訴訟及びクレーム等に係るリスク

本有価証券届出書提出日現在において、当社グループの事業に関連した特許等の知的財産権について、当社が当事者となっている係属中の訴訟はありません。しかしながら、医薬品の研究開発領域においては、物質及びその用途、製法などに関する特許が数多く存在するため、事業化を行っていく上で、知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難です。今後、当社が第三者との間で法的紛争に巻き込まれた場合、その解決には多大な労力と時間、費用を要する可能性があります。

( ) 当社出願に係る特許が成立しないリスク

当社事業に関連する他社特許や公知の情報については、弁理士など有識者の意見・指導を受け、情報収集を都度行っております。当社が出願している発明について、各国特許庁の審査に対して適宜適切に対応しておりますが、当該出願が全て特許査定される保証はなく、特許を出願済であることをもって当社が確実に権利を取得できるものではありません。

(12) 大学及び公的機関(以下「大学等」)との共同研究成果が生み出す収益機会を享受できないリスク

当社は、大学等と共同研究を積極的に行っておりますが、研究費用負担及び発明が生じた場合の優先実施権などの取扱いについて、大学等との交渉がスムーズに運ばなかった場合には、共同研究成果を思うように事業化できない可能性があります。その場合、共同研究成果に基づく収益機会を享受できないことから、当該共同研究に関する研究費用を回収できず、当社の業績や事業戦略に影響を及ぼす可能性があります。

## (13) 特定の販売先への依存リスク

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日) において連結売上高に占める割合が10%を超えている相手先は、下表のとおりです。当社製品のうちCYTORECONの国内販売に関しては全てGEHC社に対して販売委託していることから、何らかの理由により業務提携契約が解除された場合、業績やその後の事業戦略等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

相手先	金額(千円)	総売上高に占める割合(%)
GEヘルスケア・ジャパン(株)	9,994	16.7
再生医療を考える会	35,000	58.5

## (14) 特定の研究者への依存および人材確保に関するリスク

当社グループの最大の強みは、人材です。当社では優秀な人材の確保及び育成に努めており、専門的な知識、技術、経験を有している役職員が業務執行にあたっております。何らかの理由により、そのような役職員が当社グループで研究を推進していくことが困難となった場合や、優秀な人材の獲得が順調に進まなかった場合、当社グループの事業戦略や業績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

## (15) 経営上の重要な契約等

現時点において当社グループの事業展開上、重要と思われる契約の内容については「5 経営上の重要な契約等」に記載しております。これらの契約については、いずれも当社が事業を推進していく上で重要な契約であると認識しており、当社の意向に反して当該契約の破棄や不利な契約改定が行われた場合、あるいは契約期間満了後に契約が継続されない場合は、当社の事業戦略や経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (16) 経営成績の変動に関するリスク

当業界は日進月歩で環境が変化しており、外部環境の変化が当社グループに与える影響について不透明な部分が多くあります。また、当業界における会計基準に関しても個別の事象に応じた判断が必要となるため、実際の業績が公表した業績見通しと大きく異なる可能性があります。なお、その場合は適時開示規則に則り速やかに業績見通しの修正を公表することとしております。

## (17) 為替変動リスク

当社グループはグローバルな提携関係の強化を図っております。当連結決算期において、日本以外の地域の外部顧客に対する連結売上高は96,328千円(連結売上高に占める割合は64.7%)ですが、今後、海外取引高の比率が増加した場合には、当社グループの業績は為替変動の影響を受ける可能性があります。

## (18) 新株予約権等の行使による株式価値の希薄化リスク

平成24年5月15日現在における当社の発行済株式総数は、247,965株ですが、これに対して、現時点での新株予約権に係る発行予定株式数の合計は最大で36,234株であり、潜在株比率は最大で14.61%となっています。これらの新株予約権等が行使された場合は、当社の1株あたりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(19)敵対的買収に関するリスク

当社の株主構成は個人投資家を中心であり、当社普通株式は流動性の高い状態にあります。従って、当社の取締役会が株主共同の利益を毀損すると判断するような敵対的買収者が予期せず現れる可能性があります。また、当社グループの中長期的な企業価値向上につながらない買収提案が、一部の株主により有益であるとみなされ、結果的に、当社や他の株主の意向に反して買収がなされる可能性もあります。こうした場合には、当社グループの事業戦略に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(20)資金ショートに関するリスク

天士力社および柳韓洋行社からの一時金の入金が大幅に遅れたり、一時金が入らなくなる事態が生じた場合、もしくは、資金調達が順調に進まない場合には、積み上がった未払金の全部または一部を長期に亘って解消できない状況が続き、将来的に資金ショートして経営破綻する可能性があります。

(21)上場廃止に関するリスク

当社が平成24年5月31日までに債務超過を解消することができず2期連続で債務超過となった場合に上場廃止となる可能性があり、財務状況の悪化を理由として会計監査人より意見不表明の監査報告がなされる可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

平成23年5月期連結会計年度（自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日）

当連結会計年度末現在において、当社グループの事業展開上、重要と思われる契約の内容について以下に記載しております。

## ・創薬プロジェクトに関する契約

契約の名称	製造委託契約
相手先名	旭硝子株式会社
締結年月日	平成16年11月1日
契約の主な内容	組換え酵母が生産する蛋白質(以下「目的蛋白質」)を大量生産するためのプロセス及び大規模製造に向けたスケールアップの検討、ならびに臨床用の目的蛋白質の試作及びGMP製造に関する委託契約
契約期間	平成16年11月1日に発効し、本委託業務の最終ステップ完了の確認をもって終了

契約の名称	試験業務委託契約書
相手先名	株式会社東レリサーチセンター
締結年月日	平成18年11月30日
契約の主な内容	癌治療薬EC1301の蛋白質の特性解析に関する試験業務を委託
契約期間	平成18年11月30日に発効し、試験委託金支払終了時まで

契約の名称	試験業務委託契約
相手先名	東洋紡績株式会社
締結年月日	平成18年6月20日
契約の主な内容	癌治療薬EC1301の試験法設定の業務委託
契約期間	平成18年6月20日に発効し、試験委託金支払終了時まで

契約の名称	試験業務委託契約
相手先名	ハンティンドンライフサイエンス株式会社
締結年月日	平成19年7月6日
契約の主な内容	癌治療薬EC1301の毒性試験の業務委託
契約期間	平成19年7月6日に発効し、試験委託金支払終了時まで

契約の名称	試験委託契約
相手先名	三菱化学メディエンス株式会社
締結年月日	平成19年7月6日
契約の主な内容	癌治療薬EC1301の生物活性毒性試験の業務委託
契約期間	平成19年7月6日に発効し、試験委託金支払終了時まで

契約の名称	共同研究契約
相手先名	金沢大学付属病院 がん高度先進治療センター
締結年月日	平成19年10月22日
契約の主な内容	癌治療薬EC1301の癌転移抑制作用に関する契約

契約期間	平成19年10月22日に発効し、本研究が終了するまで
------	----------------------------



契約の名称	共同研究契約
相手先名	米国国立加齢研究所（NIA）
締結年月日	平成20年4月4日
契約の主な内容	癌治療薬EC1301とDNAがんワクチンの併用効果調査
契約期間	平成20年4月4日に発効し、3年もしくは本研究が終了するまで

契約の名称	共同研究契約
相手先名	国立国際医療センター研究所 呼吸器疾患研究部
締結年月日	平成20年5月29日
契約の主な内容	呼吸器疾患に関連した生体分子の探索・分析
契約期間	平成20年5月29日に発効し、1年もしくは本研究が終了するまで

契約の名称	共同研究契約
相手先名	米国国立加齢研究所（NIA）
締結年月日	平成20年5月30日
契約の主な内容	抗AIDS薬等の新規治療薬の開発
契約期間	平成20年5月30日に発効し、4年もしくは本研究が終了するまで

契約の名称	共同研究契約
相手先名	国立大学法人東京大学、他2社
締結年月日	平成20年9月25日
契約の主な内容	癌細胞の標的分子の探索とそれに基づくヒト抗体医薬の開発
契約期間	平成20年9月15日に発効し、3年間

契約の名称	臨床試験契約
相手先名	米国国立加齢研究所（NIA）
締結年月日	平成21年2月18日
契約の主な内容	癌治療薬EC1301の米国での第 相、第 相臨床試験実施
契約期間	平成21年2月18日に発効し、臨床試験が終了するまで

契約の名称	共同研究契約
相手先名	米国国立加齢研究所（NIA）
締結年月日	平成21年4月27日

契約の主な内容	アルツハイマー型認知症新規ワクチンの開発
契約期間	平成21年4月27日に発効し、3年もしくは本研究が終了するまで

契約の名称	共同研究契約
相手先名	北京大学医学部天士力微小循環研究センター
締結年月日	平成22年2月1日
契約の主な内容	漢方抽出物作用機序の解明等
契約期間	平成22年2月1日に発効し、1年もしくは新規契約の締結まで

契約の名称	共同開発契約
相手先名	中稷実業投資有限公司
締結年月日	平成22年4月27日
契約の主な内容	癌治療薬EC1301の中国国内における開発・独占販売権の付与
契約期間	平成22年5月1日に発効し、15年間

契約の名称	共同開発契約
相手先名	天津天士力製薬会社有限公司
締結年月日	平成23年3月15日
契約の主な内容	癌治療薬EC1301の中国国内における治験開発及び製造・販売権の付与
契約期間	平成23年3月15日に発効し、15年間

契約の名称	共同開発契約
相手先名	柳韓洋行
締結年月日	平成23年3月31日
契約の主な内容	癌治療薬EC1301の韓国国内における治験開発及び製造・販売権の付与
契約期間	平成23年3月31日に発効

・ その他プロジェクトに関する契約

契約の名称	業務提携契約
相手先名	GEHC社
締結年月日	平成19年1月22日
契約の主な内容	製品の販売及び、共同企画・共同開発
契約期間	期間の定めなし

契約の名称	業務提携契約
相手先名	GE Medical Systems Hong Kong Limited
締結年月日	平成19年12月3日
契約の主な内容	細胞自動計測装置「CYTORECON」の中国エリアにおける販売
契約期間	期間の定めなし

契約の名称	業務提携契約
-------	--------

相手先名	GE Healthcare Bio-Sciences Ltd.
締結年月日	平成19年12月11日
契約の主な内容	細胞自動計測装置「CYTORECON」の韓国における販売
契約期間	期間の定めなし

契約の名称	業務提携契約
相手先名	フジノン株式会社
締結年月日	平成20年6月6日
契約の主な内容	製品の製造委託を中心とした包括的業務提携
契約期間	期間の定めなし

契約の名称	業務提携契約
相手先名	Inno Bio Ventures Sdn. Bhd.
締結年月日	平成21年2月18日
契約の主な内容	製品の東南アジアにおける販売
契約期間	期間の定めなし

契約の名称	業務提携契約
相手先名	天津天士力健康医薬器械有限公司
締結年月日	平成22年3月19日
契約の主な内容	製品の中国における販売
契約期間	平成22年4月1日に発効し、3年間

平成24年5月期第1四半期連結会計期間(自平成23年6月1日至平成23年8月31日)

当社は平成23年6月1日に社団法人再生医療を考える会との間で、再生医療を目指した幹細胞分化メカニズムの研究を目的とした共同研究契約を締結いたしました。なお、共同研究実施期間は平成23年6月1日から平成25年5月31日までの2年間になります。

## 6 【研究開発活動】

平成23年5月期連結会計年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

当社においては、バイオ医薬品の開発、医薬品候補化合物の創出など創薬に向けた研究開発活動のほか、創薬基盤技術や細胞分化技術に関する研究開発活動も行っております。国内においては、中央ラボ(東京都目黒区)を研究拠点とし研究開発活動を行うほか、東京大学医学系研究科分子予防医学教室等の大学及び研究機関との共同研究を実施しております。

当連結会計年度において、研究開発活動における一層の効率化を目指し、新たに製薬企業や研究機関等との提携等を進めた結果、以下の成果がありました。

- ・平成21年6月 米国食品医薬品局 (FDA) が癌治療薬ECI301のIND申請承認
- ・平成21年7月 米国国立加齢研究所 (NIA) の治験委員会が癌治療薬ECI301の臨床開始承認
- ・平成21年9月 TAXIScanテクノロジーによる毒性試験方法の日本特許取得
- ・平成21年10月 細胞計測方法 (脱顆粒ソフト) の日本特許取得
- ・平成21年11月 細胞内標的分子「フロント」の研究成果の学会誌への掲載
- ・平成21年11月 細胞観察チェンバーの日本特許取得
- ・平成21年11月 癌治療薬ECI301に関する用途特許の米国特許取得
- ・平成22年2月 中国北京大学医学部天士力微小循環研究センターとの漢方抽出物作用機序解明の共同研究契約締結
- ・平成22年2月 細胞内標的分子「フロント」の米国特許取得
- ・平成22年3月 細胞計測方法 (脱顆粒ソフト) の中国特許取得
- ・平成22年4月 中稷実業投資有限公司との非小細胞肺癌治療薬ECI301の戦略的提携共同開発合意契約締結
- ・平成22年8月 科学技術振興機構 (JST) からの委託開発事業 (FROUNT蛋白質を標的とする抗炎症薬開発プロジェクト) に対して成功認定
- ・平成23年3月 中国の天津天士力製薬会社有限公司と癌治療薬ECI301ライセンスアウトを含む業務提携契約を締結
- ・平成23年3月 韓国の柳韓洋行社と癌治療薬ECI301ライセンスアウト契約を締結

当連結会計年度末現在における主要な研究プロジェクトの進捗状況は下表のとおりです。

カテゴリー	プロジェクト	収益形態	進捗段階 (状況)
Bio-pharmaceutical (バイオ医薬品の開発、 創薬シードの創出)	癌治療薬開発プロジェクト (ECI301)	ライセンスアウトによる契 約一時金とロイヤリティー 収入	米国食品医薬品局 (FDA) より IND申請が正式承認され、目下 米国NIAにてフェーズ 臨床試 験中
	抗炎症薬開発プロジェクト (FROUNT)	アステラス製薬社からの研 究協力金による収入	リード化合物の探索段階
Cell-based Drug Discovery (ヒトの細胞を使用した 細胞機能解析技術)	機器開発プロジェクト (GEHC社と代理店契約)	販売による収入	機器開発および販売
	機器開発プロジェクト (新製品TAXIScan-FL)	販売による収入	機器開発および販売
	ATS等を用いた自社研究 (創薬候補化合物の探索)		スクリーニング系の構築・実 施・バージョンアップ

以上の結果、当連結会計年度における研究開発費は309,623千円(前期比79,427千円減)となりました。

(1) 創薬及び創薬関連事業

当事業に係る研究開発費は246,580千円となりました。

(2) 創薬ツール供給事業

当事業に係る研究開発費は63,043千円となりました。

平成24年5月期第3四半期連結累計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日)

当社においては、バイオ医薬品の開発、医薬品候補化合物の創出など創薬に向けた研究開発活動のほか、創薬基盤技術や細胞分化技術に関する研究開発活動も行っております。国内においては、川崎ラボ(神奈川県川崎市)を研究拠点とし研究開発活動を行うほか、東京大学医学系研究科分子予防医学教室等の大学及び研究機関との共同研究を実施しております。

当第3四半期連結累計期間末現在における主要な研究プロジェクトの進捗状況は下表のとおりです。

カテゴリー	プロジェクト	収益形態	進捗段階 (状況)
Bio-pharmaceutical (バイオ医薬品の開発、 創薬シードの創出)	癌治療薬開発プロジェクト (ECI301)	ライセンスアウトによる契 約一時金とロイヤリティー 収入	米国食品医薬品局 (FDA) より IND申請が正式承認され、目下 米国NIAにてフェーズ 臨床試 験中
	抗炎症薬開発プロジェクト (FROUNT)		リード化合物の探索段階
Cell-based Drug Discovery (ヒトの細胞を使用した 細胞機能解析技術)	機器開発プロジェクト (GEHC社と代理店契約)	販売による収入	機器開発および販売
	機器開発プロジェクト (新製品TAXIScan-FL)	販売による収入	機器開発および販売
	ATS等を用いた自社研究 (創薬候補化合物の探索)		スクリーニング系の構築・実 施・バージョンアップ

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における研究開発費は107,539千円となりました。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものです。

A 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、破産更生債権等に係る貸倒見積高の算定等、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づいて行った見積りを含んでおります。

### (2) 経営成績の分析

平成23年5月期連結会計年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

#### 売上高

当連結会計年度の売上高は148,976千円となり、前連結会計年度に比べ178,489千円減少しました。

#### 営業損益

営業費用につきましては、売上原価が105,582千円で、主なものは柳韓洋行へ販売した治験薬の製造原価等55,640千円であります。また、販売費及び一般管理費が621,659千円で、主な内訳は、給与手当が91,241千円、研究開発費が309,623千円であります。以上により、当連結会計年度の営業損失は578,265千円(前連結会計年度の営業損失703,339千円)となりました。

#### 経常損益

営業外損益につきましては、為替差益583千円を計上する一方で、株式交付費275千円、支払利息154千円を計上いたしました。以上により、当連結会計年度の経常損失は578,031千円(前連結会計年度の経常損失749,875千円)となりました。

#### 当期純損益

特別損益につきましては、本社移転費用引当金繰入額72,651千円、本社移転損失117,972千円、減損損失18,134千円を特別損失として計上いたしました。以上により、当連結会計年度の当期純損失は788,290千円(前連結会計年度の当期純損失7,569千円)となりました。

平成24年5月期第3四半期連結累計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日)

#### 売上高

当連結累計期間の売上高は59,826千円となりました。

#### 営業損益

営業費用につきましては、売上原価が22,077千円で、主なものは再生医療を考える会へ販売した設備等の原価であります。また、販売費及び一般管理費が317,486千円で、主な内容は、給与手当が90,568千円、研究開発費が107,539千円であります。以上により、当連結累計期間の営業損失は279,737千円となりました。

#### 経常損益

営業外損益につきましては、幹部消費税等1,389千円を計上する一方で、未払金遅延利息18,150千円を計上いたしました。以上により、当連結累計期間の経常損失は309,596千円となりました。

#### 四半期純損失

特別損益につきましては、債務免除益15,156千円を特別利益に計上いたしました。以上により、当連結累計期間の四半期純損失は294,771千円となりました。

### (3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりです。

#### (4) 経営戦略の現状と見通し

創薬及び創薬関連事業につきましては、癌治療薬ECI301の開発を最重要プロジェクトとして推進しております。平成21年6月11日の米国食品医薬品局(FDA)への治験新薬(IND)申請承認、同年6月24日(現地時間)の国立加齢研究所(NIA)での治験審査委員会(IRB)の治験開始承認を受けて、現在、米国国立研究所で非小細胞肺癌を対象としたフェーズⅢ臨床試験が進められてきましたが、このたび治験実施期間を同じNIH参加の国立癌研究所(NCI)に移管し、NIAで進めていた臨床試験を踏まえ、低めの投与量を省略し、効果発現が期待されるやや多めの投与量から開始する新たなプロトコル(治験手順)を策定し、FDAに治験申請しておりましたが、平成23年8月23日にFDAから改めて相互参照する形での治験申請の承認確認ができたことから、NIAからNCIへの実施機関移管CIS管手続きを進めておりますので、すみやかにNCIでの治験が開始される予定です。

治験実施機関の移管が次期業績に与える直接の影響はございませんが、放射線腫瘍専門医が治験医師となって関連腫瘍部門と共同で治験を行うことになり、治験のスピードアップが図られることとなります。この新たな治験計画によれば、年内に一部の臨床データが入手できる可能性があるため、間接的にECI301のライセンスアウト契約締結にポジティブな効果が期待できると考えております。

ECI301ライセンスアウト契約締結に関しましては、平成23年3月には、中国の天津天士力制药有限公司と、中華人民共和国及び、一部の東南アジア、中東諸国(台湾、香港、インドネシア、フィリピン、サウジアラビア王国等)を対象地域として、ECI301のライセンス契約を含む業務提携契約を締結、また同じく、3月、韓国の柳韓洋行社とも、韓国、タイ、ベトナム、ロシア、CIS(独立国家共同体：旧ソビエト連邦12カ国で形成された緩やかな国家連合体)を対象地域として、ECI301のライセンスアウト契約を含む業務提携契約を締結いたしました。一方、日本、米国、欧州の製薬企業とのグローバルな契約を視野に入れた提携に関しましては、平成22年6月に米国の有力なライセンス契約締結支援コンサルタントであるGAC社と契約し(臨床試験におけるデータ収集や薬効確認が遅れていることから、GAC社とのコンサルティング契約は平成23年1月から一時休止しています)、同社の支援を受けながら欧米の大手製薬会社と交渉を進めてまいりましたが、新たに国内大手証券会社(平成23年本年4月に契約)及び大手邦銀(平成23年5月に契約)ともコンサルティング契約を結んで提携交渉を推進しております。

創薬ツール供給事業に関しましては、国内外で研究会、セミナー等を開催し、機器の拡販に努めてまいりました。平成21年12月以降、上海、北京、大連で「ECI301とTAXIScanテクノロジー」についてのセミナーを開催し、成長目覚ましい中国市場の開拓に尽力してまいりましたが、その成果の一つとして、平成22年3月、天津天士力健康医療器械有限公司(中国の大手製薬会社である天津天士力集团有限公司の子会社)と、同社に対して中国におけるTAXIScan-FL(蛍光細胞動態解析装置)の独占販売権を供与する契約の締結に至りました。平成22年10月には、今後の同社との提携関係を強化する目的で、北京大学に共同研究と販売デモ用にTAXIScan-FLを設置し、天津天士力健康医療器械有限公司の営業担当者の研修目的等にも活用するなど、一段の拡販を目指してまいります。



(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資産、負債、純資産の状況

平成23年5月期連結会計年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて143,723千円減少し、105,180千円となりました。これは、現金及び預金が66,876千円減少、商品及び製品が43,797千円減少、前渡金が46,119千円減少したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて106,669千円減少し、44,524千円となりました。これは、敷金・保証金の償却66,113千円、本社移転に伴う有形固定資産の減損損失18,134千円などによります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて250,393千円減少し、149,705千円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて471,447千円増加し、563,707千円となりました。これは、未払金が363,554千円、短期借入金が68,150千円、預り金が27,984千円それぞれ増加したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて3,750千円減少し、179,624千円となりました。これは、長期預り金が返済により250千円、預り金への長短組替えにより3,500千円それぞれ減少したことによります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて467,697千円増加し、743,331千円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて718,090千円減少し、593,626千円となりました。これは主に、資本金が35,100千円、資本剰余金が35,100千円増加、利益剰余金が788,290千円減少したことによります。

平成24年5月期第3四半期連結累計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日)

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて36,560千円減少し、68,619千円となりました。これは主に、貸倒引当金を当第3四半期累計期間に23,000千円計上したこと、商品及び製品が11,285千円減少したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて3,994千円増加し、48,519千円となりました。これは主に、敷金及び保証金が8,353千円増加したことなどによるものです。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて32,556千円減少し、117,139千円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて225,319千円増加し、789,026千円となりました。これは、未払金が165,388千円増加したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて2,500千円減少し、177,124千円となりました。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて222,819千円増加し、966,150千円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて255,385千円減少し、849,011千円となりました。これは利益剰余金が294,771千円減少したことなどによります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

資金需要

当社グループでは、今後、手持ちの資金を創薬プロジェクトに優先的に投下することにより、開発品の付加価値を高めビジネス化を進めていく方針です。そのため各研究開発プロジェクトの進捗やビジネス化の進展状況如何によっては、中

期的に資金需要が発生する可能性があります。

#### 財務政策

当社グループは、事業活動に必要な経常支出の一部については、共同研究や創薬ツール供給事業等の営業活動から得られるキャッシュ・フローにより賄っています。ただし現時点においては、経常支出のすべてを賄えるほど十分なキャッシュ・フローを生み出せる事業には成長しておりません。従って、研究開発の進捗状況に応じて資金需要が発生した場合には、適切な資金調達的手段を検討していきたいと考えております。

#### (6) 経営者の問題認識と今後の方針について

「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりです。

## B 継続企業の前提に関する重要事象を解消又は改善する対応策

平成23年5月期連結会計年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

「2 事業の状況 継続企業の前提の疑義の解消」に記載した状況に対応すべく、当社グループは、事業資金の調達、売上増加及び経費削減に取り組んでおります。

事業資金の調達につきましては、当期中の当社株価が低迷して推移しましたことから、研究開発資金等の調達を目的として平成22年1月12日開催の取締役会決議に基づいて、第三者割当方式で発行 (株式発行総額約10億円) した第12回新株予約権 (権利行使価額: 28,861円) の権利行使は進まず、平成23年5月31日現在での権利行使の累計額は208,800千円、未行使残高は791,700千円となっております。当社株価の現状から短期的には第12回新株予約権の権利行使の進行は期待し難い状況にあり、当社の逼迫した財務状況では株価の回復を待つ時間的余裕がないことから、現在、当社ビジネスに好意的な大株主、投資家 (欧米の投資銀行、ファンドを含む) を対象とした借入又は新株式・新株予約権等の割当による新規の資金調達の準備を進めており、関係者と協議を行っております。

売上増加につきましては、創薬及び創薬関連事業は収益性の高いプロジェクトに資源を集中投下しております。癌治療薬 ECI301は、米国での臨床試験開始に合わせて、国内外の大手製薬会社とライセンス契約の締結交渉を開始し、粘り強く交渉を続けてきました結果、平成23年3月には、中国の天津天士力製薬会社有限公司と、中華人民共和国及び、一部の東南アジア・中東諸国 (台湾、香港、インドネシア、フィリピン、サウジアラビア王国等) を対象地域として、ECI301のライセンス契約を含む業務提携契約を締結、また同じく3月、韓国の柳韓洋行とも、韓国、タイ、ベトナム、ロシア、CIS (独立国家共同体: 旧ソビエト連邦12カ国で形成された緩やかな国家連合体) を対象地域として、ECI301のライセンス契約を含む業務提携契約を締結いたしました。一方、日本、米国、欧州の製薬企業とのグローバルな契約を視野に入れた提携に関しましては、平成22年6月に米国の有力なライセンス契約締結支援コンサルタントであるGAC社と契約し (臨床試験におけるデータ収集や薬効確認が遅れていることから、GAC社とのコンサルティング契約は本年1月から一時休止しています)、同社の支援を受けながら欧米の大手製薬会社と交渉を進めてまいりましたが、新たに国内大手証券会社 (本年4月に契約) 及び大手邦銀 (本年5月に契約) とともにコンサルティング契約を結んで提携交渉を推進しております。現在米国で進めている第 相臨床試験におけるデータ収集や薬効確認の時期が当初の想定より大幅に遅れていますことから、当社は臨床試験のスピードアップを図り (現在、その方策を米国国立衛生研究所と協議中)、早期のグローバル契約の実現を目指しています。これらのライセンス契約締結となれば、段階に応じて契約一時金、マイルストーン、ロイヤリティ収入が見込めます。創薬ツール供給事業に関しましては、国内外で研究会、セミナー等を開催し、機器の拡販に努めてまいりました。平成21年12月以降、上海、北京、大連で「ECI301とTAXIScanテクノロジー」についてのセミナーを開催し、成長目覚ましい中国市場の開拓に尽力してまいりましたが、その成果の一つとして、平成22年3月、天津天士力健康医療器械有限公司 (中国の大手製薬会社である天津天士力集団有限公司の子会社) と、同社に対して中国におけるTAXIScan-FL (蛍光細胞動態解析装置) の独占販売権を供与する契約の締結に至りました。昨年10月には、今後の同社との提携関係を強化する目的で、北京大学に共同研究と販売デモ用にTAXIScan-FLを設置し、天津天士力健康医療器械有限公司の営業担当者の研修目的等にも活用するなど、一段の拡販を目指してまいります。

経費削減につきましては、財務状況改善が急務であるため、更なる採算重視の経営方針の徹底と経営合理化による原価・経費の削減を進めてまいります。本年6月の旧青葉台オフィス (東京都目黒区) の川崎テックセンタービルへの移転により、今後、年間のオフィス賃借料の負担は6千万円強軽減されます。

支払遅延が生じている取引先に対する対応としては、個別に債務返済条件の見直し (返済の猶予・繰延等) の要請を行い、当社財務再建への協力を依頼し現在協議を行っております。

しかしながら、新規の資金調達及び債務支払条件の見直しの要請については現在、関係者との協議の途上の段階であります。また、今後見込まれる天津天士力製薬会社有限公司及び柳韓洋行からの一時金入金だけでは継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消には充分とは言えない状況であり、他方、日米欧の大手製薬会社とのECI301ライセンスアウトのグローバル契約につきましては、その締結時期、金額、入金時期等は未確定であります。以上の状況から現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

平成24年5月期第3四半期連結会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日)

当社グループは、当第3四半期連結累計期間においても、294,771千円の四半期純損失を計上し前連結会計年度に引き続き債務超過になっており、その額は849,011千円であります。

当該状況により、当社グループには前連結会計年度に引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当社グループは、当該状況を解消すべく、創薬開発の着実な進展ならびに安定収益事業の確立に向け一層積極的な営業活動に努めており、米国立衛生研究所(NIH)傘下の国立がん研究所(NCI)でのECI301の治験の進捗状況を踏まえてグローバルライセンス契約を製薬会社、事業会社と行うべく、積極的に交渉を進めております。一方、役員報酬の減額をはじめ事業費用の削減を進め、限られた経営資源である人材、設備、資金、ノウハウを効率的に無駄なく活用して経営効率を高めて参ります。また、当社は必要に応じて、効果的な事業資金の調達を行うべく、平成23年12月2日に第13回新株予約権を発行しており、新たなファイナンスにも取り組んでおります。

以上の施策のもと当社グループは今後とも創薬開発をベースとした研究開発に邁進してまいります。

しかし、これらの改善策は景気の動向や医薬品業界の動向の影響等により十分な営業成績をあげることができない可能性、十分に事業費用が削減できない可能性、資金調達が順調に進まない可能性があるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

中国の天津天士力製薬会社有限公司(天士力社)からの契約一時金につきましては、平成23年12月30日に近況についてお知らせ致しましたが、医薬品の技術移転に関して中国当局から承認を得るために、技術移転の対象となる宿主細胞および発現ベクターの特許使用の承認とバイオ製剤輸入手続きを実施する必要があるということが判明したため、電話会議を行いました。その結果、については契約一時金支払いの必須条件ではなく今後製造する時に必要になることが判明しましたが、同時に特許使用権の譲渡手続きが最優先である旨の連絡を受けました。特許使用権の譲渡手続きに関しては、当社の資金不足や社内の人材不足により天士力社への中国語による必要資料の提供ができておらず、手続き完了の目処が立っておりません。天士力社の契約履行に対する基本姿勢は変わっておらず、必要な手続きについても明らかになってはいるものの、当社としては入金までにさらに時間がかかることが予想されますので、今期中の売上計上は困難と判断することに致しました。

一方、柳韓社からの一時金の入金については、その前提となる技術移転に必要な特許上の事務手続きと治験サンプルの安定性試験を急ぐ必要がありますが、当社の資金不足により手続きが滞っております。また同じく一時金支払いの前提となる治験承認の見通しについてですが、柳韓社から承認の日程についての回答を得ていないため、明らかにすることができず、またその目処についても情報がなく現時点では不明です。引き続き遅延理由を含めた承認の見通しについての回答を求めていきます。

#### 未払金の解消について

住友不動産(株)に対する未払金の解消につきましては、先方に対して天士力社および柳韓社からの入金が困難な情勢になっていること、第13回新株予約権の行使状況、さらには今後の新たなグローバルライセンス契約あるいはファイナンスの実施見通しについて説明しております。またわずかな額ではありますが予約権の行使が行われた際に合わせて3回支払をしており、平成24年4月13日現在の残高は5,800万円となっております。今後の支払計画について、当社から明確な支払計画が提示できない状況にあるため、まだ具体的な協議に応じてはもらっておらず、基本的な状況については12月末時点と大きく変わっておりません。

住友不動産(株)以外では、従業員給与を始め、東京証券代行(株)、監査法人、日本年金機構、業務提携先、コンサルタントなど84社に対して総額約4億2,000万円の未払金がございます。

未払金を一掃し、さらに債務超過を解消することについては、引き続き当社のがん治療薬ECI301に注目している製薬会社、事業会社、投資ファンドなどの投資家と積極的にファイナンス交渉を行っておりますが、具体的な解消策の目処はまだ立っておりません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当社グループでは、本社及び研究施設移転に伴い、建物附属設備10,830千円を取得しております。セグメント別の設備投資について示すと、各報告セグメントに配分していない本社管理部門になります。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

(平成24年4月30日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	その他	合計	
本社 (神奈川県川崎市)	全社統括業務	統括業務施設	7,123	306		7,429	5(-)
研究施設 (神奈川県川崎市)	創薬及び創薬関連事業 創薬ツール 供給事業	研究設備	1,138	28,764	112	230,014	5(1)

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェアであります。  
 2 本社及び研究施設は平成23年7月3日に東京都目黒区から神奈川県川崎市に移転しております。  
 3 従業員数の( )は、平均臨時従業員数を外書しております。

##### (2) 国内子会社

(平成24年4月30日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
				建物	工具、器具 及び備品	その他	合計	
(株)セル テ	営業部門 (神奈川県川崎市)	創薬ツール 供給事業	営業業務設備		8	0	8	1(-)

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェアであります。  
 2 事業所は平成23年7月3日に東京都目黒区から神奈川県川崎市に移転しております。  
 3 従業員数の( )は、平均臨時従業員数を外書しております。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却

当社は平成23年6月中に本社移転を行っており、本社移転時に廃棄する予定の固定資産について、帳簿価格を回収可能額(0円)まで減額し、減損損失18,134千円)を特別損失に計上しました。



## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	750,000
計	750,000

## 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	247,965	名古屋証券取引所セントレックス	(注)
計	247,965		(注)

(注) 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 第1回新株予約権(平成15年4月8日臨時株主総会決議に基づく平成15年4月8日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	40	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400 (注)1, 3	400 (注)1, 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり9,952.20 (注)2, 3	1株当たり9,952.20 (注)2, 3
新株予約権の行使期間	平成17年4月9日から 平成25年4月8日まで	平成17年4月9日から 平成25年4月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,952.20 資本組入額 4,976.10 (注)3	発行価格 9,952.20 資本組入額 4,976.10 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	(注)5
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は2,814株から28,140株に、新株予約権の行使時の払込金額は100,000円から10,000円に調整しております。また、発行価格を100,000円から10,000円に、資本組入額を50,000円から5,000円に調整しております。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が正当な理由があると認めた退任及び退職の場合にはこの限りではない。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

## 第2回新株予約権(平成15年4月8日臨時株主総会決議に基づく平成15年4月8日取締役会決議)



区分	最近事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	51	51
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	510 (注)1, 3	510 (注)1, 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり9,952.20 (注)2, 3	1株当たり9,952.20 (注)2, 3
新株予約権の行使期間	平成17年4月9日から 平成25年4月8日まで	平成17年4月9日から 平成25年4月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,952.20 資本組入額 4,976.10 (注)3	発行価格 9,952.20 資本組入額 4,976.10 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	(注)5
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は366株から3,660株に、新株予約権の行使時の払込金額は100,000円から10,000円に調整しております。また、発行価格を100,000円から10,000円に、資本組入額を50,000円から5,000円に調整しております。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の社外協力者たる地位を保有していることとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

## 第3回新株予約権(平成15年10月24日臨時株主総会決議に基づく平成15年10月27日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	109	109
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,090 (注) 1、3	1090 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり49,761 (注) 2、3	1株当たり49,761 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 49,761 資本組入額 24,880.50 (注) 3	発行価格 49,761 資本組入額 24,880.50 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	(注) 5
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は190株から1,900株に、新株予約権の行使時の払込金額は500,000円から50,000円に調整しております。また、発行価格を500,000円から50,000円に、資本組入額を250,000円から25,000円に調整しております。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が正当な理由があると認めた退任及び退職の場合にはこの限りではない。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

## 第5回新株予約権(平成15年10月24日臨時株主総会決議に基づく平成16年5月28日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	20	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200 (注)1、3	200 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり49,761 (注)2、3	1株当たり49,761 (注)2、3
新株予約権の行使期間	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 49,761 資本組入額 24,880.50 (注)3	発行価格 49,761 資本組入額 24,880.50 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	(注)5
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は60株から600株に、新株予約権の行使時の払込金額は500,000円から50,000円に調整しております。また、発行価格を500,000円から50,000円に、資本組入額を250,000円から25,000円に調整しております。

- 4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が正当な理由があると認めた退任及び退職の場合にはこの限りではない。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 5 当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

## 第 6 回新株予約権(平成16年 5 月28日臨時株主総会決議に基づく平成16年 5 月28日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成23年 5 月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	75	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	750 (注) 1、3	750 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり49,761 (注) 2、3	1株当たり49,761 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成18年 5 月29日から 平成26年 5 月27日まで	平成18年 5 月29日から 平成26年 5 月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 49,761 資本組入額 24,880.50 (注) 3	発行価格 49,761 資本組入額 24,880.50 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	(注) 5
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 平成16年 7 月 2 日開催の取締役会決議に基づき、平成16年 7 月30日をもって 1 株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は105株から1,050株に、新株予約権の行使時の払込金額は500,000円から50,000円に調整しております。また、発行価格を500,000円から50,000円に、資本組入額を250,000円から25,000円に調整しております。

- 4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が正当な理由があると認めた退任及び退職の場合にはこの限りではない。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 5 当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

## 第7回新株予約権(平成16年5月28日臨時株主総会決議に基づく平成16年7月30日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	165	165
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,650 (注)1	1,650 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり49,761 (注)2	1株当たり49,761 (注)2
新株予約権の行使期間	平成18年5月29日から 平成26年5月27日まで	平成18年5月29日から 平成26年5月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 49,761 資本組入額 24,880.50	発行価格 49,761 資本組入額 24,880.50
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	(注)4
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者の割当を受けた者が当社の取締役、監査役及び従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が正当な理由があると認めた退任及び退職の場合にはこの限りではない。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 4 当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められています。

## 第11回新株予約権(平成21年5月18日臨時株主総会決議に基づく平成21年6月8日取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	999	999
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,990 注) 1	9,990 注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり49,761 (注) 2	1株当たり49,761 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成21年6月25日から 平成25年6月24日まで	平成21年6月25日から 平成25年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 49,761 資本組入額 24,880.50	発行価格 49,761 資本組入額 24,880.50
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 当社取締役会の承認を必要とする。	新株予約権の譲渡については、 当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき目的となる株式数 10株

なお、当社が、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、同様)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(または株式併合)の比率

また、上記の他、決議日以降、付与株式数の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

## 2 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、50,000円(臨時株主総会基準日の前日4月6日における名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の192%)とする。なお、割当日以後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、割当日以後、当社が当社普通株式について時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

ただし、新株式の発行又は自己株式の処分が、新株予約権の行使により行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

## 3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役であることを要求する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。

区分	最近事業年度末現在 (平成23年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	91	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,300 (注)1	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり28,861 (注)2	
新株予約権の行使期間	平成22年1月29日から 平成24年1月28日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 28,861 資本組入額 14,430.50	
新株予約権の行使の条件	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 当社取締役会の承認を必要とする。	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき目的となる株式数 300株

なお、当社が、株式分割または株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整する。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割又は併合の比率

また、割当日以降に、当社が時価を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く）、合併、会社分割又は株式無償割当てを行う場合等、対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

## 2 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、上記の場合のほか、時価を下回る払込金額をもって当社普通株式が交付される場合、株式分割又は株式無償割当により当社株式を発行する場合、取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

## 3 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年11月16日	提出日の前月末現在 (平成24年4月30日)
新株予約権の数(個)	150	76
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	当初の行使価額(6,615円)における株式数: 45,300	4月30日現在の行使価額(6,210円)における株式数: 24,472
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000,000(1個あたり)	2,000,000(1個あたり)
新株予約権の行使期間	平成23年12月6日～平成25年12月6日	平成23年12月6日～平成25年12月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000,000(1個あたり) 資本組入額 2,000,000(1個あたり)	発行価格 2,000,000(1個あたり) 資本組入額 2,000,000(1個あたり)
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 新株予約権の名称 株式会社 E C I 第13回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の発行価額の総額 金2,101,050円

3. 申込期日 平成23年12月2日

4. 割当日及び払込期日 平成23年12月2日

5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、以下のように割り当てる

Brilliance Hedge Fund 75個

Brilliance Multi Strategy Fund 75個

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、第9項第(1)号の出資額を第9項第(2)号の行使価額（ただし、第10項及び第11項によって修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

7. 本新株予約権の総数 150個

8. 各本新株予約権の発行価額 金14,007円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、金2,000,000円とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、金6,615円とする（以下「当初行使価額」という。）。ただし、第10項及び第11項の規定に従って修正又は調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

本新株予約権の割当日以降の毎週金曜日（以下、「決定日」という。）の翌取引日以降、決定日（ただし、決定日に終値（気配値を含む、以下同じ。）のない場合又は決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とする、以下同じ。）の株式会社名古屋証券取引所（以下、「取引所」という。）における当社普通株式の、当該日において有効な行使価額と当該日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（1円未満切り捨て、以下、「基準価格」という。）を比較し、基準価格が行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額を当該基準価格に修正する。なお、第11項で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後の行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、基準価格が当初行使価額の55%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、第11項による調整を受ける。以下、「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が当初行使価額の200%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。ただし、第11項による調整を受ける。以下、「上限行使価額」という。）を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。



## 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本行第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引き換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引き換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- (3) 行使額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) その他

行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、又、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。又、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式総数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき、

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相対して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出あたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき、

(6)本項第(2)号の規定に拘わらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの調整日と一致する場合には、合理的な理由が存在する場合を除き本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。

(7)本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前期の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。又、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

#### 12. 本新株予約権の行使請求期間

平成23年12月6日から平成25年12月6日までとする。ただし、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

#### 13. その他の本新株予約権の行使の条件

(1)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(2)各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

#### 15. 新株予約権の取得請求

本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、第22項記載の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に提出することにより、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有する。

#### 16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

#### 18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 19. 新株予約権の行使制限

(1)当社は本新株予約権者に対し、10取引日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間(以下、「行使禁止期間」という。)を指定することができる。ただし、行使禁止期間として指定可能な期間は平成25年11月6日までとする。

(2)前号に拘わらず、当社が第14項に基づく取得条項を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができる。(なお、金融商品取引所の定める有価証券上場規定、同施工規則等のルールの中での対応を行う。)

#### 20. 新株予約権の行使請求方法

(1)本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、第12項に定める行使請求期間中に第22項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2)本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第22項に定める行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第23項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3)本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 21. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。

#### 22. 行使請求受付場所

当社 経営管理部

#### 23. 払込取扱場所

## 株式会社みずほ銀行 六本木支店

24. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される1株当たりの財産について、新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び引受契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の発行価額を決定した。本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額は第9項記載のとおりである。

25. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長CEOに一任する。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年6月1日～ 平成19年5月31日 (注)1	2,060	118,040	10,300	1,895,400	10,300	3,022,036
平成19年6月1日～ 平成20年5月31日 (注)2	38,500	156,540	255,255	2,150,655	255,255	3,277,291
平成20年6月1日～ 平成21年5月31日 (注)3	37,900	194,440	353,176	2,503,831	353,176	3,630,468
平成21年6月1日～ 平成22年5月31日 (注)4	17,560	212,000	227,712	2,731,544	227,712	3,858,180
平成22年6月1日～ 平成23年5月31日 (注)5	3,900	215,900	35,100	2,766,644	35,100	3,893,280
平成23年6月1日～ 平成24年2月29日 (注)6	9,580	225,480	22,154	2,788,798	22,154	3,915,434
平成24年3月1日～ 平成24年5月15日 (注)7	22,485	247,965	62,434	2,851,232	62,434	3,977,869

(注) 1 新株予約権の権利行使による増加であります。

2 新株予約権を平成19年12月に3,850個(普通株式38,500株)発行し、平成20年3、4月に権利行使されたことによる増加であります。

3 新株予約権を平成20年9月に70個(普通株式38,500株)、平成21年3月に60個(普通株式24,000株)発行し、権利行使されたことによる増加であります。

4 平成21年6月に1,000個(普通株式10,000株)、平成22年1月に115個(普通株式34,500株)発行した新株予約権の権利行使、当期以前に発行された第9回新株予約権の権利行使による増加であります。

5 平成22年8月に第三者割当(有償)により発行価格18,000円で3,900株発行し、資本金が35,100千円増加しております。

6 平成23年12月16日に40個(普通株式87,000株)、平成24年2月17日に2個(普通株式880株)発行した第13回新株予約権の権利行使による増加であります。

7 平成24年3月1日から、本有価証券届出書提出日(平成24年5月14日)までに、3月21日、4月6日、4月12日、4月13日、4月26日、5月2日に第13回新株予約権の権利行使が行われ、発行済み株式数が22,485株、資本金及び資本準備金がそれぞれ62,434千円増加しております。

## (5) 【所有者別状況】

平成23年11月30日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)			8	79	11	9	7,866	7,973	
所有株式数(株)			307	35,886	5,921	24,507	149,279	215,900	
所有株式数の割合(%)			0.14	16.6	2.7	11.4	69.1	100.0	

(注) 上記「個人その他」には、証券保管振替機構名義の株式が33株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成23年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
金澤 (常任代理人 鈴木幹雄)	955-16, DAECHI - DONG, KANGNAM-KU, SEOUL, KOREA (神奈川県川崎市中原区)	23,950	11.09
中国ベンチャー投資株式会社	東京都中央区日本橋茅場町2-4-5	15,860	7.34
金ヶ崎 士朗	東京都目黒区	8,360	3.87
東洋システム株式会社	東京都立川市柴崎町2-3-17	6,215	2.87
ファイナンス アンド テクノロジー インターナショナル インク (常任代理人 鈴木幹雄)	995-16, DAECHI - DONG, GANGNAM-KU, SEOUL, KOREA (神奈川県川崎市中原区)	4,600	2.13
有限会社オオエイ商事	東京都杉並区上井草4-15-19	4,112	1.90
飯田 哲郎	東京都福生市	3,871	1.79
南開工業株式会社	神奈川県南足柄市儘下350	3,730	1.72
新井 計男	埼玉県川越市	3,070	1.42
鈴木 幹雄	神奈川県川崎市中原区	2,276	1.05
計		76,044	35.22

(注) 当社の株式は振替株式であり、証券保管振替機構からの総株主通知は年2回(基準日(5月31日)と中間にあたる日(11月30日))となっており、それ以外の日においては、株主を把握することはできません。従いまして、直近の総株主通知の基準となる日(平成23年11月30日)の所有株式数並びに発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記しております。なお、平成23年12月1日から平成24年5月15日までの間に大量保有報告書の写しの送付があり、平成24年2月22日時点でBRILLANCE CAPITAL MANAGEMENT PTE. LTDが880株(他に潜在株式30,120株)保有、平成24年5月2日時点で渡邊定雄氏が12,261株保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当有価証券届出書提出日現在の実質保有株式数の確認ができておりません。

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成23年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 215,900	215,900	
単元未満株式			
発行済株式総数	215,900		
総株主の議決権		215,900	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄には証券保管振替機構名義の株式が33株含まれています。

2 「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数33個が含まれております。

## 【自己株式等】

平成23年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

## (8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は以下のとおりであります。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく株主総会特別決議によるもの。

(平成15年4月8日臨時株主総会決議に基づく平成15年4月8日取締役会決議)

決議年月日	平成15年4月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役 4(注) 当社の従業員 13(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 平成24年4月30日現在、役員3名、従業員3名が権利を喪失しております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく株主総会特別決議によるもの。

(平成15年4月8日臨時株主総会決議に基づく平成15年4月8日取締役会決議)

決議年月日	平成15年4月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社のパートタイマー 1 当社の社外協力者 9(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 平成24年4月30日現在、当社の社外協力者1名が権利を喪失しております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく株主総会特別決議によるもの。

(平成15年10月24日臨時株主総会決議に基づく平成15年10月27日取締役会決議)

決議年月日	平成15年10月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 10(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 平成24年4月30日現在、従業員3名が権利を喪失しております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく株主総会特別決議によるもの。

(平成15年10月24日臨時株主総会決議に基づく平成16年5月28日取締役会決議)

決議年月日	平成15年10月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 3(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 平成24年4月30日現在、従業員1名が権利を喪失しております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく株主総会特別決議によるもの。

（平成16年5月28日臨時株主総会決議に基づく平成16年5月28日取締役会決議）

決議年月日	平成16年5月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 8 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 平成24年4月30日現在、従業員3名が権利を喪失しております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく株主総会特別決議によるもの。

（平成16年5月28日臨時株主総会決議に基づく平成16年7月30日取締役会決議）

決議年月日	平成16年5月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役 1(注) 当社の従業員 3 当社の社外協力者 8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 平成24年4月30日現在、取締役1名が権利を喪失しております。



会社法236条、第238条及び第239条の規定に基づく株主総会特別決議によるもの。

(平成21年5月18日臨時株主総会決議に基づく平成21年6月8日取締役会決議)

決議年月日	平成21年6月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び監査役 6
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

バイオ産業では、市場の拡大や技術革新が急速に進展しており、市場競争力を強化し、収益の向上を図っていくためには、研究開発、設備投資等の積極的な先行投資が不可欠であります。

当社は、当事業年度を含めて、当面の間は利益配当をせずに内部留保に努め、研究開発活動の継続的な実施に向けた資金の確保を優先する方針です。そのため、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針は定めておりません。ただし、株主への利益還元も重要な経営課題として認識しており、経営成績及び財政状況を勘案し、剰余金の配当を検討する所存です。剰余金の配当の基準日は、毎年11月30日の中間配当並びに毎年5月31日の期末配当を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に株主総会であります。

## 4 【株価の推移】

## (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成19年5月	平成20年5月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月
最高(円)	75,000	41,100	40,000	45,000	32,800
最低(円)	20,020	6,240	15,310	21,860	8,500

(注) 最高・最低株価は、名古屋証券取引所セントレックスにおけるものであります。

## (2) 【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年11月	12月	平成24年1月	2月	3月	4月
最高(円)	6,900	8,500	6,490	7,300	6,320	10,600
最低(円)	4,430	4,880	5,400	4,915	5,400	5,200

(注) 最高・最低株価は、名古屋証券取引所セントレックスにおけるものであります。

## 5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)		小野 稔	昭和27年4月2日生	昭和51年4月 東京大学医学部研究生 昭和52年7月 岡山大学医学部内地留学 昭和63年12月 Tampa Bay Research Institute, FL, USA博士研究員 平成3年11月 国立小児医療研究センター免疫 研究室 研究員 平成7年4月 化研生薬(株) 研究部長 平成11年2月 財団法人ヒューマンサイエンス 振興財団 外国派遣主任研究 員 平成11年7月 Salem Inter. University, WV, U.S.A 客員教授 平成13年4月 化研生薬(株) 開発研究部長 平成16年1月 当社 事業開発部長 平成17年4月 東京理科大学総合研究機構 客 員教授 平成18年9月 当社 執行役員 事業開発部長 平成20年5月 当社 常務執行役員 事業開発1 部長COO 平成20年8月 当社 取締役兼事業開発本部長 COO 平成23年8月 当社 代表取締役社長CEO (現 任)	(注)3	200
専務取締役	経営管理部長	角 政樹	昭和25年12月25日生	昭和50年10月 三洋証券(株)入社 昭和52年1月 同社国際部 外債ボンドトレー ダー 昭和57年7月 三洋経済研究所 企業調査アナ リスト 昭和62年10月 東 銀 イン タ ー ナ シ ョ ナ ル (Singapore)出向 チーフファ ンドマネージャー 平成5年7月 三洋投資顧問 日本株式チーフ ポートフォリオマネージャー 平成12年4月 アクモス・キャピタル(株) (その 後コンセーユ・アクモス証券) 管理部長 平成16年8月 GTI(株)専務取締役主席ファンド マネージャー 平成18年8月 当社 社外取締役 平成19年8月 当社 社外取締役辞任 平成20年9月 当社 社長室長 平成21年3月 当社 経営管理部長 平成22年8月 当社 取締役兼経営管理部長 平成23年8月 当社 代表取締役専務CFO兼経営 管理部長 平成23年9月 当社 専務取締役CFO兼経営管理 部長 (現任)	(注)3	320

取締役		鈴木 幹 雄	昭和18年2月1日生	平成2年2月	大和証券(株) (現株)大和証券グループ本社)名古屋支店副支店長	(注)3	2,276
				平成3年12月	幹アソシエートオフィス 代表取締役		
				平成8年11月	(有)S A Y 2 1 代表取締役		
				平成13年6月	当社 顧問		
				平成13年8月	当社 取締役		
				平成15年8月	当社 代表取締役副社長		
				平成18年2月	当社 代表取締役副社長辞任		
				平成19年11月	当社 執行役員顧問		
				平成20年1月	当社 代表取締役副社長		
				平成20年5月	当社 代表取締役社長CEO		
				平成23年8月	当社 取締役 (現任)		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		篠崎 秀幸	昭和24年9月13日生	昭和43年4月 (株)マルマン入社 昭和57年1月 マルマンゴルフ(株)入社 財務担当 平成13年9月 (株)マルマンコーポレーション入社 上場準備室 平成14年9月 マルマン(株) 財務担当 平成17年12月 同社 監査役 平成20年1月 当社 監査役(現任)	(注)4	10
監査役		藤田 忍	昭和25年2月26日生	昭和43年4月 (株)資生堂入社 マーケティング戦略室課長 事業戦略部次長 平成12年11月 (株)戦略コンサルティング・ファーム 代表取締役社長(現任) 平成12年11月 (株)オードファブール 代表取締役社長(現任) 平成19年6月 (株)ユニセルコーポレーション 取締役経営企画部長(現任) 平成20年1月 当社 社外監査役(現任)	(注)4	
監査役		横山 茂晴	昭和21年8月18日生	昭和45年4月 神奈川トヨタ自動車(株)入社 平成7年4月 同社 麻生店店長 平成15年4月 同社 港北店店長 平成16年4月 同社 本社業務改善室室長 平成17年4月 東京海上日動火災保険(株)出向 平成18年8月 神奈川トヨタ自動車(株)定年退職 平成22年8月 当社 社外監査役(現任)	(注)4	
計						2,806

(注) 1 監査役藤田忍、横山茂晴は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2 当社では、意思決定・監督と業務執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。

3 取締役の任期は平成22年5月期に係る定時株主総会の終結の時から平成24年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4 監査役の任期は平成22年5月期に係る定時株主総会の終結の時から平成26年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### <コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方>

諸関連法規の遵守ならびに経営組織の迅速な意思決定と透明性を確保した企業統治により、企業価値の最大化を図ることを基本的な考え方としております。また、迅速、公平かつ明瞭なディスクロージャーの充実と、研究開発活動の成果を広く社会に還元することを目指しております。

#### (1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

##### 会社の機関の基本説明

##### (取締役会)

当社の取締役は、平成24年4月30日現在で3名(うち代表取締役1名)の構成となっております。原則月1回(必要に応じて随時)取締役会を開催し、当社グループに係る基本方針ならびに重要な決定事項について審議、決定しております。また、直接的な部門執行責任を明確に分離するために執行役員制度を導入しており、取締役会を中心とするガバナンス体制の充実を図っております。

##### (監査役・監査役会)

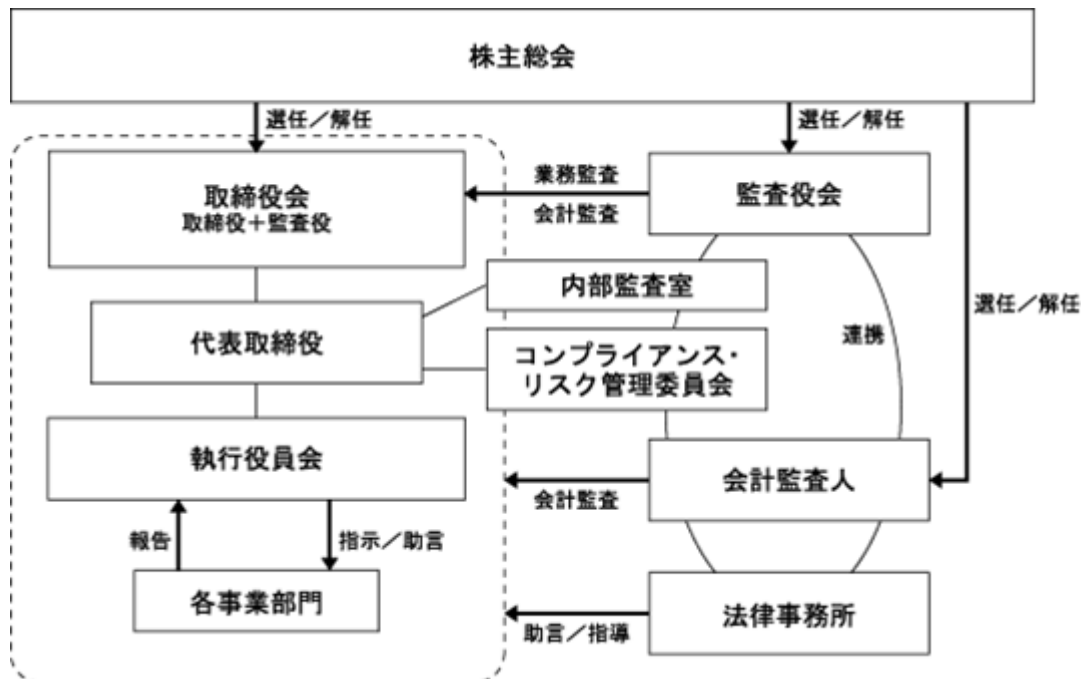
当社は監査役制度を採用しており、平成24年4月30日現在で監査役3名(うち社外監査役2名)の構成となっております。原則月1回(必要に応じて随時)監査役会を開催するほか、監査計画に基づき当社グループの監査を実施すると共に、重要な会議へ参加し必要に応じて意見を述べております。

##### (執行役員・執行役員会)

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、双方の機能強化を図るため執行役員制度を導入しております。平成24年4月30日現在で執行役員1名の構成となっております。原則月に1回(必要に応じて随時)で執行役員会を開催し、職務権限規程に基づく議案等について審議し、迅速かつ適切な意思決定を遂行しております。

## 会社の機関・内部統制の関係

当社の平成24年4月30日現在のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制の模式図は次のとおりです。



## 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

財務報告の信頼性を確保し、業務の有効性と効率性を高め、法律等の遵守を促すために内部統制システムの整備に努めております。定款及び社内規定により業務上の責任と権限を明確にし、牽制機能を重視した体制を図ることで、業務の有効性と効率性を高めるような業務運営を図っております。なお、当社は、平成20年6月25日開催の取締役会において、内部統制システムの更なる強化を目的として、内部統制システム構築の基本方針の一部改定を決議しております。

## 内部監査及び監査役監査の状況(平成24年4月30日現在)

当社の内部監査及び監査役監査の状況は次のとおりです。

区分	組織名	人員	監査の手続及び相互連携
内部監査	内部監査室	2名	実地調査、主要会議への出席、取締役・監査役との意見交換、会計監査人との意見交換、代表取締役への報告
監査役監査	監査役会	3名	主要会議への出席、往査、棚卸の立会い、会計監査人からの報告と意見交換



#### 会計監査の状況

当社は会計監査について監査契約を阪神公認会計士共同事務所の小谷陽亮と山中雄太の両氏と締結しております。両氏と当社間に特別な利害関係はありません。

監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務にかかる補助者の構成は次のとおりであります。

#### 業務を執行した公認会計士

阪神公認会計士共同事務所

公認会計士 小谷 陽亮

公認会計士 山中 雄太

#### 監査業務に係る補助者の構成

その他 3 名

#### 審査体制

当社との間に公認会計士法に規定する利害関係が無く、かつ、当社の監査に関与していない他の公認会計士により、意見表明のための審査を受けております。

なお、当連結会計年度の第 1 四半期から第 3 四半期までは、監査法人元和により四半期レビューを受けております。

#### 社外監査役との関係(平成24年 4 月30日現在)

社外監査役は、横山茂晴、藤田忍氏(株)戦略コンサルティング・ファーム 代表取締役社長)の 2 名です。横山茂晴氏は、神奈川トヨタ自動車(株)において重要な役職を歴任され、経営や企画、改善に関与された経験から、社外監査役として監査全般に対し客観的な立場で公正な監査を行っております。藤田忍氏と当社の間には特筆すべき営業上の取引関係はなく、(株)資生堂において重要な役職を歴任された経験とその後会社経営に関与した経験から、社外監査役として監査全般に対し客観的な立場で公正な監査を行っております。

#### (2) リスク管理体制の整備の状況

当社は、平成18年 5 月15日の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針について決議いたしました。この決議内容に基づきリスク管理体制の整備に努めております。

特にコンプライアンスに関しては業務遂行に当たり、法令、定款及び社内規定を遵守するとともに、社会良識に沿った責任ある行動をとることを推進・確保することを目的に、コンプライアンス規程及びECIグループコンプライアンスポリシー(以下、「同規程等」)を新たに制定いたしました。また平成20年 3 月には、コンプライアンス・リスク管理委員会を新設いたしました。今後、同規程等の社内への周知徹底を促すなど、リスク管理体制の強化に努めて参ります。

なお、コンプライアンス上問題がある事態が発生した場合には、社外の顧問弁護士からも適時アドバイスを受ける体制をとっております。

## (3) 役員報酬の内容

当社の取締役及び監査役に対する報酬内容は下記のとおりです。

	支給人員	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			
			基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金
社内取締役	3名	37,289	37,289			
社外取締役	1名	1,002	1,002			
社内監査役	1名	7,068	7,068			
社外監査役	3名	6,000	6,000			
合計	8名	51,359	51,359			

(注) 1 記載金額は千円未満の端数を切捨てて表示しています。

2 平成24年4月30日現在の人員は、取締役3名、監査役3名です。

3 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はありませんので、記載を省略しております。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法  
当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

## (4) 経営情報の開示

当社は、財務内容や研究開発活動等に係る情報を迅速かつ網羅的に収集し、関係諸法令、金融商品取引法の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」を遵守し、正確、公平かつ明瞭なディスクロージャーに努めております。

## (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。概要としましては、本契約締結後、その任務を怠ったことにより、当社に損害を与えた場合において、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは会社法第427条第1項に定める最低責任限度を限度として責任を負うと定めるものであります。

当社と阪神公認会計士共同事務所は、会社法第427条第1項の規程に基づき、責任限定契約を締結しております。概要としましては、本契約締結後、その任務を怠ったことにより、当社に損害を与えた場合において、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会計監査人としての在職中の報酬その他の職務執行の対価として受けた額、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち、最も高い額に二を乗じて得た額を限度として責任を負うと定めるものであります。

## (6) 株式の保有状況

該当事項はありません。

## (7) その他

## 取締役の員数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

## 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

## 株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

## ．自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

## ．取締役の責任免除

当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

## ．監査役の責任免除

当社は、監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

## 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## (2) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

## 監査法人元和

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	24,000		22,200	
連結子会社				
計	24,000		22,200	

注) 当社は監査法人元和と連結子会社の報酬区分を定めていないため、連結子会社の監査報酬の額を提出会社の監査報酬の額に含めて記載しております。

## 阪神公認会計士共同事務所

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社			18,000	
連結子会社				
計			18,000	

(注) 当社は阪神公認会計士共同事務所との監査契約において、提出会社と連結子会社の報酬区分を定めていないため、連結子会社の監査報酬の額を提出会社の監査報酬の額に含めて記載しております。

## 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

## 【監査報酬の決定方針】

往査場所、往査内容、監査日数及び報酬単価等を勘案し、社内決裁手続を経て決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成21年6月1日から平成22年5月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成22年6月1日から平成23年5月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。)に基づいて作成しております。

(3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成21年6月1日から平成22年5月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年6月1日から平成23年5月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成21年6月1日から平成22年5月31日まで)及び前事業年度(平成21年6月1日から平成22年5月31日まで)の連結財務諸表は、監査法人元和により監査を受けており、当連結会計年度(平成22年6月1日から平成23年5月31日まで)及び当事業年度(平成22年6月1日から平成23年5月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については阪神公認会計士共同事務所により監査を受けております。

当社の監査公認会計士等は次のとおり異動しております。

第11期連結会計年度の連結財務諸表及び第11期事業年度の財務諸表 監査法人元和

第12期連結会計年度の連結財務諸表及び第12期事業年度の財務諸表 阪神公認会計士共同事務所

当該異動について臨時報告書を提出しております。臨時報告書に記載した事項は次のとおりです。

異動に係る監査公認会計士等

退任する監査公認会計士等の名称及び所在地

名称 監査法人元和

選任する監査公認会計士等の名称及び所在地

名称 阪神公認会計士共同事務所

異動の年月日

A 退任する監査公認会計士の異動年月日 平成23年9月13日

B 選任する監査公認会計士の異動年月日 平成23年9月13日

退任する公認会計士等が直近において監査公認会計士となった年月日 平成21年8月31日

退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等

該当事項はありません。

異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社は、当連結会計年度において780,290千円の当期純損失を計上し、593,626千円の債務超過となっており、人件費、社会

保険料、旧本社（青葉台オフィス）家賃等の未払いが積み上がり、多くの支払先に対して支払遅延が生じています。こうした状況下、8月1日付開示の通り、会計監査人である監査法人元和より、会社法に基づく監査において、支払期日の過ぎた債務の支払、日米欧の大手製薬会社との癌治療薬ECI301ライセンスアウトのグローバル契約の交渉、内外投資家との資金調達の交渉について、継続企業の前提に関して適正な監査意見を表明するための合理的な基礎を得ることができず、監査意見の表明をしない旨の監査報告を受領しております。このため、計算書類の承認について株主総会に付議することを取締役会で決議し、平成23年8月30日開催の第12回定時株主総会にて、株主の皆様への承認をいただきました。

当社は、その事由の解消に取り組んでおりましたが、事業計画の提示ができておらず、金融商品取引法193条の2第1項の規定に基づく監査報告書を受領することができませんでした。このため、有価証券報告書を提出期限である平成23年8月31日までに提出できませんでした。

このことに関し、当社は監査法人元和と今後の監査の方向性について協議を重ねてまいりましたが、平成23年9月13日に、当社より同監査法人に対して監査契約解除の申入れを行い、その結果監査契約を合意解除いたしました。そのため、会計監査人が不在となる事態を回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、当社の現在の状況や今後の経営計画に対する理解などを総合的に判断し、当社監査役会は、阪神公認会計士共同事務所の小谷陽亮、山中雄太の両氏を一時会計監査人に選任することを決議いたしました。

阪神公認会計士共同事務所の小谷陽亮及び山中雄太の両氏からは、当社の一時会計監査人への就任を承諾いただきました。

なお、退任にあたり監査法人元和からは、十分な引継ぎがなされる旨の確約をいただいております。

の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年12月1日から平成24年2月29日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年6月1日から平成24年2月29日まで)に係る四半期連結財務諸表について、阪神公認会計士共同事務所の小谷陽亮氏及び山中雄太氏の両名による四半期レビューを受けております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成22年5月31日)	当連結会計年度 (平成23年5月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	68,956	2,080
売掛金	24,547	47,463
商品及び製品	67,755	23,958
原材料及び貯蔵品	7,546	10,125
前渡金	56,248	10,128
前払費用	9,199	883
未収消費税等	11,561	9,661
その他	3,089	880
流動資産合計	248,904	105,180
固定資産		
有形固定資産		
建物	33,914	862
減価償却累計額	16,110	854
建物(純額)	17,803	8
工具、器具及び備品	831,512	807,637
減価償却累計額	765,646	763,627
工具、器具及び備品(純額)	65,866	44,009
有形固定資産合計	83,669	44,018
無形固定資産		
ソフトウェア	1,150	394
無形固定資産合計	1,150	394
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
敷金及び保証金	66,113	-
その他	260	111
破産更生債権等	89,876	89,876
貸倒引当金	89,876	89,876
投資その他の資産合計	66,374	111
固定資産合計	151,194	44,524
資産合計	400,098	149,705

	前連結会計年度 (平成22年5月31日)	当連結会計年度 (平成23年5月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	4,061	8,119
短期借入金	25,000	93,150
未払金	38,123	401,677
未払費用	3,485	4,218
未払法人税等	12,387	17,040
前受金	4,250	-
預り金	4,128	32,113
本社移転費用引当金	-	6,622
その他	823	764
流動負債合計	92,259	563,707
固定負債		
長期預り金	183,374	179,624
固定負債合計	183,374	179,624
負債合計	275,634	743,331
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,731,544	2,766,644
資本剰余金	3,858,180	3,893,280
利益剰余金	6,472,975	7,261,265
株主資本合計	116,750	601,340
新株予約権	7,713	7,713
純資産合計	124,464	593,626
負債純資産合計	400,098	149,705



## 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間  
(平成24年2月29日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,078
受取手形及び売掛金	46,518
商品及び製品	12,672
仕掛品	8,170
原材料及び貯蔵品	10,113
前渡金	6,355
前払費用	31
未収消費税等	4,899
その他	778
貸倒引当金	23,000
流動資産合計	68,619
固定資産	
有形固定資産	
建物	
建物	11,993
減価償却累計額	3,153
建物（純額）	8,839
工具、器具及び備品	
工具、器具及び備品	794,199
減価償却累計額	763,029
工具、器具及び備品（純額）	31,170
有形固定資産合計	40,009
無形固定資産	
ソフトウェア	156
無形固定資産合計	156
投資その他の資産	
投資有価証券	
投資有価証券	0
敷金及び保証金	8,353
破産更生債権等	89,876
その他	-
貸倒引当金	89,876
投資その他の資産合計	8,353
固定資産合計	48,519
資産合計	117,139

(単位:千円)

当第3四半期連結会計期間  
(平成24年2月29日)

負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	5,664
短期借入金	126,244
未払金	567,066
未払費用	3,216
未払法人税等	29,131
前受金	23,100
預り金	32,547
本社移転費用引当金	-
その他	2,054
流動負債合計	789,026
固定負債	
長期預り金	177,124
固定負債合計	177,124
負債合計	966,150
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,788,798
資本剰余金	3,915,434
利益剰余金	7,556,036
株主資本合計	851,803
新株予約権	2,791
純資産合計	849,011
負債純資産合計	117,139

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
売上高	327,465	148,976
売上原価	1 246,630	1 105,582
売上総利益	80,834	43,393
販売費及び一般管理費	2, 3 784,174	2, 3 621,659
営業損失 ( )	703,339	578,265
営業外収益		
受取利息	44	7
為替差益	-	583
その他	839	74
営業外収益合計	884	664
営業外費用		
支払利息	188	154
株式交付費	2,254	275
支払手数料	44,128	-
売上割引	275	-
為替差損	474	-
支払保証料	100	-
営業外費用合計	47,420	430
経常損失 ( )	749,875	578,031
特別利益		
貸倒引当金戻入額	350	-
新株予約権戻入益	1,672	-
主要株主株式短期売買利益返還益	2,864	-
前期損益修正益	5 11,479	-
特別利益合計	16,366	-
特別損失		
投資有価証券評価損	6,826	-
固定資産除却損	4 51	4 0
減損損失	6 7,025	6 18,134
たな卸資産評価損	31,808	-
本社移転損失	-	7 117,972
本社移転費用引当金繰入額	-	7 72,651
特別損失合計	45,712	208,759
税金等調整前当期純損失 ( )	779,221	786,790
法人税、住民税及び事業税	1,500	1,500
法人税等合計	1,500	1,500
少数株主損益調整前当期純損失 ( )	-	788,290
当期純損失 ( )	780,721	788,290

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
少数株主損益調整前当期純損失 ( )	-	788,290
包括利益	-	788,290
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	-	1 788,290
少数株主に係る包括利益	-	-

【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年6月1日 至平成24年2月29日)
売上高	59,826
売上原価	22,077 <sup>1</sup>
売上総利益	37,749
販売費及び一般管理費	
販売費及び一般管理費合計	317,486 <sup>2</sup>
営業損失( )	279,737
営業外収益	
受取利息	0
還付消費税等	1,389
雑収入	992
為替差益	-
営業外収益合計	2,381
営業外費用	
支払利息	273
株式交付費	-
支払手数料	12,905
未払金遅延利息	18,150
為替差損	912
営業外費用合計	32,241
経常損失( )	309,596
特別利益	
債務免除益	15,156
有形固定資産売却益	808
特別利益合計	15,964
特別損失	
本社移転費用引当金繰入額	-
固定資産除却損	14
特別損失合計	14
税金等調整前四半期純損失( )	293,646
法人税、住民税及び事業税	1,125
法人税等合計	1,125
少数株主損益調整前四半期純損失( )	294,771
四半期純損失( )	294,771

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年6月1日 至平成24年2月29日)
少数株主損益調整前四半期純損失 ( )	294,771
四半期包括利益	294,771
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	294,771
少数株主に係る四半期包括利益	-

## 【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	2,503,831	2,731,544
当期変動額		
新株の発行	227,712	35,100
当期変動額合計	227,712	35,100
当期末残高	2,731,544	2,766,644
<b>資本剰余金</b>		
前期末残高	3,630,468	3,858,180
当期変動額		
新株の発行	227,712	35,100
当期変動額合計	227,712	35,100
当期末残高	3,858,180	3,893,280
<b>利益剰余金</b>		
前期末残高	5,692,253	6,472,975
当期変動額		
当期純損失 ( )	780,721	788,290
当期変動額合計	780,721	788,290
当期末残高	6,472,975	7,261,265
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	442,046	116,750
当期変動額		
新株の発行	455,424	70,200
当期純損失 ( )	780,721	788,290
当期変動額合計	325,296	718,090
当期末残高	116,750	601,340
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	2,654	7,713
当期変動額		
新株予約権の発行	9,485	-
新株予約権の行使	4,426	-
当期変動額合計	5,059	-
当期末残高	7,713	7,713
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	444,700	124,464
当期変動額		
新株の発行	455,424	70,200
新株予約権の発行	9,485	-
新株予約権の行使	4,426	-
当期純損失 ( )	780,721	788,290
当期変動額合計	320,236	718,090
当期末残高	124,464	593,626

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純損失 ( )	779,221	786,790
減価償却費	61,810	36,923
本社移転費用引当金の増減額 ( は減少 )	-	6,622
投資有価証券評価損益 ( は益 )	6,826	-
受取利息及び受取配当金	44	7
支払利息	188	154
為替差損益 ( は益 )	227	116
株式交付費	2,254	275
支払手数料	44,128	-
支払保証料	100	-
前期損益修正損益 ( は益 )	11,479	-
たな卸資産評価損	31,808	-
新株予約権戻入益	1,672	-
固定資産除却損	51	0
減損損失	7,025	18,134
売上債権の増減額 ( は増加 )	620	22,916
たな卸資産の増減額 ( は増加 )	52,657	41,218
前渡金の増減額 ( は増加 )	4,318	46,119
未収消費税等の増減額 ( は増加 )	15,080	1,900
その他の流動資産の増減額 ( は増加 )	4,505	10,525
その他の固定資産の増減額 ( は増加 )	5,983	51,645
仕入債務の増減額 ( は減少 )	13,159	4,058
預り金の増減額 ( は減少 )	666	27,984
前受金の増減額 ( は減少 )	10,501	4,250
未払金の増減額 ( は減少 )	1,372	363,406
その他の流動負債の増減額 ( は減少 )	3,462	1,535
小計	582,959	203,575
利息及び配当金の受取額	44	7
利息の支払額	188	6
法人税等の支払額	1,515	1,207
営業活動によるキャッシュ・フロー	584,618	204,782
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	7,125	117
敷金及び保証金の回収による収入	-	83
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,125	33



	前連結会計年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期預り金による収入	30,302	-
長期預り金の返還による支出	-	250
株式の発行による収入	450,636	69,924
新株予約権の発行による収入	9,265	-
手数料の支払額	40,996	-
短期借入金の借入による収入	24,900	124,150
短期借入金の返済による支出	-	56,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	474,108	137,824
現金及び現金同等物に係る換算差額	226	116
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	117,861	66,876
現金及び現金同等物の期首残高	186,818	68,956
現金及び現金同等物の期末残高	1 68,956	1 2,080

## 【継続企業の前提に関する事項】

前連結会計年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
<p>当社グループは、当連結会計年度においても、780,721千円の当期純損失ならびに584,618千円の営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。医薬品の研究開発には、長い期間と多額の費用が必要です。研究開発費は事業上の先行投資となり、その後の投資資金回収とはタイムラグが生じます。そのためベンチャー（バイオ）企業が当該事業を行う場合、数期にわたり当期純損失と営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上してしまう傾向があります。当社においても、癌治療薬ECI301が平成21年の6月に米国食品医薬品局（FDA: Food and Drug Administration）より新薬試験開始届（IND: Investigational New Drug）の承認を得て、プロトコール（治験手順）を決定し、現在慎重に第 相臨床試験が進められている段階にあり、多額の研究開発投資が先行し、研究協力金ならびに細胞動態解析装置等の販売による収入では、研究開発費及び運転資金を賄うことができない状況が続いており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。</p> <p>当該状況に対応すべく、当社グループは事業資金の調達、売上増加及び経費削減に取り組んでおります。</p> <p>事業資金の調達につきましては、研究開発資金等の調達を目的として平成22年1月12日開催の取締役会決議に基づき、同年1月29日に第三者割当方式で株式発行総額約10億円相当の第12回新株予約権（権利行使価額：29,000円）を発行いたしました。当該新株予約権の平成22年 5月31日現在での権利行使額は208,800千円、未行使残高は791,700千円となっております。</p> <p>売上増加につきましては、創薬及び創薬関連事業は収益性の高いプロジェクトに資源を集中投下しております。癌治療薬ECI301は、米国での臨床試験開始に合わせて、国内外、それぞれ複数の大手製薬会社とライセンス契約の締結交渉を開始し、粘り強く交渉を続けてきましたが、本年 6月、新規に米国の有力なライセンス契約締結支援コンサルタントであるGAC社と契約し、欧米大手製薬会社との契約交渉を推進しております。また、本年4月には、中国の中稷実業投資有限公司（以下、「中稷社」と）と、中国国内におけるECI301のライセンスアウト契約を含む戦略的提携基本合意契約を締結しました。なお、本件の契約一時金につきましては、入金の変延から平成22年5月期の売上計上は見送りましたが、その後両社協議し、4月に締結した戦略的提携基本合意契約に記載の「支払方法」と「支払期日」に係わる規約を一部変更し、早急に共同研究所を設立した上で、契約一時金は当該研究所を通して授受することで合意し、双方とも契約内容の履行に協力することを確認しております。</p>	<p>当社グループは、当連結会計年度においても、788,290千円の当期純損失ならびに204,782千円の営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上し、当連結会計年度末において593,626千円の債務超過となっております。</p> <p>当該状況により、当社グループには継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。</p> <p>当社グループは、当該状況を解消すべく、創薬開発をはじめとする再生医療プロジェクトの着実な進展ならびに安定収益事業の確立に向け一層積極的な営業活動に努めるとともに、役員報酬の減額をはじめ事業費用の削減を進め、限られた経営資源である人材、設備、資金、ノウハウを効率的に無駄なく活用して経営効率を高めて参ります。また、必要に応じて、効果的な事業資金の調達を行うべく、当社はエクイティファイナンスによる資金調達に関しての引受候補先との協議・交渉を進めております。今後は、エクイティファイナンスによる資金調達の実現に向け、その作業を進めるとともに、その後においても必要に応じて適宜資金調達を行って参ります。</p> <p>以上の施策のもと当社グループは今後とも創薬をはじめとする再生医療に向けた研究開発に邁進してまいります。</p> <p>しかし、これらの改善策は景気の動向や医薬品業界の動向の影響等により十分な営業成績をあげることができない可能性、十分に事業費用が削減できない可能性、資金調達が順調にすすまない可能性があるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。</p> <p>なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておりません。</p>

前連結会計年度 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)
<p>他に、韓国大手製薬会社とも、韓国国内におけるライセンス契約と同国における治験の共同開発、ならびに韓国政府の財政支援による「産官学共同 R &amp; D プロジェクト（韓国南部の大邱市に建設する先端医療複合団地開発計画）」への共同参加等を含む包括的提携を、平成23年 5 月期の上半期中にまとめるべく交渉を推進中です。これらのライセンス契約締結となれば、段階に応じて契約一時金、マイルストーン、ロイヤリティ収入が見込めます。創薬ツール供給事業に関しましては、国内外で研究会、セミナー等を開催し、機器の拡販に努めております。昨年12月以降、上海、北京、大連で「ECI301とTAXIScanテクノロジー」についてのセミナーを開催し、成長目覚ましい中国市場の開拓に尽力してまいりましたが、その成果の一つとして、本年 3 月、天津天士力健康医薬器械有限公司（中国大手製薬会社である天津天士力集团有限公司の子会社）と、同社に対して中国におけるTAXIScan-FL（蛍光細胞動態解析装置）の独占販売権を供与する契約の締結に至りました。今後、同社との提携関係をさらに他の装置に拡大し、一段の拡販を目指してまいります。</p> <p>経費削減につきましては、研究開発に関連する取引先との友好的な関係を維持しながらのコスト削減を進めております。今後も、採算重視の経営方針の徹底と経営合理化による原価・経費の削減を進める中で、安定した経営基盤の確立を図ってまいります。</p> <p>しかしながら、資金調達に関しましては、現時点では新株予約権の具体的な権利行使時期ならびに権利行使額については未確定です。また、中稷社からの契約一時金の授受に関しましては、早急に共同研究所を設立した上で、当該研究所を通してライセンス料の決済を行うということで合意しましたが、研究所の設立時期、一時金の決済時期等は未確定であり、他の製薬会社とのECI301のライセンスアウト契約締結時期、金額、入金時期等も未確定であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。</p>	

## 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
1 連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 1社  連結子会社の名称 株式会社セルテ	連結子会社の数 同左  連結子会社の名称 株式会社セルテ
2 連結子会社の事業年度等に関する事項	すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。	同左
3 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法  (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>有価証券            その他有価証券            時価のあるもの            連結決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。            (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの            移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>たな卸資産            主として移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により評価しております。</p> <p>有形固定資産            平成19年3月31日以前に取得したもの            法人税法に規定する旧定率法            平成19年4月1日以降に取得したもの            法人税法に規定する定率法            なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。            建物 3～15年            工具、器具及び備品 3～10年            無形固定資産            定額法を採用しております。            なお、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>有価証券            その他有価証券            時価のあるもの</p> <p>時価のないもの            同左</p> <p>たな卸資産            同左</p> <p>有形固定資産            同左</p> <p>無形固定資産            同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
<p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税等は、税抜方式を採用しております。</p>	<p>株式交付費 同左</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>本社移転費用引当金 本社移転に伴い発生する損失に備えるため、これに係る原状回復費用等の見積もり額を計上しております。 なお、本社移転費用引当金の連結貸借対照表計上額は、旧本社ビルの敷金及び保証金相当額を控除した残額を計上しております。</p> <p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期資金からなっております。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
4 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	
5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	

## 【会計方針の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
	(資産除去債務に関する会計基準等の適用) 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。これにより、当連結会計年度に税金等調整前当期純損失が30,000千円増加しております。

## 【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
(連結貸借対照表関係) 前連結会計年度において、固定資産の「投資有価証券」を区分掲記しておりましたが、金額的重要性が減少したため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示することとしました。なお、当連結会計年度の「その他」に含まれる「投資有価証券」は0千円であります。  前連結会計年度において、「有形固定資産」の減損損失累計額を間接控除する方法によっておりましたが、当連結会計年度より直接控除する方法に変更しております。なお、当連結会計年度の有形固定資産の金額を前連結会計年度と同様の形式により表示した金額は以下のとおりであります。	(連結損益計算書関係) 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年 3月24日内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純損失」の科目で表示しております。
建物 33,914千円 減価償却累計額 16,110千円 建物(純額) 17,803千円	
工具、器具及び備品 887,412千円 減価償却累計額 814,521千円 減損損失累計額 7,025千円 工具、器具及び備品(純額) 65,866千円	
有形固定資産合計 83,669千円	

## 【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
	当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年 6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

## 【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)																				
<p>1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">5,097千円</p> <p>2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">58,289千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">132,202千円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td style="text-align: right;">40,429千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">3,346千円</td> </tr> </table> <p>3 一般管理費に含まれる研究開発費</p> <p style="text-align: right;">389,051千円</p> <p>4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">51千円</td> </tr> </table> <p>5 前期損益修正益の内容は次のとおりです。</p> <p>過年度のたな卸資産計上額の修正 11,479千円</p>	役員報酬	58,289千円	給与手当	132,202千円	業務委託費	40,429千円	減価償却費	3,346千円	工具、器具及び備品	51千円	<p>1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">2,221千円</p> <p>2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">56,693千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">91,241千円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td style="text-align: right;">27,957千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">8,733千円</td> </tr> </table> <p>3 一般管理費に含まれる研究開発費</p> <p style="text-align: right;">309,623千円</p> <p>4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">0千円</td> </tr> </table> <p>5</p>	役員報酬	56,693千円	給与手当	91,241千円	業務委託費	27,957千円	減価償却費	8,733千円	工具、器具及び備品	0千円
役員報酬	58,289千円																				
給与手当	132,202千円																				
業務委託費	40,429千円																				
減価償却費	3,346千円																				
工具、器具及び備品	51千円																				
役員報酬	56,693千円																				
給与手当	91,241千円																				
業務委託費	27,957千円																				
減価償却費	8,733千円																				
工具、器具及び備品	0千円																				

## 6 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額
実験用器具備品	工具、器具及び備品	東京都目黒区	7,025千円

当社グループは、原則として、事業の種類別セグメントを基準としてグルーピングを行っております。また、将来の使用が見込まれなくなった資産については、個々の物件単位で資産のグルーピングを行っております。

保有する実験用器具備品の一部について将来の使用が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失(7,025千円)を特別損失に計上いたしました。

回収可能額の算定にあたっては、市場価額に基づく正味売却価額により測定しております。

7

## 6 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました

用途	種類	場所	金額
旧本社社屋の建物付属設備	建物	東京都目黒区	15,204千円
実験用器具備品及び什器備品	工具、器具備品	同上	2,930千円

当社グループは、原則として、事業の種類別セグメントを基準としてグルーピングを行っております。また、将来の使用が見込まれなくなった資産については、個々の物件単位で資産のグルーピングを行っております。

当社は平成23年6月中に本社移転を行っており、本社移転時に廃棄する予定の固定資産について、帳簿価格を回収可能額(0円)まで減額し、減損損失(18,134千円)を特別損失に計上いたしました。

7 当社は平成23年6月に本社を移転しましたが、本社移転に伴い発生する原状回復費等の見積もり額について本社移転費用引当金繰入額としております。また賃貸借契約解除に伴う違約金等の発生額のうち金額の確定した部分については本社移転損失として計上しております。



(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)

1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

親会社株主に係る包括利益	780,721千円
少数株主に係る包括利益	_____
計	780,721千円

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	194,440	17,560		212,000

## (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 17,560株

## 2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			前連結会計 年度末	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第9回新株予約権	普通株式	1,650		1,650		
	第10回新株予約権	普通株式	23,600		23,600		
	ストック・オプションとしての第 11回新株予約権						999
	第12回新株予約権	普通株式		34,500	7,200	27,300	6,714
連結子会社							
合計			25,250	34,500	32,450	27,300	7,713

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

## 2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第9回新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

第10回新株予約権の減少は、権利行使及び権利失効によるものであります。

第12回新株予約権の増加は、発行によるものであります。

第12回新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

3. スtock・オプションとしての新株予約権につきましては、(第5(経理の状況)、(ストック・オプション等関係)をご参照ください。

当連結会計年度(自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	212,000	3,900		215,900

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当増資による増加 3,900株

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			前連結会計 年度末	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第 11回新株予約権						999
	第12回新株予約権	普通株式	27,300			27,300	6,714
合計			27,300			27,300	7,713

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. スtock・オプションとしての新株予約権につきましては、(ストック・オプション等関係)をご参照ください。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 (平成22年 5 月31日現在)	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 (平成23年 5 月31日現在)
現金及び預金勘定 68,956千円	現金及び預金勘定 2,080千円
現金及び現金同等物 68,956千円	現金及び現金同等物 2,080千円
	2 重要な非資金取引の内容 蛍光細胞動態解析装置を販売デモ機用にたな卸資産か ら有形固定資産へ14,533千円振り替えております。

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月31日)

内容の重要性が乏しく、また契約の一件当たりの金額が少額のため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)

内容の重要性が乏しく、また契約の一件当たりの金額が少額のため記載を省略しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年 3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年 3月10日)を適用しております。

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、創薬並びに創薬ツールの開発、製造、販売を主たる事業目的とし、事業活動に必要な資金で本業からの収益で賄えない部分については、必要に応じて、新株(新株予約権)等の発行、銀行借入等のファイナンスにより調達しているというのが現状です。したがって、余資は安全性の高い金融資産で運用するのを原則としております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクにも晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連して取得した非上場株式会社ですが、投資先の業績による価値変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は事業所の賃貸借契約に係る保証金ですが、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金はそのほとんどが1年以内の支払期日ですが、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されております。また、一部には海外への業務委託に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されております。借入金は営業取引に係る事業資金の短期借入れですが、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、事業開発部長および経理部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の販売管理規程に準じて、同様の管理を行っております。当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされることとなります。

市場リスク(為替や金利の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権・債務について、そのほとんどが短期に入出金予定であるため、原則として、為替予約などによるヘッジは行っておりません。投資有価証券については、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有の見直しを行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)

当社は、各部署からの報告に基づき、経理担当部署が適時に資金繰計画を作成、更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	68,956	68,956	-
(2) 売掛金	24,547	24,547	-
(3) 敷金及び保証金	66,113	65,850	263
資産計	159,617	159,353	263
(1) 買掛金	4,061	4,061	-
(2) 短期借入金	25,000	25,000	-
(3) 未払金	38,123	38,123	-
負債計	67,184	67,184	-

### (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資産

#### (1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

#### (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

#### (3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、差入先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

#### 負債

#### (1) 買掛金及び(2) 短期借入金、並びに(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

### (注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	68,956
売掛金	24,547
合計	93,503

敷金及び保証金66,113千円については、償還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

### (注3) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

有利子負債は短期借入金25,000千円のみであり、その全額が連結決算日後1年以内に返済が予定されています。

当連結会計年度(自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、創業並びに創業ツールの開発、製造、販売を主たる事業目的とし、事業活動に必要な資金で本業からの収益で賄えない部分については、必要に応じて、新株（新株予約権）等の発行、銀行借入等のファイナンスにより調達しているというのが現状です。したがって、余資は安全性の高い金融資産で運用するのを原則としております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクにも晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連して取得した非上場株式会社ですが、投資先の業績による価値変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は事業所の賃貸借契約に係る保証金ですが、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金はそのほとんどが1年以内の支払期日ですが、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。また、一部には海外への業務委託に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されております。借入金は営業取引に係る事業資金の短期借入れですが、流動性リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、販売管理規程に従い、営業債権について、事業開発部長および経理部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の販売管理規程に準じて、同様の管理を行っております。当連結会計年度末日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされることとなります。

#### 市場リスク（為替や金利の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権・債務について、そのほとんどが短期に入出金予定であるため、原則として、為替予約などによるヘッジは行っておりません。投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有の見直しを行っております。

#### 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、経理担当部署が適時に資金繰計画を作成、更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,080	2,080	
(2) 売掛金	47,463	47,463	
(3) 前渡金	10,128	10,128	
(4) 未収消費税等	9,661	9,661	
(5) 破産更生債権等 貸倒引当金	89,876 89,876		
資産計	69,333	69,333	
(1) 買掛金	8,119	8,119	
(2) 短期借入金	93,150	93,150	
(3) 未払金	401,677	401,677	
(4) 預り金	32,113	32,113	
(5) 未払法人税等	17,040	17,040	
(6) 長期預り金	87,937	84,166	3,770
負債計	640,039	636,268	3,770

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

## (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

## (3) 前渡金

前渡金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

## (4) 未収消費税等

未収消費税は短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

## (5) 破産更生債権等

破産更生債権等については資金の回収が困難なため、100%貸倒引当金を引き当てております。

## 負債

## (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 預り金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済される予定であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

## (6) 長期預り金

長期預り金は独立行政法人科学技術振興機構から受領した新技術開発費であります(無利息)。当連結会計年度中に対象案件の開発が成功したために、当社は受領した新技術開発費の2分の1に相当する金額を今後8年間で金銭にて返済し、残り2分の1に相当する金額は当該新技術を用いた製品の売上に一定の返済割合(5%)を乗じた金額で返済いたします。

長期預り金のうち の今後8年間で返済する部分については、上表に含めその将来キャッシュフローを国債の利回り等、適切な指標で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

長期預り金のうち の売上の一定割合にて返済する部分については、時価の把握が極めて困難であるため(注2)に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
長期預り金	91,687

(注) 長期預り金の一部は売上の一定割合にて返済するものであり、返済予定を見積もることが極めて困難であるため時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	2,080	
売掛金	24,463	23,000
前渡金	10,128	
未収消費税等	9,661	
合計	46,333	23,000

(注) 破産更生債権等については、100%貸倒引当金を引き当てているため、記載していません。

(注4) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

有利子負債は短期借入金93,150千円のみであり、その全額が連結決算日後1年以内に返済が予定されています。

(有価証券関係)

前連結会計年度(自平成21年6月1日至平成22年5月31日)

該当事項はありません。

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式について6,826千円の減損処理を行っております。

当連結会計年度(自平成22年6月1日至平成23年5月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成21年6月1日至平成22年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成22年6月1日至平成23年5月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成21年6月1日至平成22年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成22年6月1日至平成23年5月31日)

該当事項はありません。



## (ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)

## 1 当初の資産計上額及び科目名

現金及び預金 1,000千円

## 2 ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) ストックオプションの内容

	平成15年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び 人数(名)	当社の取締役 4名 当社の従業員 13名 当社のパートタイマー 1名 当社の社外協力者 9名	当社の従業員 10名	当社の従業員 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 32,000株	普通株式 1,900株	普通株式 600株
付与日	平成15年 4月 9日	平成15年10月28日	平成16年 5月31日
権利確定条件	付与日(平成15年 4月 9日) 以降、権利確定日(平成17年 4月 9日)まで継続して勤 務していること	付与日(平成15年10月28日) 以降、権利確定日(平成17年 10月28日)まで継続して勤 務していること	付与日(平成16年 5月31日) 以降、権利確定日(平成17年 10月28日)まで継続して勤 務していること
対象勤務期間	自 平成15年 4月 9日 至 平成17年 4月 8日	自 平成15年10月28日 至 平成17年10月27日	自 平成16年 5月31日 至 平成17年10月27日
権利行使期間	平成17年 4月 9日から 平成25年 4月 8日まで	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで

	平成16年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び 人数(名)	当社の従業員 8名	当社の取締役 1名 当社の従業員 3名 当社の社外協力者 8名	当社の取締役、 監査役 6名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,050株	普通株式 1,950株	普通株式 10,000株
付与日	平成16年 5月31日	平成16年 7月31日	平成21年 6月25日
権利確定条件	付与日(平成16年 5月31日) 以降、権利確定日(平成18年 5月29日)まで継続して勤 務していること	付与日(平成16年 7月31日) 以降、権利確定日(平成18年 5月29日)まで継続して勤 務していること	権利行使時においても、当 社の取締役、監査役である こと
対象勤務期間	自 平成16年 5月31日 至 平成18年 5月28日	自 平成16年 7月31日 至 平成18年 5月28日	
権利行使期間	平成18年 5月29日から 平成26年 5月27日まで	平成18年 5月29日から 平成26年 5月27日まで	平成21年 6月25日から 平成25年 6月24日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

- 2 当社は、平成16年 7月 2日開催の取締役会決議により平成16年 7月29日現在の株主名簿に記載されている株主に対し、平成16年 7月30日付で株式 1株を10株に分割しております。株式の付与数は当該株式分割に伴う影響を加味しております。

## (2) ストック・オプションの規模及び変動状況

当連結会計年度(平成22年5月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度期末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度期末	1,210	1,090	200
権利確定			
権利行使	300		
失効			
未行使残	910	1,090	200

	平成16年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度期末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度期末	750	1,650	
権利確定			10,000
権利行使			10
失効			
未行使残	750	1,650	9,990

## 単価情報

	平成15年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	10,000	50,000	50,000
行使時平均株価 (円)	35,063		
公正な評価単価(付与日) (円)			

	平成16年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	50,000	50,000	50,000
行使時平均株価 (円)			38,400
公正な評価単価(付与日) (円)			100

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した基礎数値及びその見積方法

株価変動性 89.49%

平成17年6月6日～平成21年6月5日の株価実績に基づき算定しました。

予想残存期間

新株予約権の権利行使期間満期日までの期間によっております。

予想配当 0円/株

過去の配当実績がないため予想配当は0円としております。

無リスク利率 0.676%

予想残存期間に対応する国債の利回りを使用しました。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の見積は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度(自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)

1 当初の資産計上額及び科目名

現金及び預金 1,000千円

2 ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプションの内容

	平成15年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び 人数(名)	当社の取締役 4名 当社の従業員 13名 当社のパートタイマー 1名 当社の社外協力者 9名	当社の従業員 10名	当社の従業員 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 32,000株	普通株式 1,900株	普通株式 600株
付与日	平成15年 4 月 9 日	平成15年10月28日	平成16年 5 月31日
権利確定条件	付与日(平成15年 4 月 9 日) 以降、権利確定日(平成17年 4 月 9 日)まで継続して勤 務していること	付与日(平成15年10月28日) 以降、権利確定日(平成17年 10月28日)まで継続して勤 務していること	付与日(平成16年 5 月31日) 以降、権利確定日(平成17年 10月28日)まで継続して勤 務していること
対象勤務期間	自 平成15年 4 月 9 日 至 平成17年 4 月 8 日	自 平成15年10月28日 至 平成17年10月27日	自 平成16年 5 月31日 至 平成17年10月27日
権利行使期間	平成17年 4 月 9 日から 平成25年 4 月 8 日まで	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで

	平成16年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び 人数(名)	当社の従業員 8名	当社の取締役 1名 当社の従業員 3名 当社の社外協力者 8名	当社の取締役、 監査役 6名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,050株	普通株式 1,950株	普通株式 10,000株
付与日	平成16年 5 月31日	平成16年 7 月31日	平成21年 6 月25日
権利確定条件	付与日(平成16年 5 月31日) 以降、権利確定日(平成18年 5 月29日)まで継続して勤 務していること	付与日(平成16年 7 月31日) 以降、権利確定日(平成18年 5 月29日)まで継続して勤 務していること	権利行使時においても、当 社の取締役、監査役である こと
対象勤務期間	自 平成16年 5 月31日 至 平成18年 5 月28日	自 平成16年 7 月31日 至 平成18年 5 月28日	
権利行使期間	平成18年 5 月29日から 平成26年 5 月27日まで	平成18年 5 月29日から 平成26年 5 月27日まで	平成21年 6 月25日から 平成25年 6 月24日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 当社は、平成16年 7 月 2 日開催の取締役会決議により平成16年 7 月29日現在の株主名簿に記載されている株主に対し、平成16年 7 月30日付で株式 1 株を10株に分割しております。株式の付与数は当該株式分割に伴う影響を加味しております。

## (2) ストック・オプションの規模及び変動状況

当連結会計年度(平成23年5月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度期末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度期末	910	1,090	200
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残	910	1,090	200

	平成16年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度期末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度期末	750	1,650	9,990
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残	750	1,650	9,990

## 単価情報

	平成15年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	10,000	50,000	50,000
行使時平均株価 (円)			
公正な評価単価(付与日) (円)			

	平成16年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	50,000	50,000	49,761
行使時平均株価 (円)			
公正な評価単価(付与日) (円)			100

### 3 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の見積は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)																																												
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別 内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">36,570</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td style="text-align: right;">48,908</td></tr> <tr><td>持分買取損失</td><td style="text-align: right;">148,437</td></tr> <tr><td>未払事業税及び事業所税</td><td style="text-align: right;">3,530</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">2,258,033</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">47,518</td></tr> <tr><td><b>繰延税金資産小計</b></td><td style="text-align: right;"><b>2,542,999</b></td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">2,542,999</td></tr> <tr><td><b>繰延税金資産合計</b></td><td style="text-align: right;"><b>-</b></td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td><b>繰延税金資産の純額</b></td><td style="text-align: right;"><b>-</b></td></tr> </table>	貸倒引当金	36,570	投資有価証券	48,908	持分買取損失	148,437	未払事業税及び事業所税	3,530	繰越欠損金	2,258,033	その他	47,518	<b>繰延税金資産小計</b>	<b>2,542,999</b>	評価性引当額	2,542,999	<b>繰延税金資産合計</b>	<b>-</b>	繰延税金負債合計	-	<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>-</b>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別 内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">36,570</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td style="text-align: right;">48,908</td></tr> <tr><td>持分買取損失</td><td style="text-align: right;">98,958</td></tr> <tr><td>未払事業税及び事業所税</td><td style="text-align: right;">6,484</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">2,587,655</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">79,863</td></tr> <tr><td><b>繰延税金資産小計</b></td><td style="text-align: right;"><b>2,858,441</b></td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">2,858,441</td></tr> <tr><td><b>繰延税金資産合計</b></td><td style="text-align: right;"><b>-</b></td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td><b>繰延税金資産の純額</b></td><td style="text-align: right;"><b>-</b></td></tr> </table>	貸倒引当金	36,570	投資有価証券	48,908	持分買取損失	98,958	未払事業税及び事業所税	6,484	繰越欠損金	2,587,655	その他	79,863	<b>繰延税金資産小計</b>	<b>2,858,441</b>	評価性引当額	2,858,441	<b>繰延税金資産合計</b>	<b>-</b>	繰延税金負債合計	-	<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>-</b>
貸倒引当金	36,570																																												
投資有価証券	48,908																																												
持分買取損失	148,437																																												
未払事業税及び事業所税	3,530																																												
繰越欠損金	2,258,033																																												
その他	47,518																																												
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>2,542,999</b>																																												
評価性引当額	2,542,999																																												
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>-</b>																																												
繰延税金負債合計	-																																												
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>-</b>																																												
貸倒引当金	36,570																																												
投資有価証券	48,908																																												
持分買取損失	98,958																																												
未払事業税及び事業所税	6,484																																												
繰越欠損金	2,587,655																																												
その他	79,863																																												
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>2,858,441</b>																																												
評価性引当額	2,858,441																																												
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>-</b>																																												
繰延税金負債合計	-																																												
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>-</b>																																												
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 当連結会計年度において、税金等調整前当期純損失を 計上しているため開示を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担 率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 同左</p>																																												

## (企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)

該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

当連結会計年度(自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)

当社は、本社オフィス(目黒区)の賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりましたが、平成23年 6月中にて本社移転を行ったため、本社オフィス(目黒区)に係る敷金及び保証金相当額のうち原状回復費用に充当され回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり敷金及び保証金相当額から減額し、当該金額を当期の費用としております。

## (賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

	創薬及び 創薬関連 事業 (千円)	創薬ツール 供給事業 (千円)	健康食品 卸売事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業利益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	25,482	107,190	194,792	327,465		327,465
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	25,482	107,190	194,792	327,465		327,465
営業費用	379,892	167,303	173,742	720,939	309,865	1,030,805
営業利益又は 営業損失( )	354,410	60,112	21,049	393,473	309,865	703,339
資産、減価償却費、減損 損失及び資本的支出						
資産	66,100	16,824		82,925	317,173	400,098
減価償却費	48,402	12,319		60,721	1,089	61,810
減損損失	7,025			7,025		7,025
資本的支出	5,281	1,344		6,625	500	7,125

(注) 1 事業区分の方法

事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分に属する主な製品等

事業区分	主要製品等
創薬及び創薬関連事業	創薬シード及び創薬基盤技術
創薬ツール供給事業	理化学機器
健康食品卸売事業	健康食品原料

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は309,865千円であり、その主なものは当社の管理部門に係る費用であります。

4 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は317,173千円であり、その主なものは当社の管理部門に係る資産であります。

## 【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

在外連結子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

## 【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。



## 【セグメント情報】

### 1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、取り扱う製品・サービスによって事業を、「創薬及び創薬関連事業」、「創薬ツール供給事業」及び「健康食品卸売事業」の3事業に区分しており、報告セグメントとしております。各事業は取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

「創薬及び創薬関連事業」は、創薬シード及び創薬基盤技術の開発を行っています。「創薬ツール供給事業」は理化学機器の開発、販売を行っています。「健康食品卸売事業」は健康食品原料の卸売り及び農業用サプリメントの卸売りを行っています。

### 2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

## 3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自平成21年6月1日至平成22年5月31日)

従来までのセグメント情報の取り扱いに基づく連結財務諸表のセグメント情報として、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準17号平成21年3月28日)等に準拠した場合と同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成22年6月1日至平成23年5月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結財務諸 表計上額 (注)2
	創薬及び 創薬関連事業	創薬ツール 供給事業	健康食品 卸売事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	66,047	79,424	3,503	148,976		148,976
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	66,047	79,424	3,503	148,976		148,976
セグメント利益又は損失( )	266,492	46,631	418	312,705	265,560	578,265
セグメント資産	42,221	35,801		78,023	71,682	149,705
その他の項目 減価償却費	24,562	11,564		36,127	796	36,923
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額		14,533		14,533	117	14,651

(注) 1. 調整額は以下の通りであります。

(1) セグメント利益又は損失( )の調整額 265,560千円は、各報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費用であります。

(2) セグメント資産の調整額71,682千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は主に管理部門の管理下にある債権等であります。

(3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社さんであります。全社資産の増加額の調整額は管理部門での工具器具備品の増加額であります。

2. セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. 創薬ツール供給事業の有形固定資産及び無形固定資産の増加額14,533千円は、蛍光細胞動態解析装置を販売デモ機用にたな卸資産から有形固定資産へ振り替えたものであります。

(追加情報)

当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア・オセアニア	北米・欧州	合計
52,647	79,234	17,094	148,976

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	アジア・オセアニア	北米・欧州	合計
35,631	7,720	666	44,018

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
柳韓洋行社	62,000	創薬及び創薬関連事業
岩井化学薬品(株)	23,500	創薬ツール供給事業
G Eヘルスケア・ジャパン(株)	21,288	創薬ツール供給事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				本社	合計
	創薬及び創薬関連事業	創薬ツール供給事業	健康食品卸売事業	合計		
減損損失	17,509			17,509	625	18,134

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日）

## 連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職 業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	鈴木 幹雄	-	-	当社代表 取締役	(被所有) 直接 1.07	債務被保 証	当社銀行 借入に対 する債務 被保証 1	25,000 2		

## 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、銀行借入に対して当社代表取締役 鈴木幹雄より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

## 2 取引金額には消費税は含まれておりません。

当連結会計年度（自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日）

## 連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職 業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	鈴木 幹雄	-	-	当社代表 取締役	(被所有) 直接 1.05	資金の借 入	資金の借 入 資金の返 済	103,650 18,000	短期借入 金	85,650

## 1 取引金額には消費税は含まれておりません。

## 2 資金の借入利率は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## (1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成21年6月1日 至平成22年5月31日)		当連結会計年度 (自平成22年6月1日 至平成23年5月31日)	
1株当たり純資産額	550.70円	1株当たり純資産額	2,785.27円
1株当たり当期純損失金額	3,861.03円	1株当たり当期純損失金額	3,667.30円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成21年6月1日 至平成22年5月31日)	当連結会計年度 (自平成22年6月1日 至平成23年5月31日)
1株当たり当期純損失金額( )		
当期純損失( )(千円)	780,721	788,290
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失( )(千円)	780,721	788,290
普通株式の期中平均株式数(株)	202,205	214,951
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第3回新株予約権 1,090株 第5回新株予約権 200株 第6回新株予約権 750株 第7回新株予約権 1,650株 第11回新株予約権 9,990株	第3回新株予約権 1,090株 第5回新株予約権 200株 第6回新株予約権 750株 第7回新株予約権 1,650株 第11回新株予約権 9,990株 第12回新株予約権 27,300株

## (重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
<p>1. 当社は、平成22年 8月20日開催の取締役会において、平成22年 8月26日から平成22年 9月 6日までを払込期間とする第三者割当増資による普通株式の募集について、決議しております。当該第三者割当増資の内容は次のとおりであります。</p> <p>発行する株式の種類及び数 普通株式 3,900株 募集時における発行済株式数 212,000株 募集後における発行済株式数 215,900株 発行価額 1株につき18,000円 発行価額の総額 70,200,000円 発行価額のうち資本へ組入れる額 1株につき9,000円 払込期間 平成22年 8月26日～平成22年 9月 6日 割当先及び株式数 泉 辰男 1,675株 東洋システム株式会社 2,225株 資金使途 運転資金</p>	<p>1. 社団法人再生医療を考える会との共同研究契約及び共同研究用設備売買契約の締結 当社は平成23年6月1日に(社団法人)再生医療を考える会との間で共同研究契約及び共同研究用設備売買契約を締結いたしました。</p> <p>(共同研究契約) 契約の目的 再生医療を目指した幹細胞分化カニズムの研究 契約の相手先の名称 社団法人再生医療を考える会 契約締結の時期 平成23年6月1日 契約の内容 研究実施期間：平成23年6月1日から平成25年5月31日 契約額：20,000千円 支払方法：平成23年7月5日までに全額を一括で支払う 契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響 当該共同研究契約に基づく契約額20,000千円は今後2期にわたり収益に計上する予定であります。</p> <p>その他重要な事項 該当事項はありません。</p> <p>(共同研究用設備売買契約) 契約の目的 CPC培養設備一式の売却 契約の相手先の名称 社団法人再生医療を考える会 契約締結の時期 平成23年6月1日 契約の内容 本件設備を譲渡する。 契約額：35,000千円 支払方法：前金で15,000千円、残金は設備完成後に支払う 契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響 当該共同研究用設備売却額35,000千円は平成24年5月に収益計上する予定であります。</p> <p>その他重要な事項 該当事項はありません。</p> <p>2. 本社及び研究施設(青葉台ラボ)の移転 当社は平成23年6月16日に、東京都目黒区青葉台の本社の川崎テックセンタービル(神奈川県川崎市幸区堀川町580-16)1Fへの移転と、本社オフィス内研究施設(青葉台ラボ)の韓国大邱カトリック大学と川崎テックセンタービルへの移設を決定し、7月上旬までに移転及び移設を完了しました。当該川崎テックセンタービルへの移転に伴い敷金及び保証金として8,353千円を差し入れております。また、この本社移転及び研究施設の移設により、今後当社の年間のオフィス賃借料負担は60,000千円強軽減されます。</p>

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日)

当社グループは、当第3四半期連結累計期間においても、294,771千円の四半期純損失を計上し、前連結会計年度に引き続き債務超過になっており、その額は849,011千円であります。

当該状況により、当社グループには前連結会計年度に引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当社グループは、今期中に当該状況を解消すべく、創薬開発の着実な進展ならびに安定収益事業の確立に向け一層積極的な営業活動に努めており、米国国立衛生研究所 (NIH) 傘下の国立がん研究所 (NCI) でのECI301治験の進捗状況を踏まえてグローバルライセンス契約を製薬会社、事業会社と行うべく、積極的に交渉を進めております。一方、役員報酬の減額をはじめ事業費用の削減を進め、限られた経営資源である人材、設備、資金、ノウハウを効率的に無駄なく活用して経営効率を高めて参ります。また、当社は平成23年12月2日に第13回新株予約権を発行しておりますが、引き続き当社のがん治療薬ECI301に注目している製薬会社、事業会社、投資ファンドなどと積極的にファイナンス交渉を行っております。

以上の施策のもと当社グループは今後とも創薬開発をベースとした研究開発に邁進してまいります。

しかし、これらの改善策は景気の動向や医薬品業界の動向の影響等により十分な営業成績をあげることができない可能性、十分に事業費用が削減できない可能性、資金調達が順調に進まない可能性があるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日)
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日)	
1 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。	
	2,017千円
2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりです。	
役員報酬	27,734千円
給与手当	41,234千円
研究開発費	107,539千円
業務委託費	16,004千円
減価償却費	6,170千円
貸倒引当金繰入	23,000千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日)	
減価償却費	14,912千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日)

## 1. 配当金支払額

該当事項はありません。

## 2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

## 3. 株主資本の著しい変動

当第3四半期連結累計期間において、第三者割当による新株予約権の権利行使により、資本金が22,154千円、資本準備金が



22,154千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が2,788,798千円、資本準備金が3,915,434千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計
	創薬及び 創薬関連事業	創薬ツール 供給事業	合計		
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	35,000	24,826	59,826		59,826
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	35,000	24,826	59,826		59,826
セグメント利益又は損失( )	113,537	6,914	106,623	173,113	279,737

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない一般管理費等の全社費用であります。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結会計期間から、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、前第3四半期連結累計期間に記載していた健康食品卸売事業からは前連結会計年度中に撤退しております。

当該変更に伴う四半期連結累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響はありません。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日)
1株当たり四半期純損失金額	1,349円96銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額(千円)	294,771
普通株主に帰属しない金額	
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	294,771
普通株式の期中平均株式数(株)	218,355
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

## (重要な後発事象)

第13回新株予約権の一部権利行使について

平成23年12月2日に当社が発行しました第13回新株予約権の一部権利行使が平成24年3月21日、平成24年4月6日、平成24年4月12日、平成24年4月13日に行われました。権利行使の内容は合計で、行使額84,000千円、交付株式数16,525株(42個)、残存個数86個、残存額172,000千円であり、行使後の発行済株式総数は242,005株になっております。

また、上記権利行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ42,294千円増加し、資本金が2,831,092千円、資本準備金が3,957,728千円となっております。

該当事項はありません。

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	25,000	93,150	0.1	
1年以内に返済予定の長期借入金				
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)				
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)				
その他有利子負債				
計	25,000	93,150		

(注) 1 平均利率については、期末借入金に対する加重平均利率を記載しております。

## 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【その他】

最近連結会計年度における各四半期連結累計期間及び最近連結会計年度に係る売上高等並びに最近連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純損失金額

	第1四半期 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	第2四半期 (自平成22年6月1日 至平成22年11月30日)	第3四半期 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)	最近連結会計年度 (自平成22年6月1日 至平成23年5月31日)
売上高 (千円)	29,712	37,643	55,744	148,976
税金等調整前四半期(連結会計年度)純損失金額 (千円)	167,521	342,970	475,579	578,031
四半期(連結会計年度)純損失金額 (千円)	167,896	343,720	633,131	788,290
1株当たり四半期(連結会計年度)純損失金額 (円)	791.47	1606.13	2,949.86	3,667.30

	第1四半期 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	第2四半期 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	第3四半期 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)	第4四半期 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
1株当たり四半期純損失金額 (円)	791.47	814.38	1,340.48	718.66

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年5月31日)	当事業年度 (平成23年5月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	57,198	674
売掛金	17,425	47,463
商品及び製品	65,809	23,958
原材料及び貯蔵品	7,540	10,123
前渡金	56,248	10,128
前払費用	8,836	879
関係会社短期貸付金	-	700
未収消費税等	11,561	9,661
その他	3,206	1,744
流動資産合計	227,828	105,332
固定資産		
有形固定資産		
建物	33,914	862
減価償却累計額	16,110	854
建物(純額)	17,803	8
工具、器具及び備品	831,060	807,025
減価償却累計額	765,212	763,092
工具、器具及び備品(純額)	65,848	43,932
有形固定資産合計	83,651	43,941
無形固定資産		
ソフトウェア	1,073	375
無形固定資産合計	1,073	375
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
関係会社株式	0	0
関係会社長期貸付金	750,325	737,325
敷金及び保証金	66,113	-
長期前払費用	260	111
破産更生債権等	59,800	59,800
貸倒引当金	810,125	797,125
投資その他の資産合計	66,374	111
固定資産合計	151,098	44,428
資産合計	378,927	149,761

	前事業年度 (平成22年5月31日)	当事業年度 (平成23年5月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	3,229	8,037
短期借入金	25,000	-
役員短期借入金	-	93,150
未払金	37,742	400,116
未払費用	3,485	4,218
未払法人税等	11,503	15,048
前受金	4,250	-
預り金	4,070	31,823
本社移転費用引当金	-	6,622
その他	-	0
流動負債合計	89,282	559,017
固定負債		
長期預り金	183,374	179,624
固定負債合計	183,374	179,624
負債合計	272,657	738,642
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,731,544	2,766,644
資本剰余金		
資本準備金	3,858,180	3,893,280
資本剰余金合計	3,858,180	3,893,280
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	6,491,169	7,256,520
利益剰余金合計	6,491,169	7,256,520
株主資本合計	98,555	596,595
新株予約権	7,713	7,713
純資産合計	106,269	588,881
負債純資産合計	378,927	149,761

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月 31日)
売上高	4 129,172	4 142,404
売上原価	1 72,887	1 102,497
売上総利益	56,285	39,907
販売費及び一般管理費		
役員報酬	50,289	51,359
給与手当	132,202	91,241
業務委託費	40,403	27,400
研究開発費	2 389,051	2 315,179
減価償却費	3,269	8,574
その他	150,452	114,767
販売費及び一般管理費合計	765,669	608,522
営業損失 ( )	709,384	568,615
営業外収益		
受取利息	4 1,588	6
為替差益	-	583
その他	832	74
営業外収益合計	2,421	663
営業外費用		
支払利息	188	154
株式交付費	2,254	275
支払手数料	44,128	-
売上割引	4 275	-
為替差損	474	-
支払保証料	100	-
営業外費用合計	47,420	430
経常損失 ( )	754,383	568,382
特別利益		
貸倒引当金戻入額	4 25,000	4 13,000
新株予約権戻入益	1,672	-
主要株主株式短期売買利益返還益	2,864	-
前期損益修正益	5 11,479	-
特別利益合計	41,016	13,000
特別損失		
投資有価証券評価損	6,826	-
減損損失	6 7,025	6 18,134
固定資産除却損	3 51	3 0
たな卸資産評価損	31,808	-
本社移転損失	-	7 117,972
本社移転費用引当金繰入額	-	7 72,651
特別損失合計	45,712	208,759
税引前当期純損失 ( )	759,079	764,141
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
法人税等合計	1,210	1,210
当期純損失 ( )	760,289	765,351

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)		当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品売上原価					
1 商品期首棚卸高		103,973		65,809	
2 当期商品仕入高		30,928		19,538	
3 他勘定振替高	1			55,640	
合計		134,902		140,988	
4 商品期末棚卸高		65,809		23,958	
5 他勘定振替高	2			14,533	
商品売上原価		69,092	94.8	102,497	100.0
役務収益原価					
1 労務費		1,418	2.0		
2 経費		2,376	3.3		
当期総製造費用		3,795	5.2		
期首仕掛品棚卸高					
合計		3,795			
期末仕掛品棚卸高					
役務収益原価		3,795			
売上原価合計		72,887	100.0	102,497	100.0

他勘定振替高の内容は次の通りであります。

1 項目 貯蔵品振替 55,640千円

2 項目 工具及び器具備品の振替 14,533千円

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
前期末残高	2,503,831	2,731,544
当期変動額		
新株の発行	227,712	35,100
当期変動額合計	227,712	35,100
当期末残高	2,731,544	2,766,644
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	3,630,468	3,858,180
当期変動額		
新株の発行	227,712	35,100
当期変動額合計	227,712	35,100
当期末残高	3,858,180	3,893,280
資本剰余金合計		
前期末残高	3,630,468	3,858,180
当期変動額		
新株の発行	227,712	35,100
当期変動額合計	227,712	35,100
当期末残高	3,858,180	3,893,280
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	5,730,880	6,491,169
当期変動額		
当期純損失 ( )	760,289	765,351
当期変動額合計	760,289	765,351
当期末残高	6,491,169	7,256,520
利益剰余金合計		
前期末残高	5,730,880	6,491,169
当期変動額		
当期純損失 ( )	760,289	765,351
当期変動額合計	760,289	765,351
当期末残高	6,491,169	7,256,520
株主資本合計		
前期末残高	403,419	98,555
当期変動額		
新株の発行	455,424	70,200
当期純損失 ( )	760,289	765,351
当期変動額合計	304,864	695,151



	前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
当期末残高	98,555	596,595
新株予約権		
前期末残高	2,654	7,713
当期変動額		
新株予約権の発行	9,485	-
新株予約権の行使	4,426	-
当期変動額合計	5,059	-
当期末残高	7,713	7,713
純資産合計		
前期末残高	406,074	106,269
当期変動額		
新株の発行	455,424	70,200
新株予約権の発行	9,485	-
新株予約権の行使	4,426	-
当期純損失( )	760,289	765,351
当期変動額合計	299,804	695,151
当期末残高	106,269	588,881

## 【継続企業の前提に関する事項】

前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
<p>当社は、当事業年度においても、760,289千円の当期純損失を計上しております。医薬品の研究開発には、長い期間と多額の費用が必要です。研究開発費は事業上の先行投資となり、その後の投資資金回収とはタイムラグが生じます。そのためベンチャー（バイオ）企業が当該事業を行う場合、数期にわたり当期純損失と営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上してしまう傾向があります。当社においても、癌治療薬ECI301が平成21年の6月に米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）より新薬治験開始届（IND：Investigational New Drug）の承認を得て、プロトコル（治験手順）を決定し、現在慎重に第 相臨床試験が進められている段階にあり、多額の研究開発投資が先行し、研究協力金ならびに細胞動態解析装置等の販売による収入では、研究開発費及び運転資金を賄うことができない状況が続いており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。</p> <p>当該状況に対応すべく、当社は事業資金の調達、売上増加及び経費削減に取り組んでおります。</p> <p>事業資金の調達につきましては、研究開発資金等の調達を目的として平成22年1月12日開催の取締役会決議に基づき、同年1月29日に第三者割当方式で株式発行総額約10億円相当の第12回新株予約権（権利行使価額：29,000円）を発行いたしました。当該新株予約権の平成22年5月31日現在での権利行使額は208,800千円、未行使残高は791,700千円となっております。</p> <p>売上増加につきましては、創薬及び創薬関連事業は収益性の高いプロジェクトに資源を集中投下しております。癌治療薬ECI301は、米国での臨床試験開始に合わせて、国内外、それぞれ複数の大手製薬会社とライセンス契約の締結交渉を開始し、粘り強く交渉を続けてきましたが、本年6月、新規に米国の有力なライセンス契約締結支援コンサルタントであるGAC社と契約し、欧米大手製薬会社との契約交渉を推進しております。また、本年4月には、中国の中稷実業投資有限公司（以下、「中稷社」）と、中国国内におけるECI301のライセンスアウト契約を含む戦略的提携基本合意契約を締結しました。なお、本件の契約一時金につきましては、入金遅延から平成22年5月期の売上計上は見送りましたが、その後両社協議し、4月に締結した戦略的提携基本合意契約に記載の「支払方法」と「支払期日」に係わる規約を一部変更し、早急に共同研究所を設立した上で、契約一時金は当該研究所を通して授受することで合意し、双方とも契約内容の履行に協力することを確認しております。</p>	<p>当社は、当事業年度においても、765,351千円の当期純損失を計上し、当事業年度末において588,881千円の債務超過となっております。</p> <p>当該状況により、当社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。</p> <p>当社は、当該状況を解消すべく、創薬開発をはじめとする再生医療プロジェクトの着実な進展ならびに安定収益事業の確立に向け一層積極的な営業活動に努めるとともに、役員報酬の減額をはじめ事業費用の削減を進め、限られた経営資源である人材、設備、資金、ノウハウを効率的に無駄なく活用して経営効率を高めて参ります。また、必要に応じて、効果的な事業資金の調達を行うべく、当社はエクイティファイナンスによる資金調達に関しての引受候補先との協議・交渉を進めております。今後は、エクイティファイナンスによる資金調達の実現に向け、その作業を進めるとともに、その後においても必要に応じて適宜資金調達を行って参ります。</p> <p>以上の施策のもと当社は今後とも創薬をはじめとする再生医療に向けた研究開発に邁進してまいります。しかし、これらの改善策は景気の動向や医薬品業界の動向の影響等により十分な営業成績をあげることができない可能性、十分に事業費用が削減できない可能性、資金調達が順調にすすまない可能性があるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。</p> <p>なお、財務諸表はは継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。</p>

前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
	<p>他に、韓国大手製薬会社とも、韓国国内におけるライセンス契約と同国における治験の共同開発、ならびに韓国政府の財政支援による「産官学共同 R &amp; D プロジェクト (韓国南部の大邱市に建設する先端医療複合団地開発計画)」への共同参加等を含む包括的提携を、平成23年 5月期の上半期中にまとめるべく交渉を推進中です。これらのライセンス契約締結となれば、段階に応じて契約一時金、マイルストーン、ロイヤリティ収入が見込めます。創薬ツール供給事業に関しましては、国内外で研究会、セミナー等を開催し、機器の拡販に努めております。昨年12月以降、上海、北京、大連で「ECI301とTAXIScanテクノロジー」についてのセミナーを開催し、成長目覚ましい中国市場の開拓に尽力してまいりましたが、その成果の一つとして、本年 3月、天津天士力健康医薬器械有限公司 (中国大手製薬会社である天津天士力集团有限公司の子会社) と、同社に対して中国における TAXIScan-FL (蛍光細胞動態解析装置) の独占販売権を供与する契約の締結に至りました。今後、同社との提携関係をさらに他の装置に拡大し、一段の拡販を目指してまいります。</p> <p>経費削減につきましては、研究開発に関連する取引先との友好な関係を維持しながらのコスト削減を進めております。今後も、採算重視の経営方針の徹底と経営合理化による原価・経費の削減を進める中で、安定した経営基盤の確立を図って参ります。</p> <p>しかしながら、資金調達に関しましては、現時点では新株予約権の具体的な権利行使時期ならびに権利行使額については未確定です。また、中稷社からの契約一時金の授受に関しましては、早急に共同研究所を設立した上で、当該研究所を通してライセンス料の決済を行うということで合意しましたが、研究所の設立時期、一時金の決済時期等は未確定であり、他の製薬会社との EC I 301 のライセンスアウト契約締結時期、金額、入金時期等も未確定であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。</p>

## 【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価 法(評価差額は全部純資産直入法 により処理し売却原価は移動平 均法により算定しております) 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの _____  時価のないもの 同左
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 商品 移動平均法に基づく原価法(収益性 の低下による簿価切下げの方法) (2) 貯蔵品 実験用薬品 移動平均法に基づく原価法(収益 性の低下による簿価切下げの方 法) その他 最終仕入原価法に基づく原価法 (収益性の低下による簿価切下げ の方法)	(1) 商品 同左 (2) 貯蔵品 実験用薬品 同左  その他 同左
3 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 平成19年 3月31日以前に取得した もの 法人税法に規定する旧定率法 平成19年 4月 1日以降に取得した もの 法人税法に規定する定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 3～15年 工具、器具及び備品 3～10年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、 自社利用のソフトウェアについ ては、社内における利用可能期間 (5年)に基づいております。	(1) 有形固定資産 同左          (2) 無形固定資産 同左

項目	前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
4 繰延資産の処理方法	(1) 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	(1) 株式交付費 同左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左  (2) 本社移転費用引当金 本社移転に伴い発生する損失に備えるため、これに係る原状回復費用等の見積もり額を計上しております。 なお、本社移転費用引当金の貸借対照表計上額は日本社ビルの敷金及び保証金相当額を控除した残額を計上しております。
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

## 【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
—————	(資産除去債務に関する会計基準等の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。これにより、当事業年度に税引前当期純損失が30,000千円増加しております。

## 【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
(損益計算書関係) 前事業年度において、販売費及び一般管理費の「コンサルタント料」を区分掲記しておりましたが、明瞭性の観点から、当事業年度においては「業務委託費」「その他」に含めて表示することとしました。なお、当事業年度の「業務委託費」「その他」に含まれる「コンサルタント料」は29,951千円であります。	—————

## 【注記事項】

## (貸借対照表関係)

該当事項はありません。

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)																				
<p>1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。 4,697千円</p> <p>2 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は389,051千円であります。</p> <p>3 固定資産除却損は工具、器具及び備品の除却によるものです。</p> <p>4 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 売上高 46,000千円 受取利息 1,547千円 売上割引 275千円 貸倒引当金戻入額 25,000千円</p> <p>5 前期損益修正益の内容は次のとおりです。 過年度のたな卸資産計上額の修正 11,479千円</p> <p>6 減損損失 当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実験用器具備品</td> <td>工具、器具及び備品</td> <td>東京都目黒区</td> <td>7,025千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、原則として、事業の種類別セグメントを基準としてグルーピングを行っております。また、将来の使用が見込まれなくなった資産については、個々の物件単位で資産のグルーピングを行っております。 保有する実験用器具備品の一部について将来の使用が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失(7,025千円)を特別損失に計上いたしました。 回収可能額の算定にあたっては、市場価額に基づく正味売却価額により測定しております。</p> <p>7 _____</p>	用途	種類	場所	金額	実験用器具備品	工具、器具及び備品	東京都目黒区	7,025千円	<p>1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。 2,221千円</p> <p>2 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は309,623千円であります。</p> <p>3 同左</p> <p>4 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 売上高 20,740千円 貸倒引当金戻入額 13,000千円</p> <p>6 減損損失 当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧本社社屋の建物付属設備</td> <td>建物</td> <td>東京都目黒区</td> <td>15,204千円</td> </tr> <tr> <td>実験用器具備品及び什器備品</td> <td>工具、器具備品</td> <td>同上</td> <td>2,930千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、原則として、事業の種類別セグメントを基準としてグルーピングを行っております。また、将来の使用が見込まれなくなった資産については、個々の物件単位で資産のグルーピングを行っております。 当社は平成23年6月中に本社移転を行っており、本社移転時に廃棄する予定の固定資産について、帳簿価格を回収可能額(0円)まで減額し、減損損失(18,134千円)を特別損失に計上いたしました。</p> <p>7 当社は平成23年6月に本社を移転しましたが、本社移転に伴い発生する原状回復費等の見積もり額について本社移転費用引当金繰入として計上しております。また貸借契約解除に伴う違約金等の発生額のうち金額の確定した部分については本社移転損失として計上しております。</p>	用途	種類	場所	金額	旧本社社屋の建物付属設備	建物	東京都目黒区	15,204千円	実験用器具備品及び什器備品	工具、器具備品	同上	2,930千円
用途	種類	場所	金額																		
実験用器具備品	工具、器具及び備品	東京都目黒区	7,025千円																		
用途	種類	場所	金額																		
旧本社社屋の建物付属設備	建物	東京都目黒区	15,204千円																		
実験用器具備品及び什器備品	工具、器具備品	同上	2,930千円																		

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月31日)

内容の重要性が乏しく、また契約の一件当たりの金額が少額のため記載を省略しております。

当事業年度(自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)

内容の重要性が乏しく、また契約の一件当たりの金額が少額のため記載を省略しております。

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年 3 月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年 3 月10日)を適用しております。

時価を把握することが極めて困難とみられる子会社株式

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	0千円
計	0千円

上記については、市場価額がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当事業年度(自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)

子会社株式及び関係会社株式で時価のあるものはありません。

時価を把握することが極めて困難とみられる子会社株式

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	0千円
計	0千円

上記については、市場価額がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)																																																
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">329,639</td></tr> <tr><td>子会社株式</td><td style="text-align: right;">158,691</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td style="text-align: right;">48,908</td></tr> <tr><td>持分買取損失</td><td style="text-align: right;">148,437</td></tr> <tr><td>未払事業税及び事業所税</td><td style="text-align: right;">3,364</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">1,905,339</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">61,827</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">2,656,208</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">2,656,208</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">_____</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">_____</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">_____</td></tr> </table>	貸倒引当金	329,639	子会社株式	158,691	投資有価証券	48,908	持分買取損失	148,437	未払事業税及び事業所税	3,364	繰越欠損金	1,905,339	その他	61,827	繰延税金資産小計	2,656,208	評価性引当額	2,656,208	繰延税金資産合計	_____	繰延税金負債合計	_____	繰延税金資産の純額	_____	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">324,350</td></tr> <tr><td>子会社株式</td><td style="text-align: right;">158,691</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td style="text-align: right;">48,908</td></tr> <tr><td>持分買取損失</td><td style="text-align: right;">98,958</td></tr> <tr><td>未払事業税及び事業所税</td><td style="text-align: right;">5,984</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">2,191,822</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">99,741</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">2,928,457</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">2,928,457</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">_____</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">_____</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">_____</td></tr> </table>	貸倒引当金	324,350	子会社株式	158,691	投資有価証券	48,908	持分買取損失	98,958	未払事業税及び事業所税	5,984	繰越欠損金	2,191,822	その他	99,741	繰延税金資産小計	2,928,457	評価性引当額	2,928,457	繰延税金資産合計	_____	繰延税金負債合計	_____	繰延税金資産の純額	_____
貸倒引当金	329,639																																																
子会社株式	158,691																																																
投資有価証券	48,908																																																
持分買取損失	148,437																																																
未払事業税及び事業所税	3,364																																																
繰越欠損金	1,905,339																																																
その他	61,827																																																
繰延税金資産小計	2,656,208																																																
評価性引当額	2,656,208																																																
繰延税金資産合計	_____																																																
繰延税金負債合計	_____																																																
繰延税金資産の純額	_____																																																
貸倒引当金	324,350																																																
子会社株式	158,691																																																
投資有価証券	48,908																																																
持分買取損失	98,958																																																
未払事業税及び事業所税	5,984																																																
繰越欠損金	2,191,822																																																
その他	99,741																																																
繰延税金資産小計	2,928,457																																																
評価性引当額	2,928,457																																																
繰延税金資産合計	_____																																																
繰延税金負債合計	_____																																																
繰延税金資産の純額	_____																																																
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>当事業年度において、税引前当期純損失を計上しているため開示を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">同左</p>																																																

## (企業結合等関係)

前事業年度(自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)

該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

当事業年度(自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)

当社は、本社オフィス（目黒区）の賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりましたが、平成23年 6月中にて本社移転を行ったため、本社オフィス（目黒区）に係る敷金及び保証金相当額のうち原状回復費用に充当され回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり敷金及び保証金相当額から減額し、当該金額を当期の費用としております。



## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)		当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)	
1株当たり純資産額	464.88円	1株当たり純資産額	2,763.30円
1株当たり当期純損失金額	3,759.99円	1株当たり当期純損失金額	3,560.59円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失(千円)	760,289	765,351
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失(千円)	760,289	765,351
普通株式の期中平均株式数(株)	202,205	214,951
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第3回新株予約権 1,090株 第5回新株予約権 200株 第6回新株予約権 750株 第7回新株予約権 1,650株 第11回新株予約権 9,990株	第3回新株予約権 1,090株 第5回新株予約権 200株 第6回新株予約権 750株 第7回新株予約権 1,650株 第11回新株予約権 9,990株 第12回新株予約権 27,300株

## (重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)
<p>1. 当社は、平成22年 8月20日開催の取締役会において、平成22年 8月26日から平成22年 9月 6日までを払込期間とする第三者割当増資による普通株式の募集について、決議しております。当該第三者割当増資の内容は次のとおりであります。</p> <p>発行する株式の種類及び数 普通株式 3,900株 募集時における発行済株式数 212,000株 募集後における発行済株式数 215,900株 発行価額 1株につき18,000円 発行価額の総額 70,200,000円 発行価額のうち資本へ組入れる額 1株につき9,000円 払込期間 平成22年 8月26日～平成22年 9月 6日 割当先及び株式数 泉 辰男 1,675株 東洋システム株式会社 2,225株 資金使途 運転資金</p>	<p>1. 社団法人再生医療を考える会との共同研究契約及び共同研究用設備売買契約の締結 当社は平成23年6月1日に(社団法人)再生医療を考える会との間で共同研究契約及び共同研究用設備売買契約を締結いたしました。</p> <p>(共同研究契約) 契約の目的 再生医療を目指した幹細胞分化カニズムの研究 契約の相手先の名称 社団法人再生医療を考える会 契約締結の時期 平成23年6月1日 契約の内容 研究実施期間：平成23年6月1日から平成25年5月31日 契約額：20,000千円 支払方法：平成23年7月5日までに全額を一括で支払う 契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響 当該共同研究契約に基づく契約額20,000千円は今後2期にわたり収益に計上する予定であります。</p> <p>その他重要な事項 該当事項はありません。</p> <p>(共同研究用設備売買契約) 契約の目的 CPC培養設備一式の売却 契約の相手先の名称 社団法人再生医療を考える会 契約締結の時期 平成23年6月1日 契約の内容 本件設備を譲渡する。 契約額：35,000千円 支払方法：前金で15,000千円、残金は設備完成後に支払う 契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響 当該共同研究用設備売却額35,000千円は平成24年5月期に収益計上する予定であります。</p> <p>その他重要な事項 該当事項はありません。</p> <p>2. 本社及び研究施設(青葉台ラボ)の移転 当社は平成23年6月16日に、東京都目黒区青葉台の本社の川崎テックセンタービル(神奈川県川崎市幸区堀川町580-16)1Fへの移転と、本社オフィス内研究施設(青葉台ラボ)の韓国大邱カトリック大学と川崎テックセンタービルへの移設を決定し、7月上旬までに移転及び移設を完了しました。当該川崎テックセンタービルへの移転に伴い敷金及び保証金として8,353千円を差し入れております。また、この本社移転及び研究施設の移設により、今後当社の年間のオフィス賃借料負担は60,000千円強軽減されます。</p>

## 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	33,914		33,051 (15,204)	862	854	2,589	8
工具、器具及び備品	831,060	14,651	38,686 (2,930)	807,025	763,092	33,476	43,932
有形固定資産計	864,974	14,651	71,737 (18,134)	807,888	763,947	36,066	43,941
無形固定資産							
ソフトウェア	8,033			8,033	7,657	697	375
無形固定資産計	8,033			8,033	7,657	697	375
長期前払費用	260		149	111			111
繰延資産							
繰延資産計							

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 販売デモ用蛍光細胞動態解析装置 14,533千円

2 当期減少額のうち、( )内は内書きで減損損失の計上額を記載しております。当社は平成23年6月中に本社移転を行っており、本社移転時に廃棄する予定の固定資産について、帳簿価額を回収可能額(0円)まで減額し、減損損失(18,134千円)を特別損失に計上いたしました。

3 工具、器具及び備品のうち、3,499千円は子会社セルテ㈱への譲渡によるものであります。

## 【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	810,125			13,000	797,125
本社移転費用引当金		72,651		66,029	6,622

(注1) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、貸倒引当金設定の金銭債権に対し入金があったものです。

(注2) 本社移転費用引当金の当期減少額の「その他」は、旧本社ビルの敷金及び保証金相当額66,029千円を相殺したことによる減少額です。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	274
預金	399
普通預金	399
外貨預金	
小計	674
合計	674

## 売掛金

## (イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
柳韓洋行	46,000
G Eヘルスケア・ジャパン(株)	1,330
その他	132
合計	47,463

## (ロ)売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	次期繰越高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
17,425	92,312	62,274	47,463	56.4	128.3

(注) 1 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

2 当期回収額には、為替差損 341千円が含まれております。また回収率の算定にあたっては、その金額を控除しております。

## 商品及び製品

品目	金額(千円)
細胞動態解析装置	23,958
合計	23,958

## 原材料及び貯蔵品

品目	金額(千円)
実験用薬品	5,013
治験薬	3,513
その他	1,595
合計	10,123

## 前渡金

相手先	金額(千円)
ハーレー(株)	10,000
その他	128
合計	10,128

## 未収消費税等

相手先	金額(千円)
源泉所得税(給与・役員報酬)	19,930
住民税	6,130
科学技術振興機構	3,500
その他	2,262
合計	31,823

## 関係会社長期貸付金

相手先	金額(千円)
(株)セルテ	737,325
合計	737,325

## 破産更生債権等

相手先	金額(千円)
ナノマックス(株)	59,800
合計	59,800

## 短期借入金

相手先	金額(千円)
鈴木幹雄	85,650
その他	7,500
合計	93,150

## 買掛金

相手先	金額(千円)
平田機工(株)	4,691
(株)サイエンスサポート	832
東和科学(株)	553
その他	1,959
合計	8,037

## 未払金

相手先	金額(千円)
住友不動産(株)	186,137
社会保険料	41,396
社員給与	36,479
InnoBio Ventures	25,862
役員報酬	21,449
その他	88,791
合計	400,116

## 長期預り金

相手先	金額(千円)
独立行政法人科学技術振興機構	179,624
合計	179,624

## 預り金

相手先	金額(千円)
源泉所得税(給与・役員報酬)	19,930

住民税	6,130
科学技術振興機構	3,500
その他	2,262
合計	31,823

## 未払法人税等

相手先	金額(千円)
事業税	13,838
住民税	1,209
合計	15,048

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日、5月31日
1単元の株式数	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区大手町二丁目6番2号 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区大手町二丁目6番2号 東京証券代行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL <a href="http://www.effectorcell.co.jp/investors/">http://www.effectorcell.co.jp/investors/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。



## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第11期 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日) 平成22年 8月27日 関東財務局長に提出。

事業年度 第12期 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日) 平成23年 9月30日 関東財務局長に提出。

#### (2) 有価証券報告書の確認書

事業年度 第11期 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日) 平成22年 8月27日 関東財務局長に提出。

事業年度 第12期 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日) 平成23年10月 3日 関東財務局長に提出。

#### (3) 内部統制報告書、内部統制報告書の確認書

事業年度 第11期 (自 平成21年 6月 1日 至 平成22年 5月31日) 平成22年 8月27日 関東財務局長に提出。

事業年度 第12期 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日) 平成23年10月 3日 関東財務局長に提出。

#### (4) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第12期第1四半期 (自 平成22年 6月 1日 至 平成22年 8月31日) 平成22年10月14日 関東財務局長に提出。

第12期第2四半期 (自 平成22年 9月 1日 至 平成22年11月30日) 平成23年 1月14日 関東財務局長に提出。

第12期第3四半期 (自 平成22年12月 1日 至 平成23年 2月28日) 平成23年 4月14日 関東財務局長に提出。

第13期第1四半期 (自 平成23年 6月 1日 至 平成23年 8月31日) 平成23年10月14日 関東財務局長に提出。

第13期第2四半期 (自 平成23年 9月 1日 至 平成23年11月30日) 平成24年 1月13日 関東財務局長に提出。

第13期第3四半期 (自 平成23年12月 1日 至 平成24年 2月29日) 平成24年 4月16日 関東財務局長に提出。

#### (5) 臨時報告書

平成23年 6月16日 関東財務局長に提出

上記は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号 (訴訟の提起) の規定に基づく臨時報告書であります。

平成23年 6月16日 関東財務局長に提出

上記は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号 (訴訟の解決) の規定に基づく臨時報告書であります。

平成23年 9月16日 関東財務局長に提出

上記は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2 (株主総会における議決権行使の結果) の規定に基づく臨時報告書であります。

平成23年 9月20日 関東財務局長に提出

上記は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号 (代表取締役の異動) の規定に基づく臨時報告書であります。

平成23年9月20日関東財務局長に提出

上記は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（会計監査人の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成23年9月20日関東財務局長に提出

上記は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成24年5月1日関東財務局長に提出

上記は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成24年5月1日関東財務局長に提出

上記は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号（訴訟の提起）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成24年5月1日関東財務局長に提出

上記は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号（訴訟の解決）の規定に基づく臨時報告書であります。

(6) 臨時報告書の訂正報告書

平成23年9月28日関東財務局長に提出

訂正報告書（上記(5)臨時報告書（平成23年9月20日関東財務局長に提出（会計監査人の異動））の訂正報告書）

(7) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第11期(自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)平成23年5月27日関東財務局長に提出

事業年度 第12期(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)平成23年10月7日関東財務局長に提出。

事業年度 第12期(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)平成23年11月25日関東財務局長に提出

(8) 四半期報告書の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書の確認書

第12期第1四半期(自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)平成23年5月27日関東財務局長に提出。

第12期第2四半期(自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)平成23年6月27日関東財務局長に提出。

第12期第3四半期(自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)平成23年6月27日関東財務局長に提出。

(9) 有価証券届出書及び添付書類

平成23年11月16日関東財務局長に提出

(10) 有価証券届出書の訂正届出書

平成23年11月22日関東財務局長に提出

訂正届出書（上記(9)有価証券届出書及び添付書類（平成23年11月16日関東財務局長に提出）の訂正届出書）

平成23年11月28日関東財務局長に提出

訂正届出書 (上記(9)有価証券届出書及び添付書類 (平成23年11月16日関東財務局長に提出) の訂正届出書)

(11)内部統制報告書の訂正報告書、内部統制報告書の訂正報告書の確認書

第12期 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日) 平成23年10月19日に関東財務局長に提出

## 第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

### 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

## 第四部 【特別情報】

### 第1【最近の財務諸表】

当社は、継続開示会社のため、該当事項はありません。

### 第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 8 月25日

株式会社 E C I  
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 塩 野 治 夫指定社員  
業務執行社員 公認会計士 臼 井 聡

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 E C I の平成21年6月1日から平成22年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 E C I 及び連結子会社の平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度においても、780,721千円の当期純損失ならびに584,618千円の営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上している。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象として、平成22年8月20日開催の取締役会において、平成22年 8 月26日から平成22年 9 月 6 日までを払込期間とする第三者割当増資が決議された旨の記載がされている。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 E C I の平成22年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社 E C I が平成22年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 4月16日

株式会社 E C I  
取締役会 御中

阪神公認会計士共同事務所

公認会計士 小谷 陽亮 印

公認会計士 山中 雄太 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 E C I の平成23年 6月 1日から平成24年 5月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年 12月 1日から平成24年 2月29日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年 6月 1日から平成24年 2月29日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

私たちは、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 E C I 及び連結子会社の平成24年 2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当第3四半期連結累計期間においても、294,771千円の四半期純損失を計上し、849,011千円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。  
当該事項は、私たちの結論に影響を及ぼすものではない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は第13回新株予約権につき、平成24年 3月21日、平成24年 4月 6日、平成24年 4月12日及び平成24年 4月13日付で一部権利行使があり、新株式の発行を行っている。  
当該事項は、私たちの結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年9月30日

株式会社 E C I  
取締役会 御中

阪神公認会計士共同事務所

公認会計士 小谷 陽亮

公認会計士 山中 雄太

### < 財務諸表監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 E C I の平成22年6月1日から平成23年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、私たちの責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 E C I 及び連結子会社の平成23年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度においても、788,290千円の当期純損失を計上し、当連結会計年度末において593,626千円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

2. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、資産除去債務に関する会計基準を適用している。

### < 内部統制監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 E C I の平成23年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、私たちの責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、私たちに内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。私たちは、内部統制監査の結果として意見表明のための合

理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、株式会社 E C I が平成23年 5 月31日現在の財務報告に係る内部統制は重要な欠陥があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

内部統制報告書に記載されているとおり、会社グループは全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制に重要な欠陥があり、会社は全ての重要な取引に対して経理処理の再検討を行った。この結果、必要な修正はすべて連結財務諸表に反映されており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年 8 月25日

株式会社 E C I  
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 塩 野 治 夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 臼 井 聡

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 E C I の平成21年6月1日から平成22年5月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 E C I の平成22年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1 . 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度においても、760,289千円の当期純損失を計上している。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

2 . 重要な後発事象として、平成22年8月20日開催の取締役会において、平成22年 8 月26日から平成22年 9 月 6 日までを払込期間とする第三者割当増資が決議された旨の記載がされている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年 9月30日

株式会社 E C I  
取締役会 御中

阪神公認会計士共同事務所

公認会計士 小谷 陽亮

公認会計士 山中 雄太

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 E C I の平成22年 6月1日から平成23年 5月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 E C I の平成23年 5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は当事業年度においても、765,351千円の当期純損失を計上し、当事業年度末において588,881千円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

2. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より、資産除去債務に関する会計基準を適用している。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。